

# 第5次男女共同参画 さっぽろプラン

令和5年度～令和9年度



札幌市



## はじめに

札幌市では、性別に関わりなく、互いに人権を尊重し責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、平成15年1月に「札幌市男女共同参画推進条例」を施行しました。

同年4月には、条例に基づき「男女共同参画さっぽろプラン」を策定し、その後、社会経済情勢の変化や時代の要請に対応するため改訂を重ね、この度、現行の第4次プランが計画期間を終えることから、第5次プランを新たに策定しました。

これまで、札幌市では、男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画に関する意識啓発やワーク・ライフ・バランス、女性の活躍推進のための取組を進めるとともに、重大な人権侵害であるDVや性暴力の防止に向けた取組を行ってきました。また、性的マイノリティの方々に関する取組も進め、平成29年6月に導入した札幌市パートナーシップ宣誓制度においては、新たに道内自治体との連携を始めるなど、自治体の枠を超えた取組も行ってきました。

全国的に少子高齢化が進行し、人生100年時代が到来するなど、社会経済情勢が刻々と変わっていく中、無意識の偏見を含む固定的な性別役割分担意識などはいまだに根強く残っています。加えて、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大という未曾有の事態は、テレワークやオンラインの活用による柔軟な働き方が浸透するきっかけとなった一方で、多くの人々に経済面や精神面などでの大きな影響を与え、生活困窮やDV、性暴力被害などとりわけ女性をめぐる様々な課題がより浮き彫りになりました。

こうした状況を踏まえ、第5次プランの策定に当たっては、ジェンダー平等に向けた意識改革が最重要であるとの認識に立ち、これを計画の最上段に掲げるとともに、基本的方向の一つとして、新たに「困難や不安を抱える女性への支援」を位置付けました。

令和4年10月に策定した「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」では、まちづくりの重要概念の一つにユニバーサル(共生)を掲げましたが、その実現に向けては、男女共同参画の推進は不可欠であり、札幌市は、市民や企業の皆様と課題を共有しながら、より一層取組を進めてまいります。

最後に、本プランの策定に当たり、ご審議をいただいた札幌市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、多くの貴重なご意見、ご提案をいただいた市民の皆様、関係団体の皆様に、心からお礼を申し上げます。

令和5年(2023年)3月

札幌市長 秋元克広



# 目次

## 第1章 男女共同参画さっぽろプランについて

- 1 基本的な考え方 ..... 1
  - (1) 男女共同参画社会の実現に向けて
  - (2) 位置付け
  - (3) 計画期間
- 2 女性活躍・男女共同参画を取り巻く状況 ..... 4
  - (1) 札幌市の現状
  - (2) 国際社会及び日本の状況
- 3 第4次男女共同参画さっぽろプランの取組状況 ..... 12

## 第2章 第5次男女共同参画さっぽろプランの概要

- 1 基本姿勢 ..... 15
- 2 プランの構成 ..... 16
- 3 施策体系 ..... 17
- 4 数値目標 ..... 18

## 第3章 計画各論

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成

- 1 人権の尊重と男女共同参画の視点に立った意識改革 ..... 20

### 基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり

- 1 働く場における男女共同参画の推進 ..... 24
- 2 男女共同参画を推進するための家庭環境支援 ..... 29
- 3 多様な働き方への支援 ..... 32
- 4 地域における男女共同参画の推進 ..... 35

### 基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現

- 1 配偶者・パートナー等に対するあらゆる暴力の根絶 ..... 38
- 2 多様な性の在り方への理解の促進と支援 ..... 44
- 3 困難や不安を抱える女性への支援 ..... 48
- 4 生涯を通じた女性の健康支援 ..... 53

## 第4章 プランの推進にあたって

1 計画の推進について	57
2 男女共同参画さっぽろプランの進捗状況の評価と公表	58
3 男女共同参画さっぽろプランの見直し	58

## 付属資料

関連事業	61
札幌市男女共同参画審議会委員名簿	88
諮問書	89
プラン策定に係る経過	90
関係法令	93

※本書に掲載されている第3章<主な事業>、付属資料「関連事業」については、計画策定時において予定している事業です。

# 第1章 男女共同参画さっぽろプランについて

男女共同参画社会とは、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」とされています。

「男女共同参画」は、「女性」のためのものでしょうか。「男性」のためのものでしょうか。男女共同参画が実現された社会においては、性別にかかわらず、「誰もが」自分らしく、様々な活動に参加し、豊かな人生を送っています。

そうした社会の実現に向けて、札幌市は、このプランに基づき取組を続けていきます。

## 1 基本的な考え方

### (1) 男女共同参画社会の実現に向けて

札幌市では、昭和59年(1984年)3月に「札幌市女性のための計画(第1次女性計画)」を策定し、女性の自立と地位向上及び女性の福祉の増進等を図るため、必要な施策や条件整備を進めてきました。

さらに、平成6年(1994年)3月には、家庭や職場、地域社会など、あらゆる場において男女が互いの人権を尊重し、能力と個性を認め合う男女共同参画社会の形成を目指すため、「男女の共同参画型社会を目指すさっぽろ計画(第2次女性計画)」を策定しました。

一方、国においては、平成11年(1999年)6月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、さらに、その実施計画である「男女共同参画基本計画」を平成12年(2000年)12月に策定しました。

札幌市では、男女共同参画社会の実現を緊要な課題と捉え、国の動きとも連動して、平成15年(2003年)1月に「札幌市男女共同参画推進条例」を施行し、同条例第8条に規定する「札幌市男女共同参画計画」として、国内外の動きや新たな課題に対応するための「男女共同参画さっぽろプラン(計画期間:平成15~24年度)」を策定し、取組を進めてきました。

その後、少子・高齢化を始めとした社会経済情勢など様々な変化に対応するため改訂を重ね、この度、「第4次男女共同参画さっぽろプラン(計画期間:平成30~令和4年度)」の計画期間が終了することから、「第5次男女共同参画さっぽろプラン(計画期間:令和5~9年度)」を策定しました。

札幌市では、このプランに掲げた方針・方向性にのっとり、市民が、性別に関わりなく、互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮し、誰もがその利益を均等に享受することができる男女共同参画社会の実現を目指し、札幌市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

## (2) 位置付け

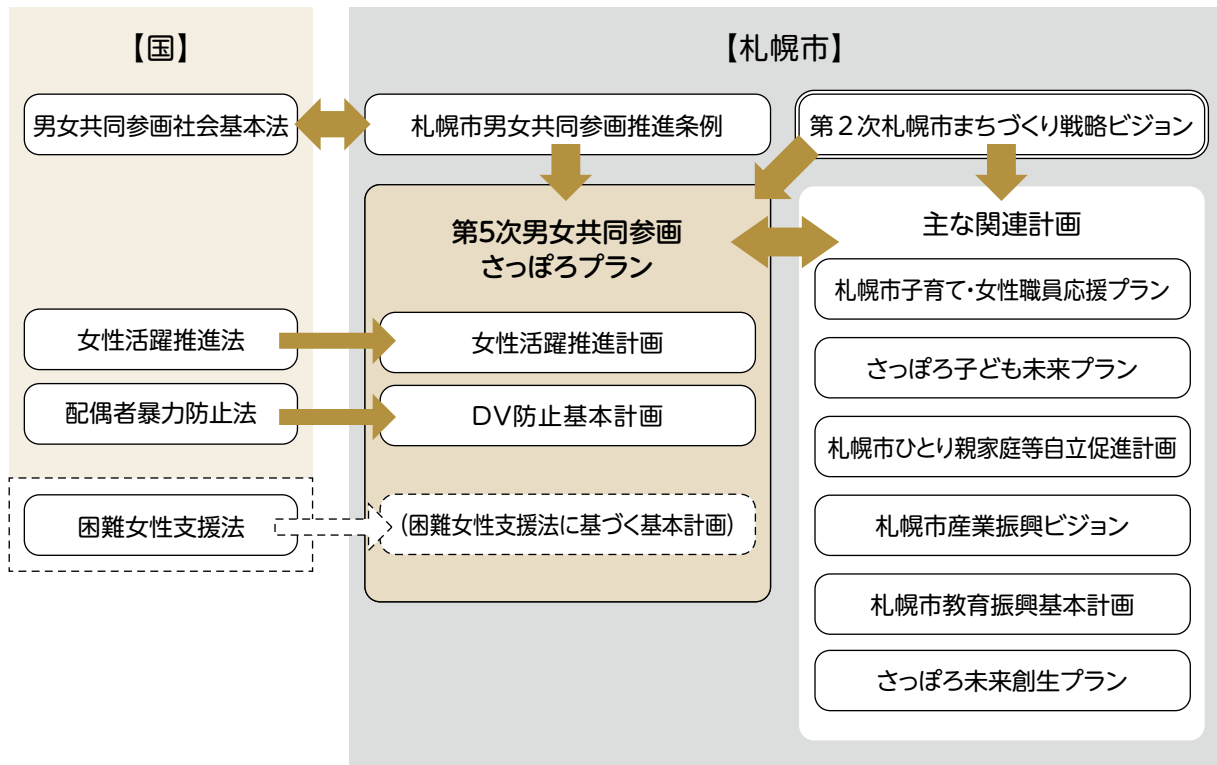
このプランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び札幌市男女共同参画推進条例第8条に基づく基本的な計画として策定します。

このプランでは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に定める市町村推進計画及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)」に定める市町村基本計画を包含しています。

また、札幌市のまちづくりの基本的な指針である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の個別計画に位置付けられるとともに、「さっぽろ子ども未来プラン」や「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」を始め、関わりのある各分野の個別計画とも連携して推進していきます。

さらに、生活困窮やDV(ドメスティック・バイオレンス)、性暴力被害、家庭関係破綻など女性をめぐる問題が多様化、複雑化してきた中で、国においては女性への支援の在り方について検討されていましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、こうした問題がより浮き彫りになりました。これらを背景として、令和4年(2022年)5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」が成立し、女性が日常生活や社会生活を営むに当たり、女性であることにより直面する課題への支援が法制化されました。法律の施行は令和6年(2024年)4月となっていますが、法律で策定を求められている「市町村基本計画」として、今後このプランで位置付けることを見込み、体系的かつ効果的な施策の展開について庁内一体となって検討していきます。

## &lt;全体の位置付け図&gt;



## (3) 計画期間

令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までの5年間とします。

## 2 女性活躍・男女共同参画を取り巻く状況

### (1) 札幌市の現状

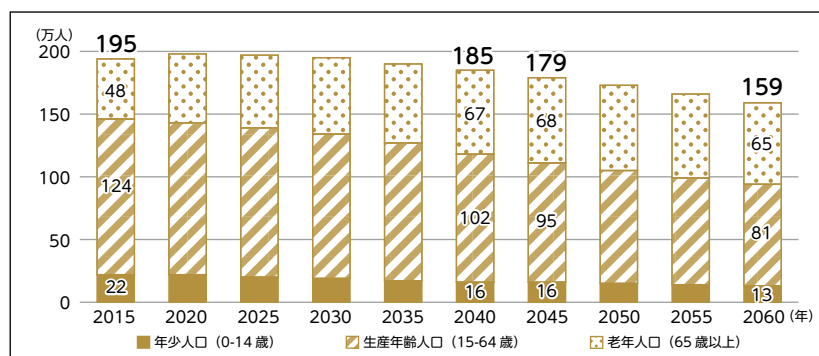
札幌市では、平成15年(2003年)の「男女共同参画さっぽろプラン」の策定から20年が経過しましたが、札幌市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」などの結果を見ると、男女共同参画社会の実現は、現在も非常に困難な状況にあります。この現実を打破するためにも、市民、企業、行政が課題を共有した上で、今後より一層の危機感を持って共に取り組んでいく必要があります。

また、人口構成、世帯構成の変化や、新型コロナウイルス感染症といういまだ経験したことがない未曾有の危機など、目まぐるしく変化する社会情勢の中において、男女共同参画を推進していくことは、地域社会の担い手や労働力の確保につながり、一人一人が個性と能力を十分に発揮できる、持続可能な活力ある社会の実現に資することになります。

#### 人口の減少社会の到来

札幌市の人口は、平成21年(2009年)以降、出生数を死亡数が上回る自然減少となっておりますが、自然減少を補う形で、道内を中心とした市外からの転入超過(社会増加)が続いたことにより、令和4年(2022年)現在、約197万人に達しています。しかしながら、これまで増加の一途をたどってきた人口も減少局面を迎えつつあり、令和22年(2040年)の推計値は185万人となるなど、今後は、減少に転じることが予測されています。これは、少子化の影響はもとより、20代の若年層の道外への転出超過が続いていることも一つの要因であると考えられます。2040年代には生産年齢人口が100万人を割り、総人口に占める割合の低下も予想され、今後札幌市は、労働力不足や市内総生産の伸び悩みなど経験したことがない問題に直面することになります。

一方、65歳以上の高齢者人口は増加の一途をたどり、令和27年(2045年)にはピークを迎え、総人口の約4割となる68万人に達することが見込まれます。【図A】

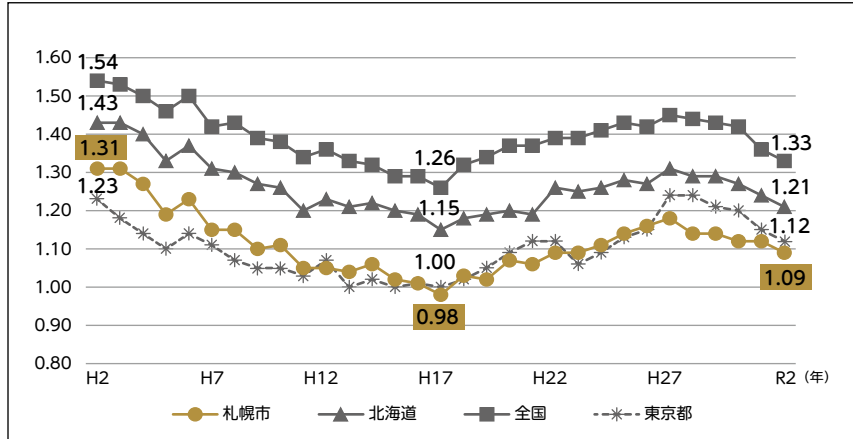


図A「札幌市の人口の将来見通し  
(各年10月1日現在)」  
(出典:総務省「国勢調査」、札幌市  
作成)

注:2015年の総数には年齢「不詳」を含む。  
四捨五入により合計が一致しない場合もある。



また、札幌市の令和2年(2020年)の合計特殊出生率は1.09で、これは都道府県で最も低い東京都の1.12を0.03ポイント下回っており、札幌市の合計特殊出生率がいかに低い状況にあるかがわかります。【図B】

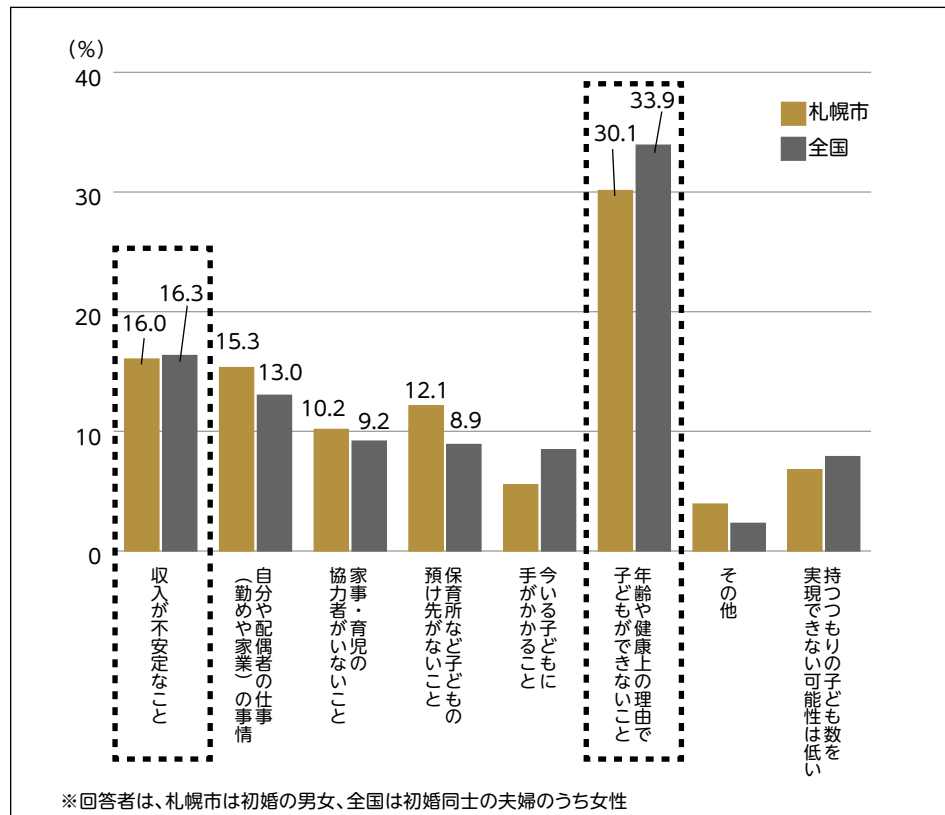


図B「札幌市・北海道・全国・東京都の合計特殊出生率」  
(出典:厚生労働省「人口動態統計」)

希望する子どもの数を持つことができない理由として、「年齢や健康上の理由」や「収入が不安定なこと」が挙げられており、年齢が上がるにつれて出産に伴うリスクが上昇することや不妊に対する不安、そして経済的な面への不安が影響しているものと考えられます。

また、「自分や配偶者の仕事の事情」「子どもの預け先がないこと」及び「家事・育児の協力者がいないこと」を理由に挙げる人も一定割合存在し、育児と仕事の両立に不安を感じていることがわかります。

【図C】



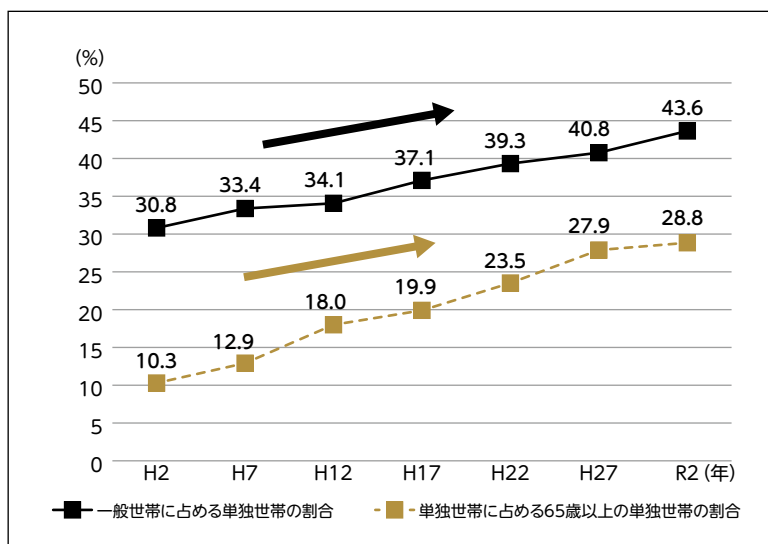
図C「札幌市及び全国の持つつもりの子どもの数が持てない場合の理由別割合」  
(複数回答、不詳含まない。)

【出典】札幌市:札幌市まちづくり政策局「2018次期未来創生プラン策定のための調査・分析」  
全国:厚生労働省「2015出生動向基本調査」

## 世帯構成の大きな変化と若年層の転出

札幌市においては、進学や就職を契機とした道内からの若年層の転入等による単独世帯の増加や、女性就業者の増加などを背景として共働き世帯が増加するなど世帯構成にも大きな変化が生じています。

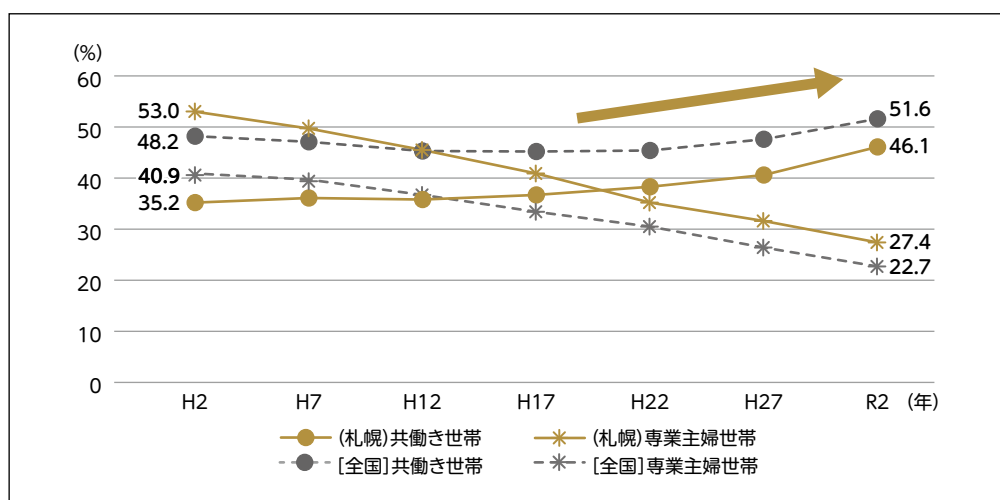
一般世帯に占める単独世帯の割合は、平成2年(1990年)には、30.8%でしたが、30年後の令和2年(2020年)には一般世帯の4割超の43.6%を構成するまでになっており、その割合は、全国平均の38.1%を上回るペースで推移しています。加えて、単独世帯の中に占める65歳以上の単独世帯の割合は、平成2年(1990



図D「札幌市の単独世帯の推移」(出典:総務省「国勢調査」)

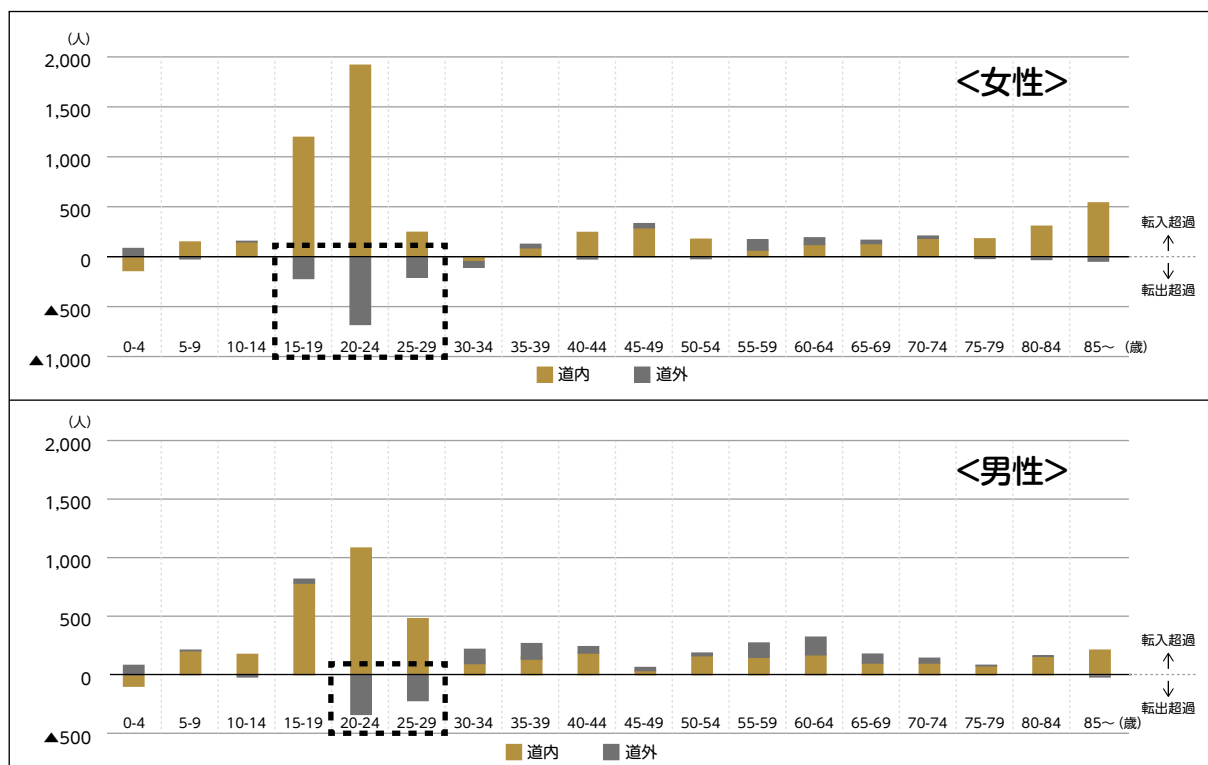
年)には、10.3%でしたが、30年後の令和2年(2020年)には、28.8%と約3倍の割合に増加しています。【図D】 こうしたことから、今後、孤立や不安を抱える世帯が急速に増加する可能性に十分注視していかなければなりません。

また、共働き世帯(夫も妻も有業の世帯)と専業主婦世帯(夫が有業で妻が無業の世帯)の割合に目を向けると、全国的な推移と同様に、札幌市においても専業主婦世帯の割合は減少を続け、その一方で、共働き世帯が増加を続けています。【図E】



図E「札幌市と全国の共働き世帯と専業主婦世帯の推移」(出典:総務省「国勢調査」)

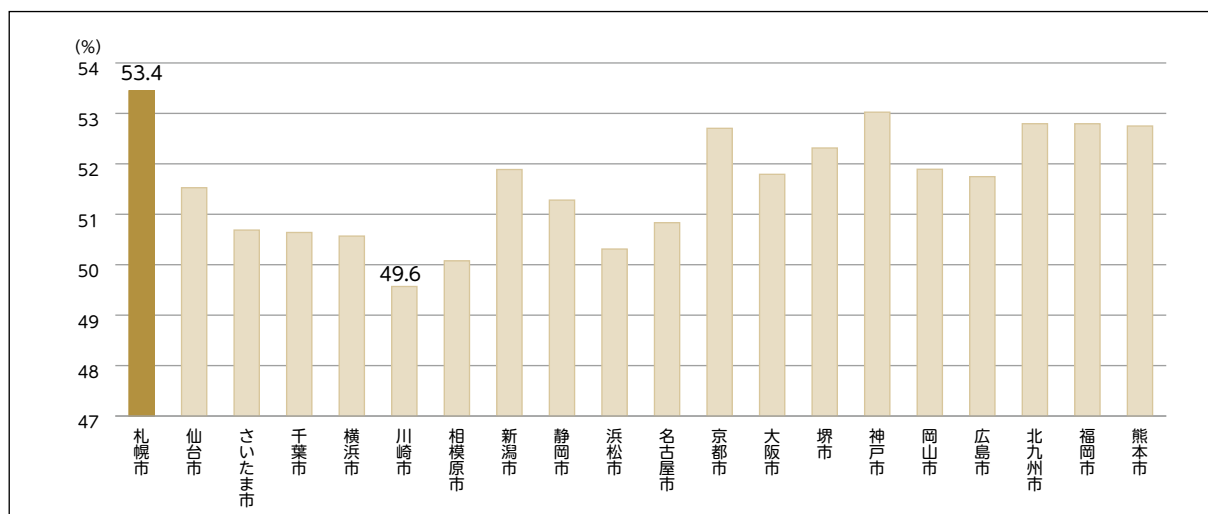
さらに、札幌市においては、道内から若年層が転入する一方、道外との関係では、東京圏への若年層、特に女性の人口流出が顕著であり、今後迎える人口減少局面においては、中小企業等を中心に、人材の確保もより困難になることが予想されます。【図F】



図F「札幌市の男女、道内・道外、年齢(5歳階級)別転入超過数(R3中)」  
(出典:住民基本台帳より札幌市作成。日本人のみの数値)

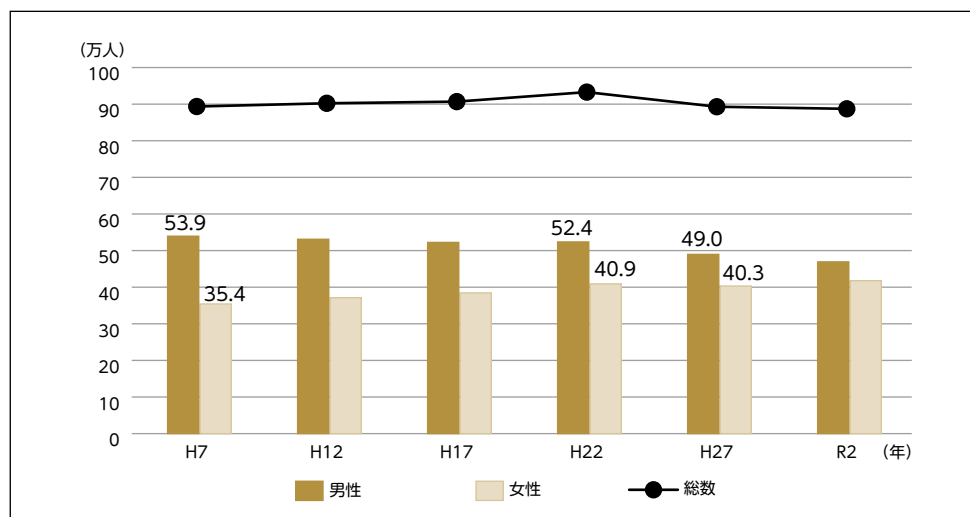
### 女性の人口比率が高い札幌

札幌市は、人口に占める女性の割合が、他の政令指定都市と比較して最も高いという特徴があります。【図G】



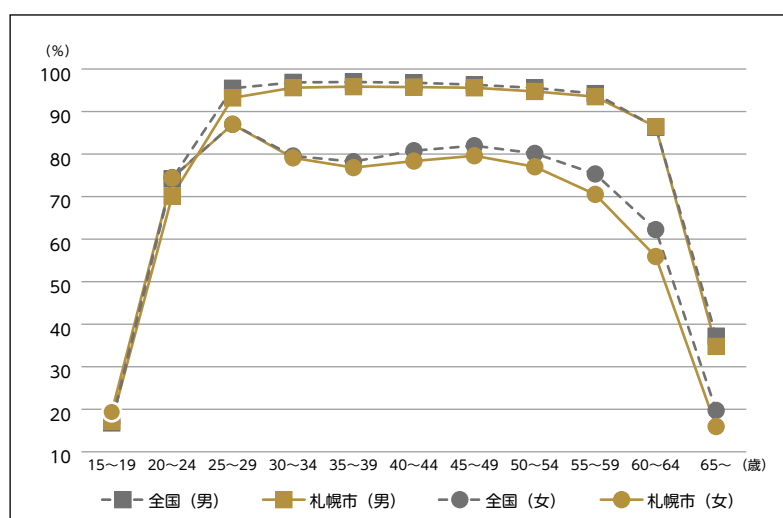
図G「各政令市の人口に占める女性割合」(出典:総務省「R2国勢調査」)

男女別の労働力人口を見てみると、男性は平成7年(1995年)以降減少が続き、平成27年(2015年)には50万人を割っていますが、女性は増加傾向で推移しており、平成22年(2010年)以降は、40万人を超えて推移しています。【図H】



図H「男女別15歳以上労働力人口の推移」(出典:総務省「国勢調査」)

一方、女性の有業率はやや低位にあり、労働力率を男女、年齢別に比べると、25歳以上の年齢階級で女性が男性を下回っており、女性の年齢別労働力率は大きく上昇してきているものの、いまだ「M字カーブ」<sup>1</sup>が存在しています。この要因には、「固定的な性別役割分担意識」<sup>2</sup>を背景に、家事や育児、家族の介護等の家庭生活における責任の多くを女性が担っていることや、男性を中心とした雇用慣行が維持されていることなどにより、男女の間で法律上の差別はなくとも、実質的には機会の不平等が生じているという問題があると考えられます。【図I】



図I「男女別労働力率(全国・札幌市)」(出典:総務省「R2国勢調査(不詳補完値)」)

- 1 【M字カーブ】女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合)を5歳ごとの年齢階級別にグラフで表した場合、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇することから、アルファベットの「M」に近い曲線になること。
- 2 【固定的な性別役割分担意識】性別を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男性は仕事・女性は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと。

## 新型コロナウイルス感染症拡大～ポストコロナ時代への対応

令和2年(2020年)からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、市民の生命や生活、経済、社会、さらには行動・意識・価値観にまで大きな影響を及ぼしています。

例えば、外出自粛や出勤抑制によるテレワークといった在宅での働き方の普及は、男性の家事・育児等への参画を促す好機であり、男女共同参画社会の実現に向け、ポストコロナ時代においても働き方の一つとして定着していくよう市民の行動変容を促すことが必要です。

一方、新型コロナウイルス感染症の拡大により、全国的に男女ともに非正規雇用労働者が大きく減少するなど雇用情勢が悪化し、とりわけ宿泊業・飲食サービス業、卸売業・小売業、生活関連サービス・娯楽業等で働く女性の非正規雇用労働者は、大きな影響を受けました<sup>3</sup>。全事業所に占める第3次産業の事業所割合が全国(82.0%)に比べて、87.0%と高い札幌市<sup>4</sup>でも同様に、女性の非正規雇用労働者<sup>5</sup>に深刻な影響を与えました。また、生活不安・ストレスからくる配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化が懸念されているほか、子育てや介護等の男女間の不均衡が解消されず、女性への更なる負担増も懸念されるなど、女性と男性を比較すると、女性に対する社会的・経済的影響が強く現れています。

新型コロナウイルスという、これまで経験したことのない災害級の事象に危機感を持ちながら、今後新たに発生する可能性のある災害に備え、平時のみならず、非常時や緊急時においても男女共同参画の視点を踏まえた環境整備を図る必要があります。

## (2) 国際社会及び日本の状況

### 国際社会の状況

国際社会においては、国連が、昭和50年(1975年)を女性の地位向上を目指す年「国際婦人年」と宣言して以降、男女平等の推進、経済・社会・文化への女性の参加などを目指し様々な取組が行われてきました。

平成2年(1990年)には、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論(ナイロビ将来戦略勧告)」が国連経済社会理事会において採択されました。これにより、平成7年(1995年)までに指導的な地位における女性の割合を30%とする国際的な目標が掲げられました。

<sup>3</sup> 感染拡大期の令和2年においては、令和元年に比べ、男女ともに非正規雇用労働者は大きく減少し、産業別では、宿泊業・飲食サービス業等で女性の非正規雇用労働者が大きく減少した。(出典:厚生労働省「令和3年版労働経済白書 第1-(5)-59図、第1-(5)-60図」)

<sup>4</sup> 出典:総務省・経済産業省「令和3年経済センサス活動調査(速報集計)」

<sup>5</sup> 札幌市における非正規雇用労働者は、女性は約228,000人(女性の全雇用者:約429,000人)、男性は約91,000人(男性の全雇用者:約443,000人)となっている。(出典:総務省「令和2年国勢調査(不詳補完値)」)

平成5年(1993年)の国連世界人権会議において「女性の権利は人権である」ことが確認されるとともに、同年の国連総会で採択された「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」では、「女性に対する暴力」は重大な人権侵害であると位置付けられました。

平成7年(1995年)の北京での第4回世界女性会議では、「女性のエンパワメント」<sup>6</sup>をキーワードに「ナイロビ将来戦略」の評価と見直しを行い、21世紀に向けての指針となる「北京行動綱領」が採択されました。この行動綱領は「女性と健康」「女性に対する暴力」「女性の人権」「女性のメディア」など12の重大問題領域において各国政府が取り組むべき行動が示されています。

平成12年(2000年)には、ニューヨークで国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、北京行動綱領の実施状況を評価・検討し、今後に向けた取組として「政治宣言」と「成果文書」が採択されました。注目すべき点として、DVに対する法律の制定や適切な仕組みの強化、女性や少女に対する暴力に関する啓発活動の実施、男性や少年が持っている固定的な性別役割分担意識の解消のための教育プログラムなどが挙げられるなど、以降、女子差別撤廃委員会や国連女性の地位委員会等における意見や議論を踏まえ、女子差別撤廃条約を積極的に遵守し、北京宣言・行動綱領に沿った取組が国際的に進められてきました。

平成23年(2011年)には、女性・女児に対する差別の撤廃、女性のエンパワメント、「ジェンダー平等」<sup>7</sup>の達成を目的とした国際的な機関として、国連女性機関(UN Women)が設立され、ジェンダー分野における加盟国の支援や取組促進など、世界全域における活動を推進していくことになりました。

平成27年(2015年)には、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連サミットで採択され、その中の「持続可能な開発目標(SDGs<sup>8</sup>)」(「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指し設定された、17のゴールと169のターゲット)において、令和12年(2030年)までに、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられました。

近年では、G7やG20を始め、様々な国際会議や多国間協議においても意思決定への女性の参画拡大が重要課題として取り上げられており、様々な形の国際合意を通じて、諸外国においても女性の参画拡大に向けた取組が加速されています。各国における男女間の格差を測る国際的な指数の一つである「ジェンダー・ギャップ指数」<sup>9</sup>から見ると、日本は「教育」と「健康」分

6 【エンパワメント】自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

7 【ジェンダー平等】性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めていくこと。

8 【SDGs(エス・ディー・ジーズ)】Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略。

9 【ジェンダー・ギャップ指数】各国における男女格差(男性に対する女性の割合(女性の数値/男性の数値))を示す指標。世界経済フォーラム(WEF)が毎年公表しているもので、「経済」「政治」「教育」「健康」の4つの分野のデータから作成される。

野は完全平等<sup>10</sup>に近い一方で、特に「経済」と「政治」分野における順位が低くなっており、諸外国に比べ女性の参画が大きく遅れているといえます。

## 日本の状況

国においては、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」(1972年施行)の改正や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」(1992年施行)の改正、「次世代育成支援対策推進法(次世代法)」(2003年施行)、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」(2015年施行)などにより、女性が社会で活躍するための法的整備が進められてきたものの、日本の男女共同参画の推進状況は、政治分野や経済分野を始め非常に遅れたものとなっています。

令和2年(2020年)12月に閣議決定された国の第5次男女共同参画基本計画は、SDGsの実現に向けた世界の潮流を踏まえ、これからの男女共同参画に係る課題を、社会全体にとっては、「持続可能かつ国際社会と調和した経済社会の実現に不可欠な、国民一人一人の尊重、能力発揮、意思決定への参画」であり、個人にとっては、「性別にとらわれることなく自らの選択によって長い人生を設計することができる環境の整備」であるとし、男女共同参画社会の実現に向けた取組を一段と加速させていくとともに、誰一人取り残されることのない男女共同参画社会の形成の促進を図っています。

また、令和4年(2022年)5月には生活困窮やDV、性暴力被害、家庭関係破綻など女性をめぐる問題が多様化するとともに複合化し、複雑化していることを踏まえ、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」(2024年施行予定)が成立しました。この法律では、女性の福祉・人権の尊重や擁護・男女平等が基本理念として謳われており、今後は、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性、その他の様々な事情により、日常生活や社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性への支援強化を図っていく必要があります。

加えて、令和4年(2022年)6月には、AV出演による被害の防止・被害者の救済を目的とした「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律(AV出演被害防止・救済法)」が成立・施行され、性別や年齢にかかわらず、出演者の個人の人格の尊重、心身の健康及び私生活の平穩その他の利益の保護などが明記されました。

<sup>10</sup>【完全平等】ジェンダー・ギャップ指数における各分野のスコアにおいて、男女間の格差がない状態のこと(1が完全平等、0が完全不平等)。「ジェンダー・ギャップ指数2022」における日本の分野別のスコアは、教育は1.000、健康は0.973、経済は0.564、政治は0.061となっている。

### 3 第4次男女共同参画さっぽろプランの取組状況

第4次男女共同参画さっぽろプラン(平成30年度(2018年度)～令和4年度(2022年度))の数値目標の達成状況について、直近値と比較すると、活動指標は、目標値を上回る又は目標値どおりの項目が多いものの、成果指標は、達成が難しい又は目標値を下回る項目が多い状況です。

その背景としては、家事や育児、家族の介護等の家庭責任の多くを女性が担っていること、男性を中心とした雇用慣行が維持されていることや固定的な性別役割分担意識が根強いことに加え、新型コロナウイルス感染症によって生じた様々な困難がマイナスに作用したことなどが考えられます。

#### 【数値目標について】

活動指標:「いつまでに、何を、どこまでするか」という数値

成果指標:「取組を行った結果」を示す指標として、目指すべき数値

#### (1) 基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり

項目		策定時数値	直近値	目標値	
活動指標	1	審議会等の委員改選に関する個別働きかけ実施率	—	100% (R3)	100% (R4)
	2	市職員係長昇任試験受験率(女性)	29.6% (H29)	27.8% (R3)	35%以上 (R4)
	3	固定的性別役割分担意識解消に関する啓発事業の参加者数(DV関連を除く)	31,564人 (H28)	127,796人 (H30～R3)	160,000人 (H30～R4)
成果指標	4	札幌市の審議会等における女性委員の登用率	34.0% (H28)	34.0% (R4.6.30)	40% (R4)
	5	札幌市職員の女性管理職割合	13.6% (H29)	16.5% (R4.4.1)	18% (R5.4.1)
	6	男性は仕事、女性は家事や育児という考え方に賛成の人の割合	42.4% (H28市調査)	31.0% (R3市調査)	30%以下 (R3市調査)

審議会の委員改選に関する個別働きかけは、目標値どおり推移していますが、女性委員の登用率は計画策定時と比較して横ばいとなっています。男女共同参画を強力に進めていくためにも、札幌市職員の女性管理職割合も含め、誰もが働きやすい環境整備を進めていく必要があります。



## (2) 基本目標Ⅱ 男女の多様な働き方の推進

項目		策定時数値	直近値	目標値	
活動指標	7	ワーク・ライフ・バランスplus企業認証取得企業数	—	764社 (R4.3.31)	500社 (R4)
	8	認可保育所等定員数	28,325人 (H29)	35,610人 (R4.4.1)	37,739人 (R5.4.1)
	9	働き方に関する啓発事業参加者数	3,743人 (H28)	20,216人 (H30～R3)	20,000人 (H30～R4)
成果指標	10	男性も育児休業・介護休業を積極的に取るべきであると考える人の割合	19.5% (H28市調査)	26.9% (R3市調査)	30% (R3市調査)
	11	管理的職業従事者における女性割合	16.6% (H27国勢調査)	15.3% (R2国勢調査)	25% (R2国勢調査)
	12	待機児童数	7人 (H29)	0人 (R4.4.1)	0人(R2) ※以降継続
	13	職場で男女平等と考える人の割合	17.5% (H28市調査)	19.7% (R3市調査)	50% (R3市調査)
	14	15～64歳までの女性労働力率(平均)	市:64.7% 国:67.3% (H27国勢調査)	市:71.5% 国:73.2% (R2国勢調査)	全国平均以上 (R2国勢調査)

ワーク・ライフ・バランスplus企業認証取得企業数は、目標値を2年度前倒しで達成し、企業における取組が着実に進んでいます。一方、職場において男女平等と考える人の割合は、依然として低く、育児休業・介護休業等の制度の充実と合わせて、それぞれの職場において制度を利用しやすい職場環境の醸成に向けて取り組んでいく必要があります。

## (3) 基本目標Ⅲ 男女の人権の尊重

項目		策定時数値	直近値	目標値	
活動指標	15	性と健康に関する啓発事業参加者数	20,200人 (H28)	53,703人 (H30～R3)	100,000人 (H30～R4)
	16	性的マイノリティに関する啓発事業参加者数	—	36,443人 (H30～R3)	30,000人 (H30～R4)
成果指標	17	避妊法を正確に知っている人の割合(16～19歳)	34.6% (H24)	46.0% (R4)	40% (R4)
	18	「性的マイノリティ」の言葉の認知度(内容を知っている、見聞きしたことがある)	56.6% (H28市調査)	75.1% (R3市調査)	65% (R3市調査)

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、性と健康に関する啓発事業の参加者数については目標値を下回っている状況ですが、引き続き、若年層に女性の健康の保持・増進の意識を持って

もらうための取組を進めていきます。また、性的マイノリティに関する取組については、いずれも目標値を達成し、今後も社会全体での理解促進を図っていきます。

#### (4) 基本目標Ⅳ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

項目		策定時数値	直近値	目標値	
活動指標	19	DV未然防止講座の参加者数 (H28)	3,790人 (H28)	23,329人 (H30～R3)	20,000人 (H30～R4)
	20	パンフレット・リーフレット等 配布数	10,713部 (H28)	47,479部 (H30～R3)	52,500部 (H30～R4)
成果指標	21	札幌市配偶者暴力相談センター の認知度	38.5% (H28市調査)	41.8% (R3市調査)	50% (R3市調査)
	22	DVを経験したときに 相談しなかった割合	30.1% (H28市調査)	37.0% (R3市調査)	20% (R3市調査)
	23	身体的暴力以外の行為を暴力 として認識する人の割合	61.1% (H28市調査)	67.6% (R3市調査)	65% (R3市調査)

活動指標については、新型コロナウイルス感染症の影響がある中においてもデートDV講座を中心に若年層への啓発を行ったことにより、目標は概ね達成しました。一方、成果指標については、相談窓口の認知度は微増にとどまり、また、DVを受けた際に相談しなかった割合が前回調査より上昇するなど、引き続き、相談にしっかりつながるよう関係部局や民間団体等と連携した啓発や取組を進めていきます。

#### (5) 基本目標Ⅴ 男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実

項目		策定時数値	直近値	目標値	
活動指標	24	男女共同参画センターの 利用者数(年間)	357,687人 (H28)	149,690人 (R3)	対前年比増 (毎年)
成果指標	25	男女共同参画センターの 認知度(知っている)	20.4% (H28市調査)	20.3% (R3市調査)	50% (R3市調査)

新型コロナウイルス感染症の拡大による施設休館や貸室等利用制限による影響を受け、利用者数について目標を達成することができませんでしたが、オンラインによる講座の開催に切り替えるなど、状況に応じた教育・学習の実施を行いました。引き続き、男女共同参画センターの認知度が高まるよう効果的な啓発や支援を行っていきます。

## 第2章 第5次男女共同参画さっぽろプランの概要

### 1 基本姿勢

札幌市では、「札幌市まちづくり戦略ビジョン」において、「互いに手を携え、心豊かにつながる共生のまち」を目指すべき都市像に掲げ、年齢や性別、国籍、民族、障がいの有無などにかかわらず、互いの個性や多様性を認め合い、誰もが生きがいと誇りを持ち、安心して暮らすことができる、格差のない共生社会の実現を目指して様々な取組を行ってきました。

令和4年度(2022年度)に新たにスタートした「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」においては、新たに目指すべき都市像として「[ひと][ゆき][みどり]の織りなす輝きが、豊かな暮らしと新たな価値を創る、持続可能な世界都市・さっぽろ」掲げ、SDGsの理念やゴールも踏まえ、一人一人の個性や違いを理解するだけでなく、支える人と支えられる人という一方向の関係性を超え、双方向に支え合う「ユニバーサル(共生)」の視点を重視し、まちづくりにおける諸課題について、分野横断的に統合的な課題解決が図れるよう進めることとしています。

第5次男女共同参画さっぽろプランは、札幌市男女共同参画推進条例やこのプランの上位計画である第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンを踏まえ、次の視点から目標を設定いたしました。

1点目として、男女共同参画の実現に向けては、人権の尊重とジェンダー平等に向けた意識改革が最重要であるという考えの下、基本目標Ⅰに「男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成」掲げました。次に2点目として、あらゆる場面で男女共同参画を進めていくことが必要であるという考えの下、基本目標Ⅱに「あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり」掲げました。最後に3点目として、女性の被害が圧倒的に多いDVや多様な性の在り方など、性別等によって生じている様々な課題に対応するために、基本目標Ⅲに「誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現」を位置付けました。

なお、人権の尊重とジェンダー平等の実現は、国際社会における普遍的かつ分野横断的な価値として、令和12年(2030年)を達成期限とする持続可能な開発目標(SDGs)の全てのゴールの実現に不可欠なものとされています。

#### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 2 プランの構成

第5次男女共同参画さっぽろプランは、札幌市男女共同参画推進条例に規定されている5つの基本理念を具現化するための基本的な計画として策定するものです。

### <条例の基本理念>

- (1) 人権が尊重され、性別にとらわれることなく能力が発揮できること
- (2) 制度及び慣行によって、直接的又は間接的に差別されないこと
- (3) 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画の機会の確保
- (4) 家庭生活における活動と家庭以外のあらゆる分野での活動の両立
- (5) 生涯にわたる女性の性と生殖に関する健康と権利の尊重

このプランは、男女共同参画の推進に関する札幌市の施策を総合的かつ計画的に推進するために3つの基本目標を設定し、その下に9つの施策の基本的方向と、23の施策の柱で構成されています。

### ● 基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成

性別などにかかわらず、家庭・職場・学校・地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の意義や目的が理解されるよう、学校教育や生涯学習などの機会を通じた男女共同参画の基盤づくりを進めます。

### ● 基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり

働く場はもとより、家庭や地域活動などあらゆる場面において、誰もが対等に参画し活動ができるよう、企業や家庭等に向けた支援を行います。

### ● 基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現

重大な人権侵害である配偶者・パートナー等への暴力など、特定の性別や境遇などにより偏在している課題が、改善又は解消されるよう取組を進めます。

また、女性をめぐる様々な課題が多様化、複雑化してきた中で、国においては女性への支援の在り方について検討されてきましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大が契機となって、こうした問題がより浮き彫りにされてきたことを背景として、「困難女性支援法」が施行されることとなりました。こうしたことから、困難な問題を抱えた女性への支援を新たな基本的方向に位置付けました。

### 3 施策体系

#### 基本目標

#### 基本的方向

#### 施策の柱

I  
男女共同参画の実現  
や多様性を尊重する  
意識の醸成

1 人権の尊重と男女共同参画の視点に  
立った意識改革

- ① 人権教育やジェンダー平等に関する教育・学習の推進
- ② ジェンダー平等の視点に立った活動への支援
- ③ 男女共同参画に関する相談体制の充実と情報提供

II  
あらゆる分野で男女  
共同参画の視点を反  
映させるための環境  
づくり

#### 女性活躍推進計画

1 働く場における男女共同参画の推進

- ① 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- ② 更なる女性活躍推進のための意識改革
- ③ 女性の活躍に積極的に取り組む企業等への支援

2 男女共同参画を推進するための家庭  
環境支援

- ① 男性の家庭生活への参画の促進
- ② 就業しながら子育てや介護ができる支援の充実

3 多様な働き方への支援

- ① 就業ニーズに応じた支援
- ② 起業に対する支援

4 地域における男女共同参画の推進

- ① 地域活動での男女共同参画の機運の醸成
- ② 男女共同参画の視点に立った防災体制づくり

III  
誰もが尊厳と誇りを  
持って安心して生き  
られる社会の実現

#### DV防止基本計画

1 配偶者・パートナー等に対するあらゆる  
暴力の根絶

- ① 暴力を許さない社会づくりの推進
- ② DVに関する総合的な支援体制の強化
- ③ DV被害者の子どもに対する各種支援の強化
- ④ 性暴力に関する啓発と被害者の支援

2 多様な性の在り方への理解の促進と  
支援

- ① 市民や企業等に対する啓発
- ② 性の多様性を尊重するための支援・環境の推進

3 困難や不安を抱える女性への支援

- ① 貧困等生活上の困難を抱える女性への支援
- ② 安定した就業機会の確保に向けた支援
- ③ 女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々への対応

4 生涯を通じた女性の健康支援

- ① 女性の生理と妊娠等に関する知識の普及と理解の促進
- ② ライフステージに応じた女性の健康づくりの推進

NEW

## 4 数値目標

男女共同参画の実現に向けた取組の進捗状況を把握し、効果的な推進につなげるため、第4次プランに引き続き、以下の2つの指標を基に数値目標を設定します。

＜活動指標＞ 「いつまでに、何を、どこまでするか」という取組の数値目標を設定

＜成果指標＞ 「取組を行った結果」を示す指標として、目指すべき数値を設定

### ● 基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成

項目		現状値	目標値(R9)
活動指標	1	男女共同参画に関する啓発事業の参加者数(延べ) (デートDV関連除く)	32,601人 (R3)
	2	男女共同参画センターの利用者数(年間)	149,690人 (R3)
成果指標	3	社会全体で男女平等と考える人の割合	10.6% (R3市調査)
	4	男性は仕事、女性は家事や育児という考え方に賛成の人の割合	31% (R3市調査)

### ● 基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり

項目		現状値	目標値(R9)
活動指標	5	市職員係長昇任試験受験率(女性)	27.8% (R3)
	6	働き方に関する啓発事業参加者数(延べ)	3,495人 (R3)
	7	ワーク・ライフ・バランスplus認証企業数(延べ)	764社 (R4.3.31)
	8	就職を希望するここシェルジュSAPPORO登録者のうち、 就職活動を始めた人の割合	50.3% (R3)
成果指標	9	札幌市の審議会等における女性委員の登用率	34.0% (R4.6.30)
	10	札幌市男性職員の育児休業取得率	26.7% (R3)

成果指標	11	札幌市職員の女性管理職割合	16.5% (R4.4.1)	19%(注2) (R7)
	12	管理的職業従事者における女性の割合	15.3% (R2国勢調査)	25% (R7国勢調査)
	13	男性も育児休業・介護休業を積極的に取るべきである と考える人の割合	26.9% (R3市調査)	40% (R8市調査)
	14	待機児童数	0人 (R4.4.1)	0人
	15	15～64歳の女性労働力率	市:71.5% 国:73.2% (R2国勢調査)	全国平均以上 (R7国勢調査)

※ 注1:40%達成後は、40～60%の持続を目指す。

※ 注2:総務局職員部所管の「札幌市子育て・女性職員応援プラン」にて令和7年度末までの目標を設けており、本プランにおいても、これを準用している。

### ● 基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現

項目		現状値	目標値(R9)	
活動指標	16	DV防止講座の参加者数(延べ)	55,715人 (R4.3.31)	80,000人
	17	LGBTフレンドリー指標制度登録企業数(延べ)	64社 (R4.3.31)	150社
	18	困難を抱える女性支援事業における相談件数(年間)	288件 (R3)	360件
	19	性と健康に関する普及啓発人数(延べ)	26,579人 (R3)	130,000人 (R5～R9)
成果指標	20	DVを経験したときに相談しなかった割合	37% (R3市調査)	20%以下 (R8市調査)
	21	「性的マイノリティ」という言葉について、内容まで 知っている人の割合	33.3% (R3市調査)	50% (R8市調査)

# 第3章 計画各論

## 基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成

性別にかかわらず誰もが互いに一人一人の個性と能力を認め、尊重し合うことは、男女共同参画社会を実現するための基盤となるものです。そのためには、家庭・職場・学校・地域などいずれの場においても、男女共同参画の視点が活かされるように、学校教育や生涯学習など、あらゆる世代に向けた取組により意識改革を進めます。

### 基本的方向1 人権の尊重と男女共同参画の視点に立った意識改革

#### 【現状と課題】

全ての人々が個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現していくためには、一人一人が、性別などにかかわらず互いに人権を尊重するという認識を持つことが必要です。

札幌市では、学校教育現場などにおいて、性別による固定観念にとらわれない人権意識、権利義務意識や職業意識が持てるよう、多様な生き方を尊重する男女共同参画の視点を取り入れた教育の推進や学習機会の提供を行ってきたほか、人権尊重やジェンダー平等に関する市民の自主的な活動の広がりが、社会全体の意識改革につながるよう、活動への支援を行ってきました。

令和3年(2021年)に札幌市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」(以下、「市の調査」といいます。)の結果を見ると、男性は仕事、女性は家事や育児と考える人の割合が減少するなど、固定的な性別役割分担意識の解消が進みつつあります。一方で、男女の地位の平等感については、学校教育の場以外の全ての場において「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」と考える人の割合が合わせて5割を超えたことから、私たちの働き方や暮らし方の中には、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が根強く存在していることがわかります。【図1・2】

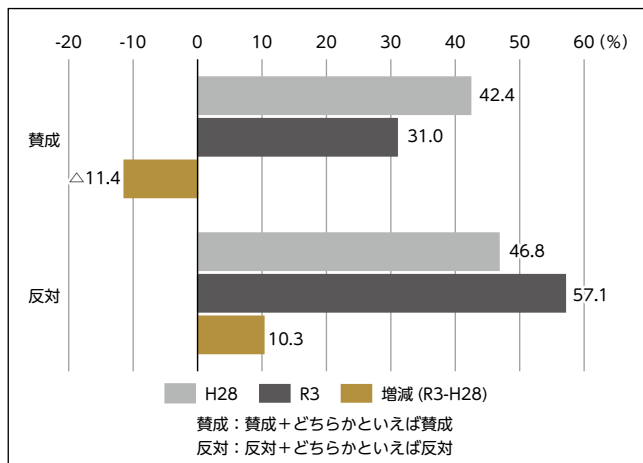


図1 「男性は仕事、女性は家事や育児という考え方に対する意識」(出典:R3市調査)



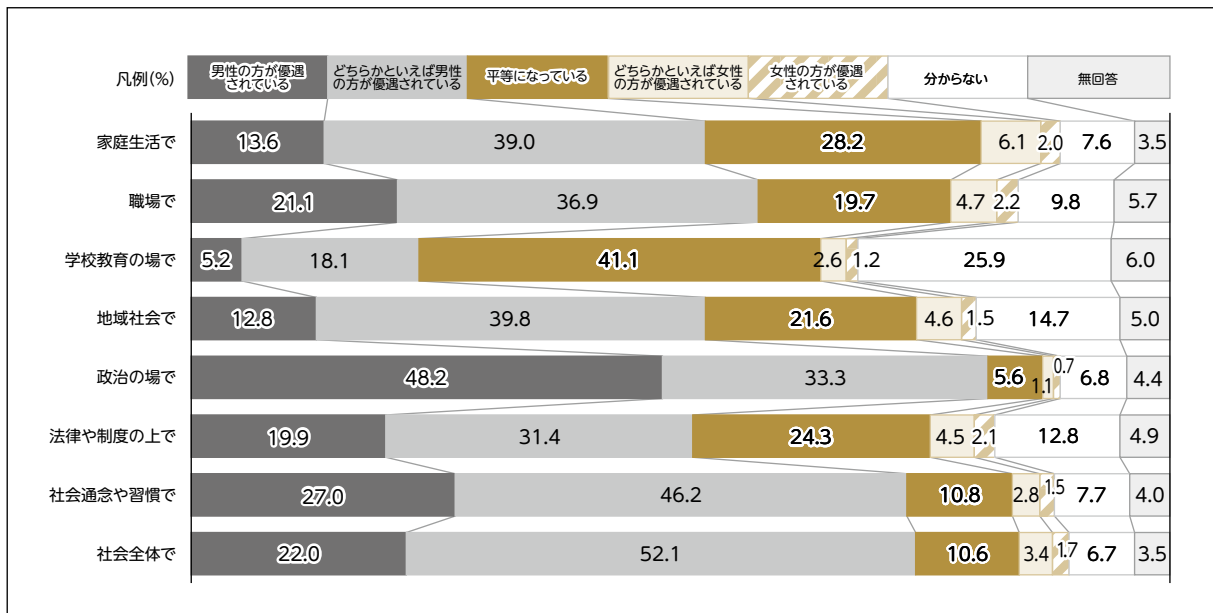


図2「分野ごとの男女の地位の平等感」(出典:R3市調査)

このような意識や固定観念は、往々にして幼少の頃から長年にわたり形成されるものであり、女性と男性のいずれにも存在することから、教育の場や啓発等を通して、男女双方の意識改革に取り組んでいく必要があります。

さらに、固定観念や無意識の思い込み等が原因となって引き起こされる問題の一つとして、職場等における様々な「ハラスメント」<sup>11</sup>があります。代表的なものとして、性的な言動によって引き起こされるセクシュアルハラスメント、また、優越的な関係を背景とした言動によって引き起こされるパワーハラスメントがあり、これらは、個人の尊厳や人格を不当に傷つけるもので一切許されない行為です。近年では、関係法整備等により、その防止対策も強化されているところです。

市の調査では、セクシュアルハラスメントを受けた人の割合は、女性が圧倒的に多く、加えて男性側も被害を受ける割合は上昇しているという結果でした。性別にかかわらず誰もが、加害者にも被害者にもならないための取組が必要です。【図3】

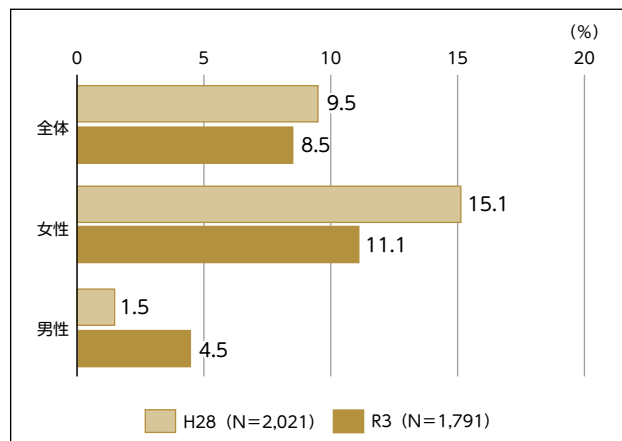


図3「セクシュアルハラスメントを受けたことがある人の割合」(出典:R3市調査)

<sup>11</sup> 【ハラスメント】嫌がらせやいじめのこと。その態様により、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメント、大学や研究機関におけるアカデミックハラスメントなどがある。加えて、最近では、セクシュアルハラスメントの一つとして、性自認や性的指向に関するハラスメント、いわゆる「SOGI(ソジ)ハラスメント」が問題となっている。

人権尊重や男女共同参画推進の阻害要因となりうる、固定的な性別役割分担意識や固定観念等の存在に気付く機会となるような情報を発信し、幅広い世代の市民に教育や学習の機会を提供し続けていくことで、着実に社会全体の意識改革を進めていきます。

## 施策の柱 ① 人権教育やジェンダー平等に関する教育・学習の推進

- 学校教育活動を通じて、児童生徒に対し、一人一人が自他の人権を尊び、互いの個性や多様性を認め合うことを基盤とした人間尊重の教育を推進します。
- 子どもから大人までの幅広い市民にジェンダー平等についての理解を深めてもらえるよう、ジェンダー平等に関する身近な課題の学習ができる機会を提供します。

### 〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
人間尊重の教育	「人間尊重の教育」のガイドラインに基づき、一人一人が自分が大切にされていると実感できる学校づくりについて、教職員の意識向上、校種間の連携による取組、子ども自身の振り返りの手だての構築を図ります。	教育委員会 学校教育部
子ども・若者への男女共同参画啓発事業	未来の男女共同参画社会の担い手である子ども・若者に対し、それぞれの年代や環境に合ったアプローチで、子ども・若者特有の課題を取り扱うなど工夫し、意識啓発を図ります。	市民文化局 男女共同参画室
男女共同参画に関する啓発事業の開催	男女共同参画について市民の理解を深めるため、パネル展や講演会、ワークショップ等の各種啓発事業を行います。	市民文化局 男女共同参画室
さっぽろ市民カレッジ	市民の自己充実や生きがいづくりを支援し、学習の成果を地域社会の発展などにつなげるため、生涯学習センターを拠点として、市民の多様な学習ニーズに対応する学習機会を提供します。当該事業の中で、起業やビジネススキルアップ、社会技能の向上に資する講座を開講し、多様な生き方の選択や社会進出を支援します。	教育委員会 生涯学習部

## 施策の柱 ② ジェンダー平等の視点に立った活動への支援

- ジェンダー平等の達成に資する活動を行う市民や団体等に対し、活動・交流の場の提供や、情報発信等を通じた活動支援を行います。

### 〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
男女共同参画活動団体への支援	男女共同参画に関わる活動を行う市民活動団体の活動支援を行います。また、団体が男女共同参画の視点を持ちながら活動を継続していくために必要な団体運営や資金調達に関する研修の実施や情報提供を行います。	市民文化局 男女共同参画室
男女共同参画活動団体とのネットワーク構築・強化	男女共同参画に関する活動を行う市内外の団体、機関とネットワークを構築し、情報交換・意見交換、各種事業の連携を図ります。	市民文化局 男女共同参画室

## 施策の柱 ③ 男女共同参画に関する相談体制の充実と情報提供

- 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画が推進されるよう、相談支援体制の充実に取り組みます。
- 市民の自主的な活動や交流を促進するため、男女共同参画に関する各種情報の収集・情報提供を行います。また、ジェンダー平等や女性のエンパワーメント支援に関する国際的な取組など、国際的な動向を意識した情報発信に取り組みます。

### 〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
男女共同参画センター相談事業の推進	家庭や社会の中で生じる様々な問題に対して、各種相談を通し、相談者自らが解決できる力をつけるよう適切なアドバイスを行います。	市民文化局 男女共同参画室
テクノロジー分野における男女格差の解消	情報化社会の中で男女が共に自立した生活ができるよう、テクノロジー分野における男女格差の解消につながるような情報提供や学習機会の提供を行います。	市民文化局 男女共同参画室

## 基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり

多様な視点を持って社会情勢の変化に対応できる活力を生み出し、誰もが働きやすく、暮らしやすい社会を実現していくためには、生活のあらゆる場面において男女共同参画の視点が反映されることが重要です。働く場においてはもとより、家庭や地域活動など人々の身近な生活の場にまで男女共同参画の考えが浸透するような取組を進めます。

### 基本的方向1 働く場における男女共同参画の推進

#### 【現状と課題】

男性ばかりではなく、女性も対等な立場で政策・方針決定過程に参画し、女性活躍が進むことは、社会経済情勢の変化による人々の価値観の多様化にも、様々な視点を持って対応することが可能となり、暮らしやすく活力のある社会の実現につながります。

しかし、令和4年(2022年)7月に公表されたジェンダー・ギャップ指数において、日本は、政治・経済分野での男女格差を理由に146か国中116位という結果となり、日本の女性の活躍推進は諸外国と比べ、大きく後れを取っています。【図4】

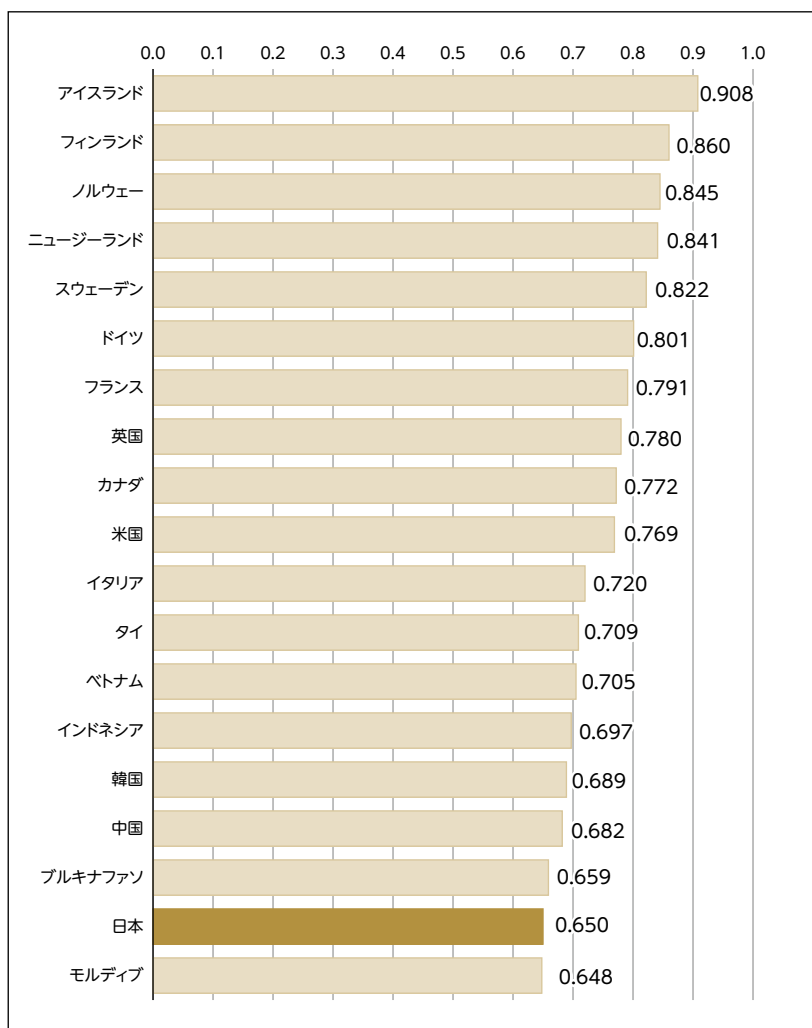


図4「ジェンダー・ギャップ指数」(R4)  
(出典:Global Gender Gap Report 2022)

一方、札幌市は、政令指定都市の中で最も女性人口の割合が高いという特徴を持つことから、政策・方針決定過程への女性の参画拡大など女性活躍の環境づくりを強力に推し進める必要があります。しかし、管理的職業従事者に占める女性の割合は15.3%にとどまり、全国平均よりも低い水準にあります。また、札幌市役所内部においても、市職員の女性管理職割合は徐々に向上しているものの16.5%にとどまり、審議会等委員の女性登用率についても目標である40%に届かない状況が続いているなど、女性の活躍機会が十分に確保されているとはいえません。【図5・6・7】

まずは市役所が率先して、女性活躍の機会確保に積極的に取り組むことで、社会全体の機運の醸成につなげていくことが求められます。

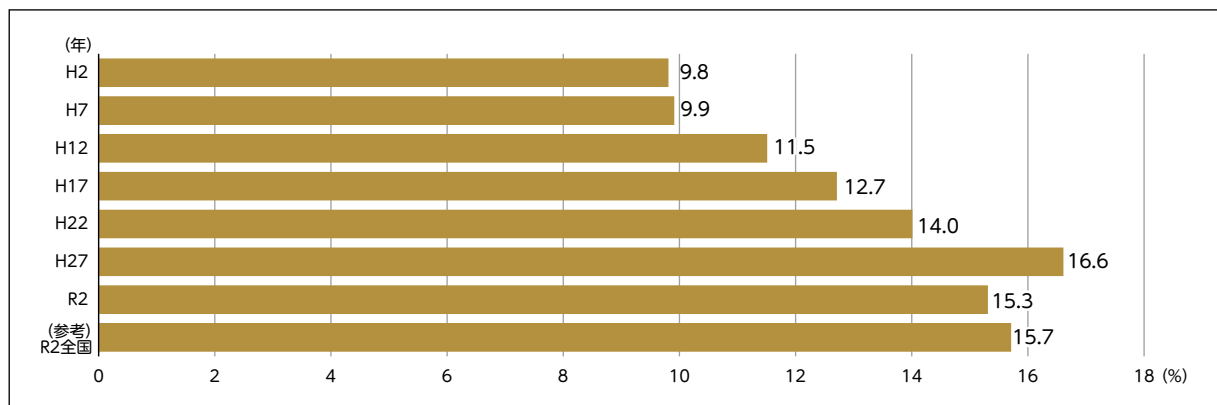


図5「管理的職業従事者における女性の割合(札幌市)」(出典:総務省「R2国勢調査」)

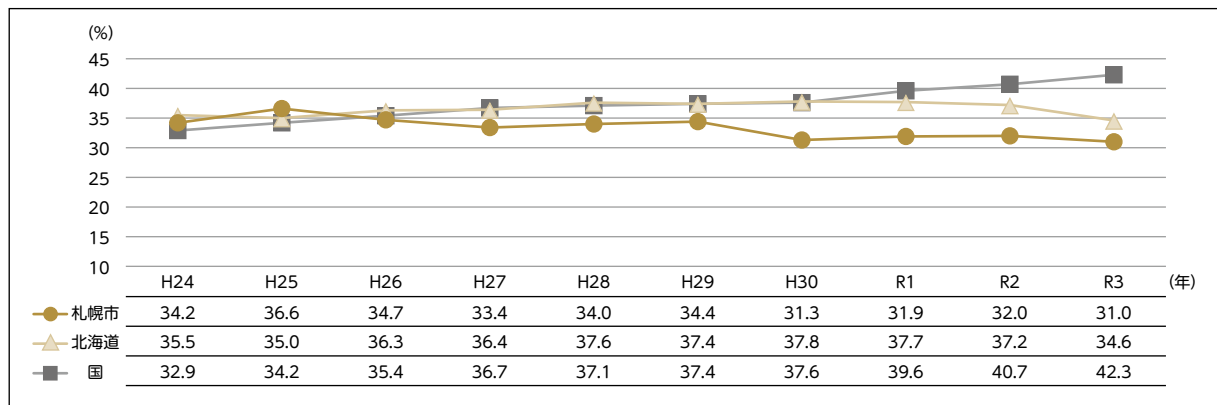


図6「審議会等への女性登用率」  
(出典 札幌市:札幌市市民文化局資料 北海道:北海道資料より作成 国:内閣府資料より作成)

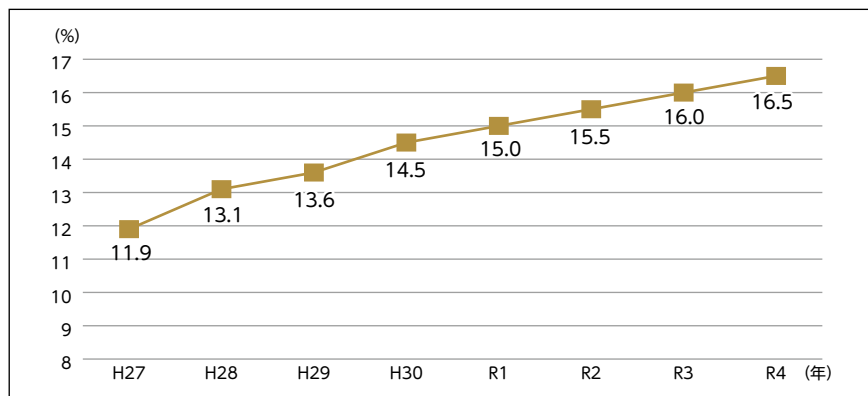


図7「札幌市職員の女性管理職割合(課長職以上)」  
(出典:札幌市総務局資料)

注:特別職、現業職、教職員、派遣受け入れ職員を除く。

また、働く場における男女共同参画の実現に向けては、女性の活躍推進と並行して、男性の活躍の場を家庭に広げることが重要です。市の調査によれば、男性の育児・介護休業の利用について「賛成だが、現実的には取りづらいと思う」という回答が圧倒的に多く、男性の育児・介護休業の利用が少ない理由については、「休業制度を利用しにくい職場の雰囲気があるから」という回答が最も多い結果となり、男性が積極的に家庭に参画しにくい雰囲気や慣行が根強く残っていることがわかりました。【図8・9】

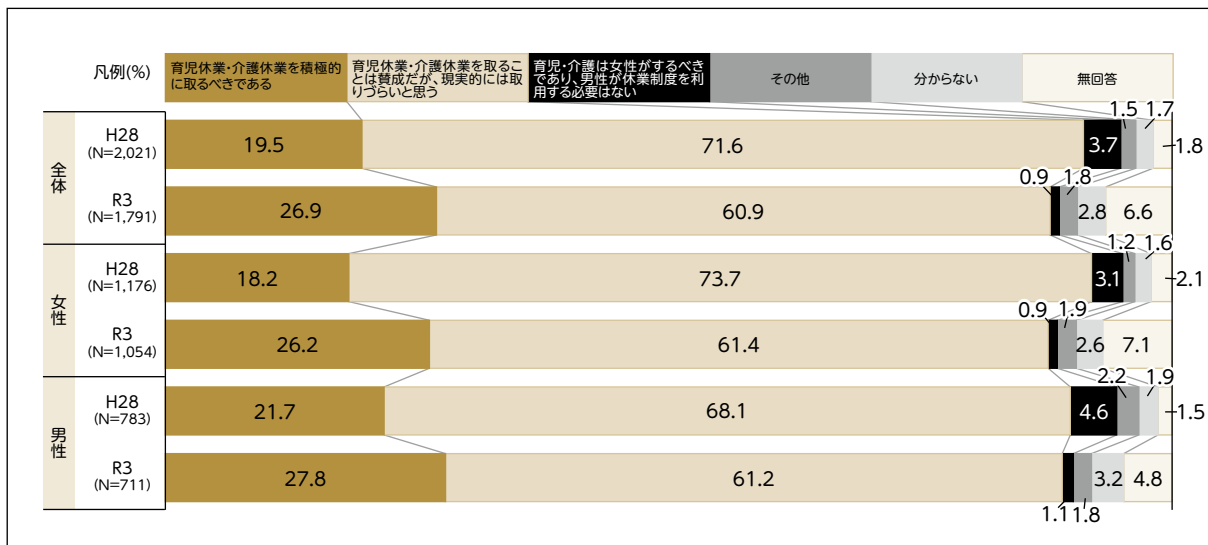


図8 「男性が育児休業や介護休業を利用することについて」(出典:R3市調査)

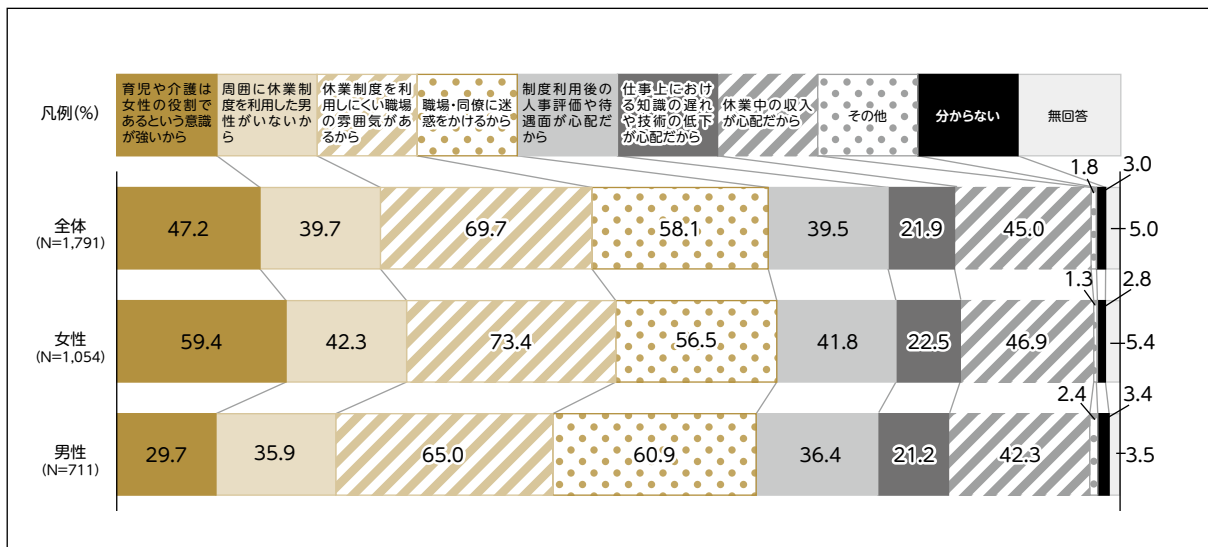


図9 「育児休業・介護休業を利用する男性が少ない理由」(複数回答)(出典:R3市調査)

長時間労働慣行の是正などによるワーク・ライフ・バランスの実現や、コロナ下で広まったテレワーク等多様な働き方の定着を推進することに加え、男性に対して、仕事上の責任は果たしつつ家庭参画も促していくことは、男女が共に仕事と家庭を両立できる職場環境をつくるために重要なことであり、こうした働き方改革に取り組む意識が市内企業に広がるよう、企業に対する支援を行っていくことが求められます。【図10】

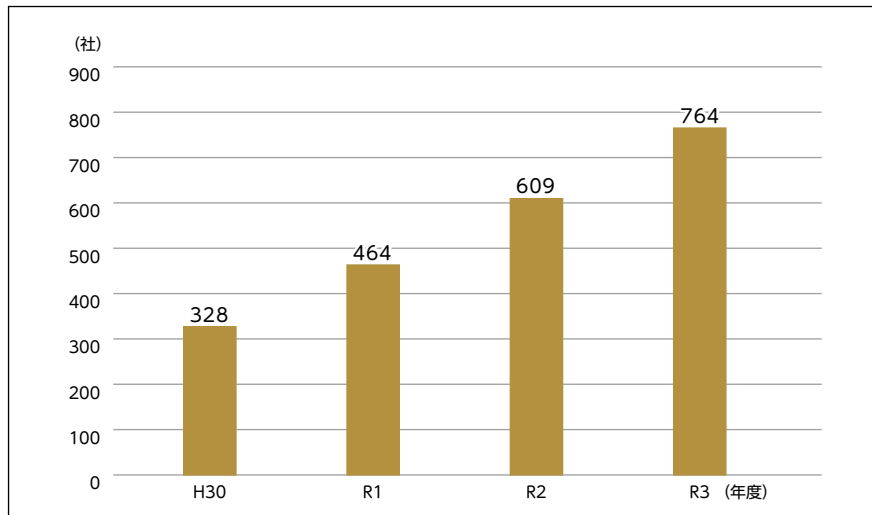


図10「ワーク・ライフ・バランスplus企業認証制度認証企業数(累計)の推移」  
(出典:札幌市市民文化局資料)

## 施策の柱 ① 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- 札幌市の審議会等委員への女性の参画を促進し、登用を拡大することで、多様な視点による市政の政策形成がなされるよう、引き続き取組を続けます。
- 市役所自らが率先して女性職員の登用を推進します。また、女性職員の活躍を後押しする支援や働きやすい環境整備等にも取り組みます。

### 〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
審議会等委員への女性の登用促進	市政における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、審議会等への女性の登用の目標を40%とし、この目標値の早期達成を目指します。	市民文化局 男女共同参画室
札幌市女性職員の登用促進と職域拡大	市女性職員の積極的な登用や職域拡大に努めます。	総務局職員部
市職員の昇任意欲を喚起する取組	男女を問わず多様で有能な人材の登用が組織の活性化や市民サービスの向上につながることから、市職員の昇任意欲を喚起する取組を推進します。	人事委員会事務局

## 施策の柱 ② 更なる女性活躍推進のための意識改革

- 働く場において、女性活躍に関する環境整備や働き方改革等の取組が一層推進されるよう、企業等に向けたセミナー等啓発事業を実施します。また、こうした取組が市内企業に広く浸透するよう、先進的な取組事例等の情報提供や効果的な広報を実施します。
- 男女共同参画に関する意識が社会全体で高まり、働きやすい職場環境の整備が更に推進されるよう、様々な立場の市民に対して必要な情報発信や広報啓発を実施します。

### 〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
男女が共に活躍するための意識啓発	男女が共に働きやすい社会を目指し、札幌市の女性を取り巻く環境の実情や、様々な活躍の形を共有することに加え、女性に限らず、男性や企業、学生などが様々な立場から課題解決の方向性や方策を見出す場として、官民協働のフォーラム等を開催します。	市民文化局 男女共同参画室
女性の継続就業に関する啓発	男女双方の労働者が仕事と家庭の両立を進められるよう男女雇用機会均等法や育児介護休業法の一層の周知徹底を図るほか、制度・仕組みづくりやマネジメントについての学習機会を提供するなど、女性が継続して働き続けられるような啓発を行います。	市民文化局 男女共同参画室

## 施策の柱 ③ 女性の活躍に積極的に取り組む企業等への支援

- ワーク・ライフ・バランスの実現や女性の活躍推進に取り組む企業について、その取組状況に応じて認証し、情報発信することで、企業の取組を紹介する機会を提供するとともに、助成金支給や契約上の優遇等の支援を行います。
- 多様で柔軟な働き方を導入し、働きやすい環境整備に取り組む企業への支援を行います。



〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証制度の運用	ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進に積極的に取り組む企業を独自の基準で認証する「札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証制度」の運用を行い、多様な支援を実施するほか、認証取得企業の広報啓発を行います。	市民文化局 男女共同参画室
育児休業取得助成事業	仕事と子育ての両立支援に取り組む企業を応援するため、ワーク・ライフ・バランスplus認証企業を対象に、一定の要件を満たした企業への助成を行います。	子ども未来局 子ども育成部
ワーク・ライフ支援事業	企業や組織におけるダイバーシティ推進や女性活躍推進、男性の育休取得促進などを企業に働きかけます。また、起業、副業など、柔軟な働き方を支援し、新しい価値を創造するビジネスの創出を促進します。	市民文化局 男女共同参画室
札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業の認証を取得した中小企業への融資	一般中小企業振興資金の「札幌みらい資金」において、札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業の認証を取得した中小企業に対して金融支援を行います。	経済観光局 産業振興部

基本的方向2 男女共同参画を推進するための家庭環境支援

【現状と課題】

女性活躍を推進するためには、働く場における意識改革や環境整備を進めることだけでなく、仕事と両立可能な家庭環境の整備も重要です。

市の調査によると、結婚している人が1日のうち家事(育児、介護含む)に要する時間について、女性の回答は「5時間以上」、男性の回答は「30分以上 1時間未満」が最も多くなっています。【図11】

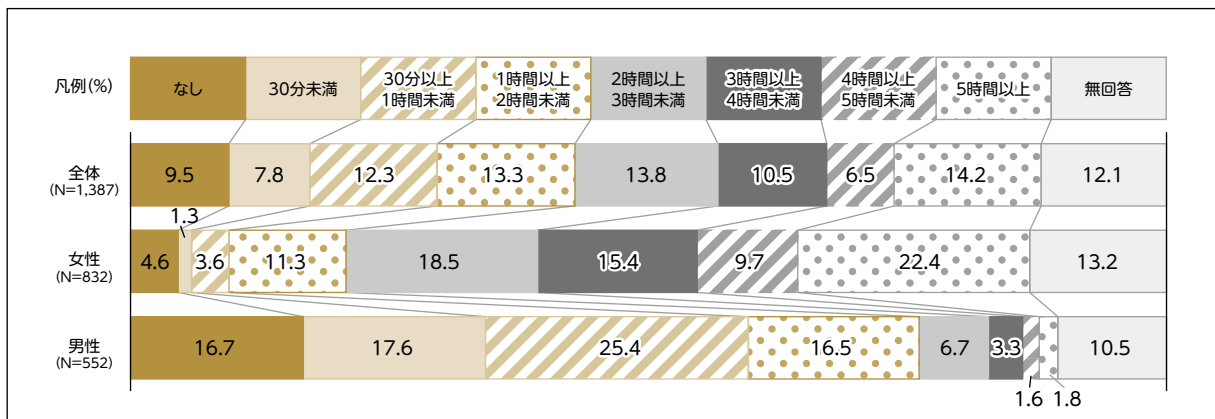


図11「結婚している人が、1日のうちで家事に要する時間(育児、介護を含む)」(出典:R3市調査)

また、家族のケアに関するその他の調査においても、女性の育児休業取得率88.2%に対し、男性は10.2%であるほか、主な家族介護者の男女別比率は、その約62%が女性であるなど、家事・育児・介護の責任は大きく女性に偏っていることがわかりました。【図12・13】

	全 国		北海道	
	女性	男性	女性	男性
H28	81.8%	3.16%	82.5%	2.5%
H29	83.2%	5.14%	81.5%	2.2%
H30	82.2%	6.16%	91.3%	3.5%
R1	83.0%	7.48%	92.1%	4.5%
R2	81.6%	12.65%	91.6%	5.9%
R3	85.1%	13.97%	88.2%	10.2%

図12「民間企業における育児休業取得率(全国・北海道)」  
(出典 全国:厚生労働省「雇用均等基本調査」、北海道:北海道「就業環境実態調査」)

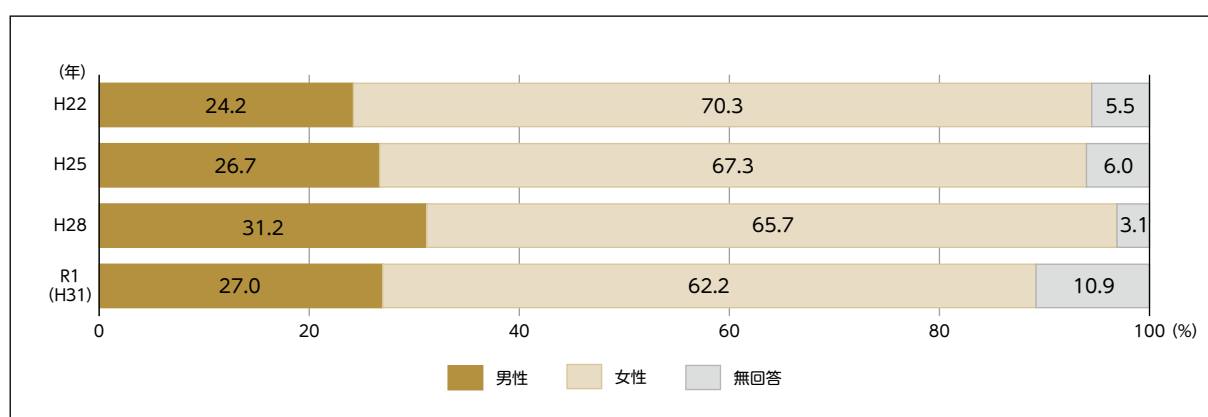


図13「家族介護における介護者の男女別比率(札幌市)」(出典:札幌市保健福祉局「要介護(支援)認定者意向調査」)

こうしたことから、男性に対しては、家事・育児・介護に関する必要な情報の発信や意識啓発を行うなど、家庭参画への意識を高め、行動につなげていく取組が必要です。

また、家族のケアにおいて過度な負担を軽減していくためには、保育施設等の充実やそれに伴う保育人材の確保、介護サービスや相談体制の充実が重要です。

ライフスタイルの変化に応じた多様なニーズや、ダブルケアなど複合・複雑化するニーズに対応するための支援体制が求められています。

## 施策の柱 ① 男性の家庭生活への参画の促進

- 男女が共に就業しながらも、主体的に子育てや介護を担う意識を高めるためのきっかけづくりや啓発に取り組めます。

### 〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
家庭責任の分担意識に係る啓発	男女共同参画社会の実現のために、男性に対し、家庭内での家事・育児・介護などの意識を深めることを目的に各種啓発を行います。	市民文化局 男女共同参画室
マタニティ教室	核家族化や共働き世帯の増加に伴い、夫婦で協力して育児ができるよう、初めてのお産を迎える妊婦とその夫を対象に、育児に関する講話と実習を各区保健センターで実施します。	保健福祉局 保健所
ワーキング・マタニティスクール	勤労している初妊婦及び配偶者に対し、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及啓発や育児と仕事の両立を支援するために、妊娠中の健康管理や育児に関する講話、交流の機会等を提供します。	保健福祉局 保健所
父親による子育て推進事業	父親の積極的な子育てを推進するために、父親の子育て参加に関する意識改革・啓発や子育てに取り組む意欲を向上させるための情報発信等を行います。	子ども未来局 子育て支援部

## 施策の柱 ② 就業しながら子育てや介護ができる支援の充実

- 各家庭の多様なライフスタイルに対応するため、保育サービスの充実や介護支援機関の機能強化、保育・介護の環境基盤となる施設整備、それに伴う人材確保等支援に取り組めます。

## 〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
地域包括支援センターを核とした高齢者の相談支援体制の充実	高齢者を始めとする市民からの相談や、医療・介護・住民組織など関係機関からの相談への対応、介護離職を防止する観点から仕事と介護の両立不安等に対する相談体制の強化を行うなど、高齢者の健康と福祉の向上、権利擁護、介護者支援、ケアマネジャー支援など、地域包括ケアの充実に努めます。	保健福祉局 高齢保健福祉部
区保育・子育て支援センター事業	安心して子どもを産み育てられる環境づくりのため、従来の保育所機能に加え、子育てサロンを始めとする様々な子育て支援機能を有する施設を整備し、子育て家庭に対する支援を進めます。	子ども未来局 子育て支援部
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等が、疾病などの事由により一時的に生活援助が必要な場合若しくは生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合、又は乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しており就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等、生活援助が必要な家庭に家庭生活支援員を派遣します。	子ども未来局 子育て支援部
病後児デイサービス事業	子育てと就労の両立を支援するため、病気回復期にあつて集団保育が困難な児童を、勤務の都合等により、家庭で保育できない保護者に代わり、病院等に付設した施設で一時的に預かる事業を推進します。	子ども未来局 子育て支援部
保育士等支援事業	潜在保育士の復職や求職と求人のマッチング等を行う「保育士・保育所支援センター」の運営、合同面接会や高校生保育職場体験の実施、保育士資格を取得する際に要する費用の補助などにより保育人材の確保支援を行います。	子ども未来局 子育て支援部

### 基本的方向3 多様な働き方への支援

#### 【現状と課題】

就業は生活の経済的基盤であるとともに、自己実現につながるものです。性別にかかわらず働きたいと考える全ての人が、能力を十分に発揮できることが重要です。

しかし、女性の労働力率を見ると、結婚や出産期に当たる30代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆるM字カーブの問題を抱えています。近年では、女性活躍推進法などの法整備を始め、企業の取組や保育の受け皿整備、女性が職業を持つことに対する意

識の変化等を背景とした女性の就業拡大により、平成27年(2015年)から令和2年(2020年)にかけて全ての年代で労働力率が上昇し、M字カーブの解消が進みましたが、男性と比べると、依然として30代を中心に労働力率の低下が見られます。【図14】

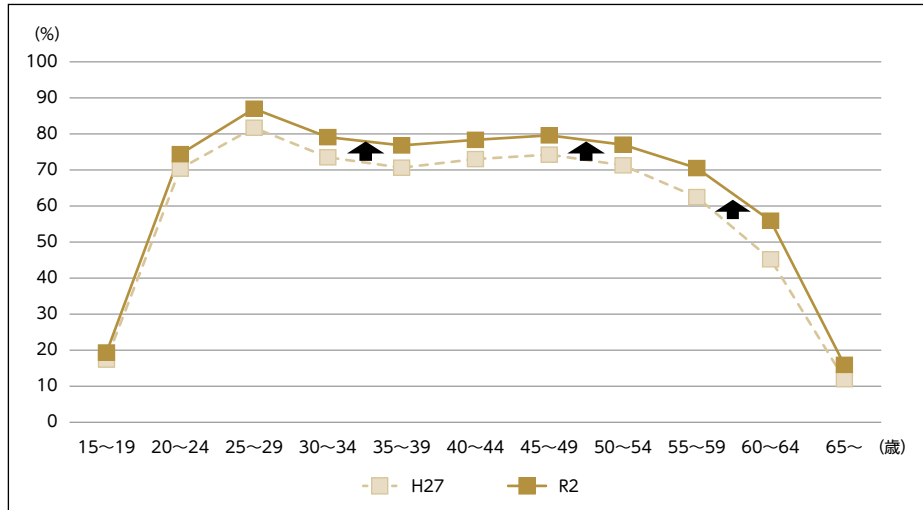


図14「女性の労働力率(札幌市)」(出典:総務省「国勢調査(不詳補完値)」)

また、育児や介護を理由に就業を希望しながら求職していない女性は、全国で171万人存在するといわれています。【図15】

このことから、子育て等で仕事から一定期間離れていた女性への再就職支援や、デジタル知識を含む就労に必要なスキルの習得支援等を通じて、働きたいと考える女性の潜在的な労働力を生かしていくことが重要です。

また、少子高齢化や共働き世帯の増加等により仕事と育児・介護等との両立ニーズが高まる中、一人一人の事情に応じた就労が可能となるよう、多様で柔軟な働き方の選択肢を増やすことも重要です。起業を始め雇用によらない働き方についても安心して選択できる環境の整備や支援が求められます。

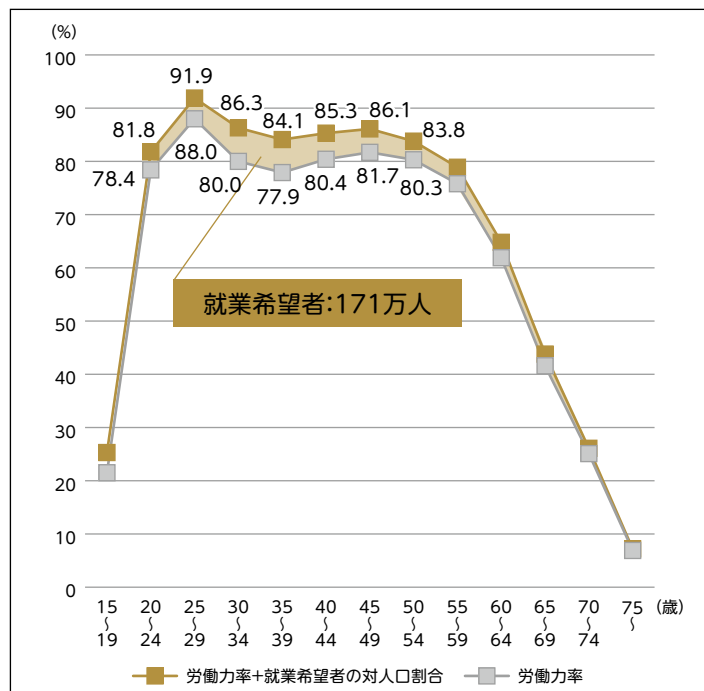


図15「女性の就業希望者(全国)」(出典:総務省「R2国勢調査」)

## 施策の柱 ① 就業ニーズに応じた支援

- 女性が就労するための能力開発支援や、再就職に向けた相談支援等による就業機会の拡大に取り組みます。

### 〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
就業サポートセンター等事業	再就職を目指す方を対象に、再就職支援セミナー、個別カウンセリング、職業紹介を一体として行います。また、労働・職場環境が厳しくなる中、面談又は電話による相談に応じるとともに、専門の相談機関を紹介するなど、問題解決に向けて助言を行います。	経済観光局 産業振興部
女性の多様な働き方支援窓口運営事業	仕事と子育ての両立に不安を感じて就職活動を始めることができずにいる女性や、出産後も働き続けたいと希望する女性に対し、キャリアカウンセラーによる支援を行います。	経済観光局 産業振興部

## 施策の柱 ② 起業に対する支援

- 起業や経営に関する各種講座や相談、情報提供などを充実させ、女性が自分のライフスタイルに合った働き方をするための支援に取り組みます。

### 〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
女性のためのコワーキングスペース事業	起業を含めた柔軟な働き方を支援することを目的に、コワーキングスペースを運営します。	市民文化局 男女共同参画室
女性の起業に対する支援	女性中小企業診断士による相談窓口を開設し、女性の起業や経営に関する相談を受けることにより支援します。	経済観光局 産業振興部

## 基本的方向 4 地域における男女共同参画の推進

### 【現状と課題】

地域は、高齢者、障がい者、子どもなど多様な人々の身近な暮らしの場であり、高齢者福祉や子育て、防災・防犯活動、環境活動等、様々な活動が行われています。しかし、これまで、その活動の多くは女性が担う一方で、町内会や地域団体の会長など活動の中核を担う職については、男性が担う傾向にありました。

しかし、地域における高齢化や多様化する課題・ニーズに対応するためには、性別や年齢等によって役割を固定化するのではなく、様々な視点を持つ担い手を確保し、その意見を取り入れていくことが重要です。【図16】

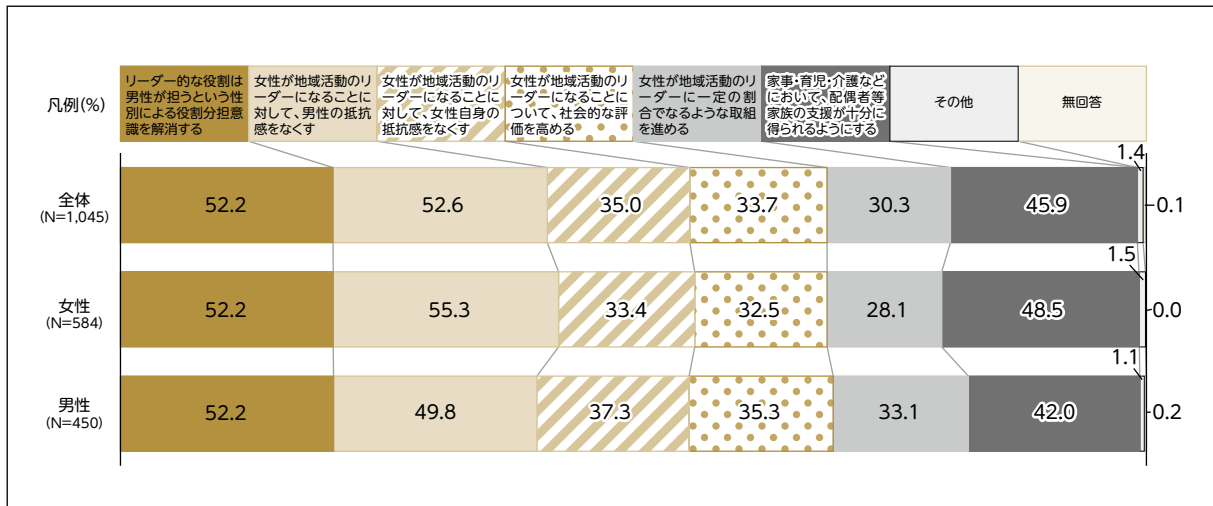


図16「地域活動のリーダーとして女性の参画を促すために必要なこと」(複数回答)(出典:R3市調査)

特に、地域防災活動においては、大規模災害が発生した場合、平常時における固定的な性別役割分担意識に起因して、女性や子どもなど脆弱な状況にある人々がより深刻な影響を受けることが指摘されています。そのため、女性の視点を取り入れた避難所運営などの取組のほか、防災を担う女性リーダーの活躍を推進するなど、防災現場への女性の参画拡大が重要です。

災害時はもちろん、平常時の地域活動においても、日頃から男女共同参画の考えを共有し、リーダーとしての女性の地域活動への参画やその環境整備など、地域における男女共同参画を進める必要があります。【図 17】

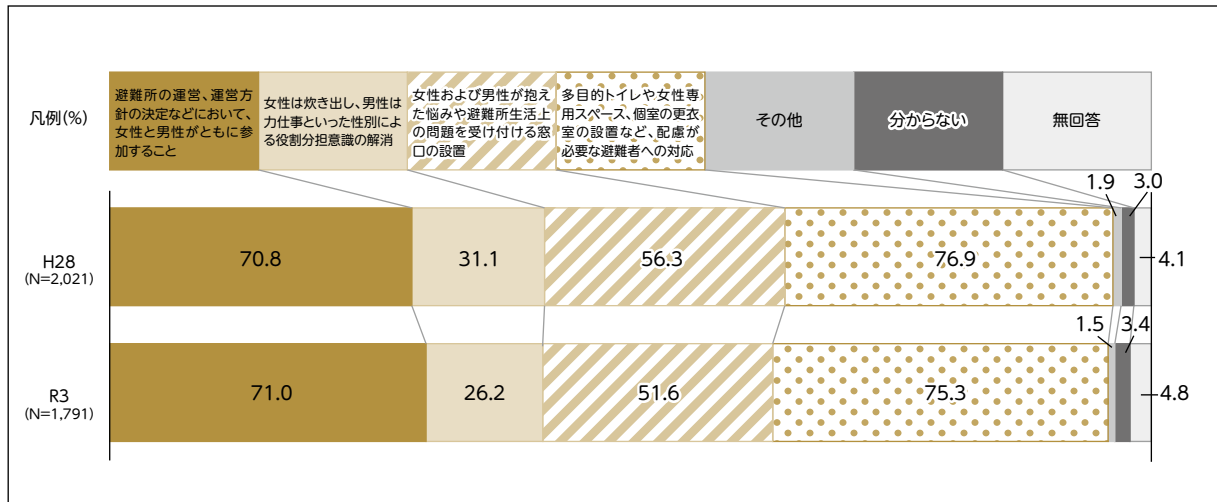


図17「避難所運営において男女共同参画の視点から必要な配慮」(複数回答)(出典:R3市調査)

### 施策の柱 ① 地域活動での男女共同参画の機運の醸成

- 性別などにかかわらず多様な人材が参画し、男女共同参画の視点が反映された地域活動が進むよう、意識改革に向けた啓発等に取り組みます。

#### 〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業	区や地域の特性を生かした笑顔があふれる地域づくりを推進するため、男女共同参画の促進を含めた様々な地域の主体的なまちづくり活動に対し、区への予算措置による支援を行います。	市民文化局 市民自治推進室



## 施策の柱 ② 男女共同参画の視点に立った防災体制づくり

- 災害対応に当たり男女共同参画の視点からの取組が進められるよう、平常時からの意識醸成を図ります。また、災害時に男女共同参画センターが男女共同参画の視点から効果的な役割を果たすことができる体制を構築します。

### 〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
男女共同参画の視点を取り入れた災害対策	避難所運営研修や男女共同参画意識啓発の機会を捉えて、男女共同参画の視点での災害対応について考える機会を創出し、平常時からの意識醸成を図ります。	市民文化局 男女共同参画室

## 基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現

女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた対策の推進等により、男女が等しく個人としての  
人権が尊重される社会の実現はもちろんのことですが、「男女」とどまらず、年齢も、国籍も、  
性自認や性的指向に関する事等も含め、多様な人々を包摂する社会を実現し、誰もが尊厳と  
誇りを持ち安心して生きられるよう取組を進めます。

### 基本的方向 1 配偶者・パートナー等に対するあらゆる暴力の根絶

#### 【現状と課題】

暴力は、重大な人権侵害であり、性別にかかわらず、いかなる場合にも許されるものではありません。特に女性に対する暴力の背景には、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い  
偏見等が存在しており、男女の社会的・経済的な格差の是正も含め、その根絶に向けた対策が  
必要です。

市の調査によると、DVについて「自分が直接経験したことがある」と答えた割合は、前回調査  
よりも上昇していることがわかりました。DV被害者の多くは女性で、さらに配偶者間での傷害  
や暴行など犯罪事件における被害者の約9割も女性<sup>12</sup>という深刻な状況にあります。また、男  
性の被害経験の増加も目立っており、女性への支援はもちろんのこと、男性や性的マイノリティ  
の方々も含めた全ての被害者への対応が求められます。

DV被害を潜在化させないためには、まずは、被害者自身が被害を受けていることを認識する  
ことが必要であり、加害者にも被害者にもならないよう若年層からの予防啓発や、DVには身体  
的な暴力以外にも様々な暴力があるという認識を浸透させる取組が重要です。【図18・19】

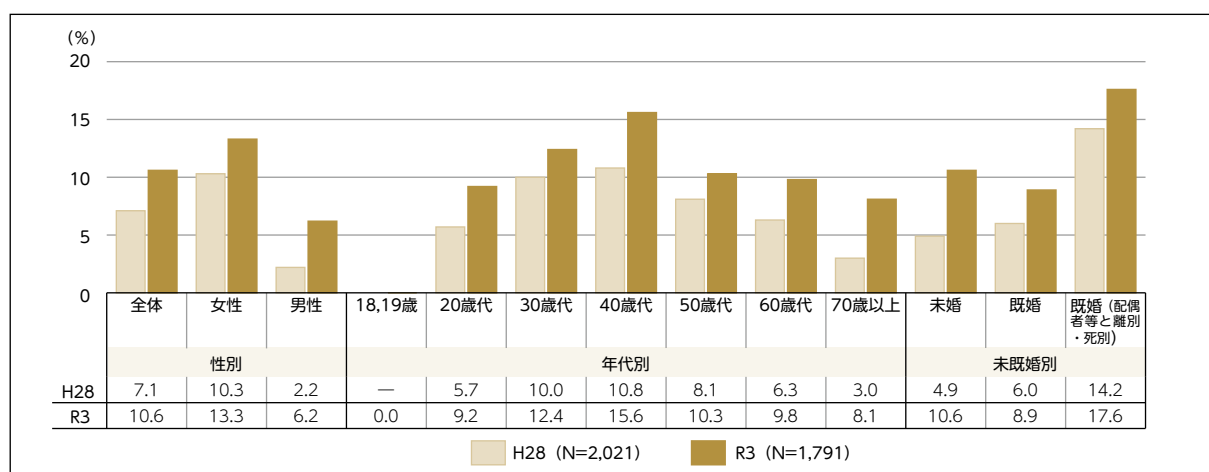


図18「DVを経験したことがある割合」(出典:R3市調査)

<sup>12</sup> 検挙件数のうち女性配偶者の被害が88.9%を占めている。(出典:内閣府 令和3年版男女共同参画白書 I-7-2 図「配偶者間における犯罪(殺人、傷害、暴行)の被害者の男女別割合(検挙件数、令和2(2020)年)」)

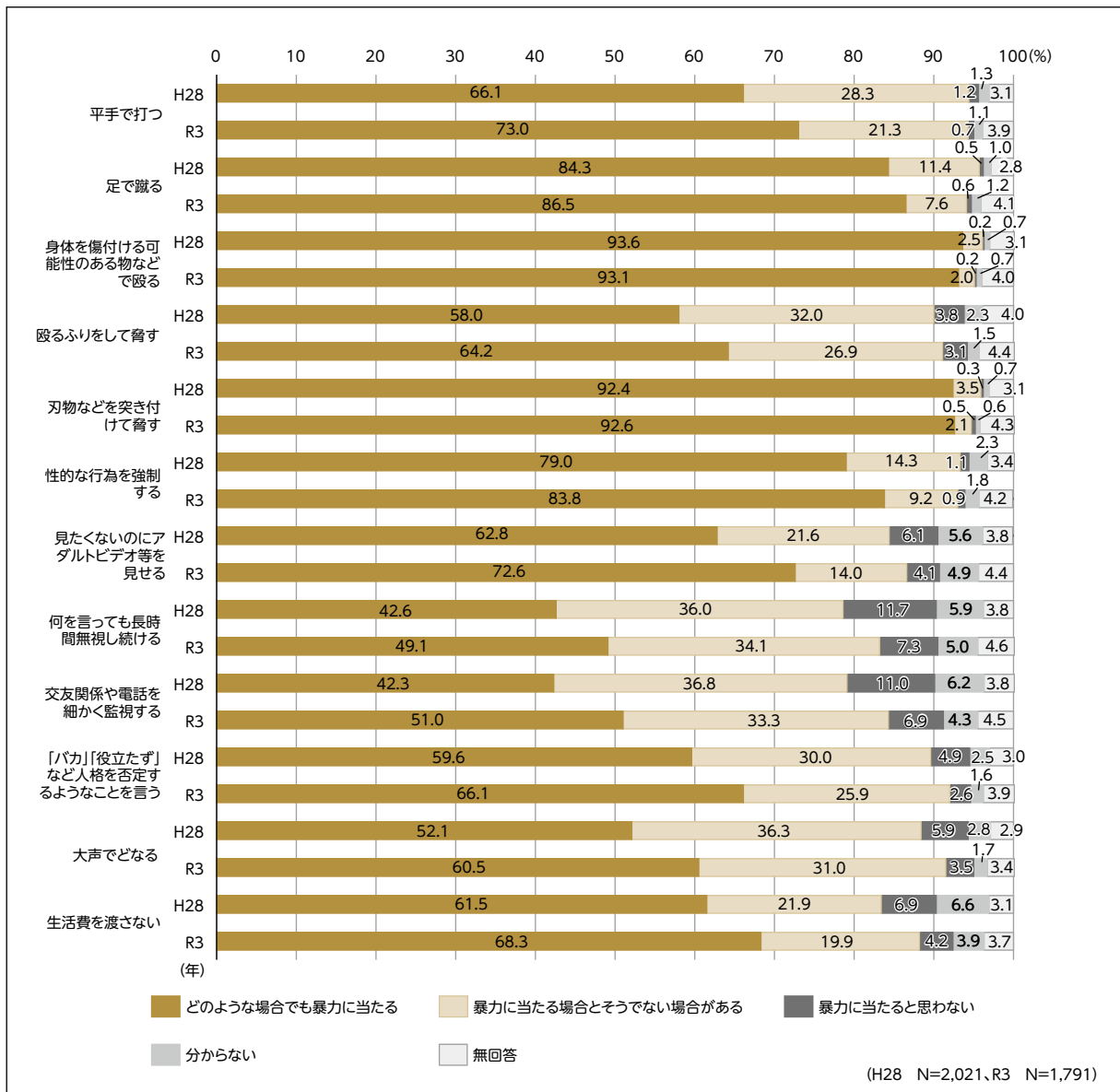


図19「配偶者や恋人から行われた行為の暴力としての認識」(出典:R3市調査)

さらに、被害者がつながりやすい相談体制の整備も重要ですが、市の調査によれば、DV被害を受けた際の相談窓口として、「札幌市配偶者暴力相談センター」や「各区役所」の認知度は低いままです。DV被害が深刻化する前に、早期の相談につながるよう、行政等公的相談機関が広く認知されるような取組や相談体制の充実が求められます。

【図20・21・22】

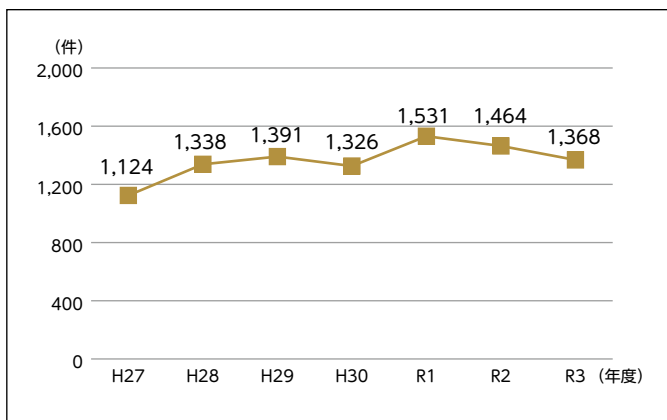


図20「札幌市配偶者暴力相談センターにおける相談件数」(出典:札幌市市民文化局資料)

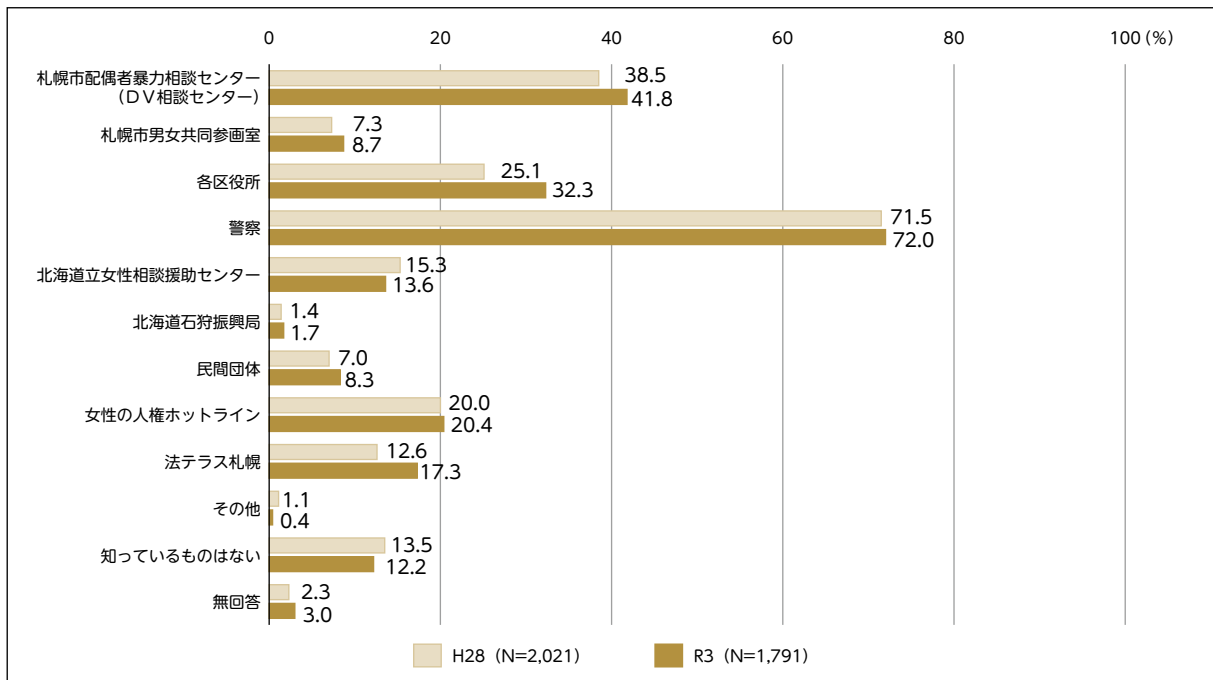


図21「DVの相談窓口の認知度」(複数回答)(出典:R3市調査)

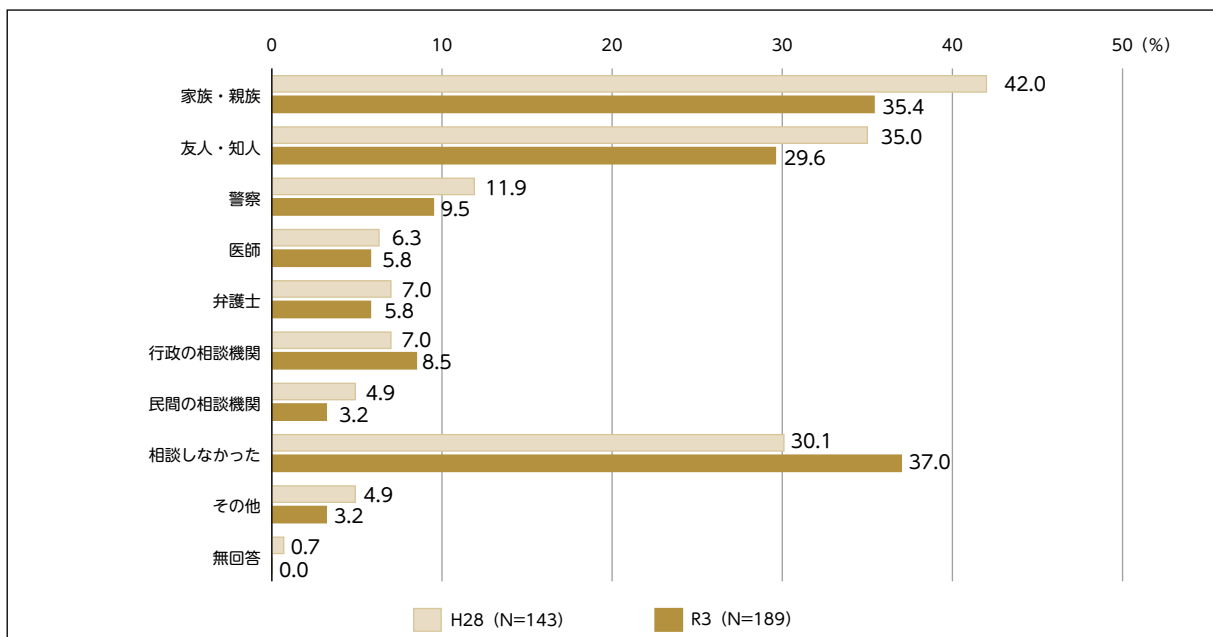


図22「DVを経験した際の相談先」(複数回答)(出典:R3市調査)

また、DV被害者が安心して自立した生活を送るためには、被害者の安全確保はもとより、住居や就業等の生活支援など、被害者及びその子どもが安心して暮らせる環境を整えるための様々な支援が必要です。引き続き、関係機関と連携しながら、適切な情報提供や支援の充実に取り組んでいきます。また、被害者支援の一環として、現在、国において調査研究・試行実施段階にある「配偶者暴力加害者プログラム」についても、国や他自治体、プログラム実施団体での具体的な実施方法など情報収集に努め、試行実施における事例などを参考に今後必要とされる支援について検討していきます。

さらに、昨今では、情報通信技術(ICT)の進化やSNS等の広がりに伴い、これらを利用した女性に対する暴力の形態が多様化しているほか、複数の困難な状況を抱えていることにより性的、経済的に搾取され貧困に陥る若年女性が多く存在し、その貧困を理由とする性の商品化など新たな形の暴力に対して、的確な対応が求められています。

こうしたことを受け、国では、性暴力被害の防止や被害者の救済を目的とした「AV出演被害防止・救済法」が施行されました。札幌市として今後は、女性のみならず、被害を申告しにくい状況にある男性や性的マイノリティの方々も含めた、より一層の相談体制の充実が求められるとともに、性暴力を未然に防止するため、若い世代に向けた更なる啓発を充実させる必要があります。【図23・24】

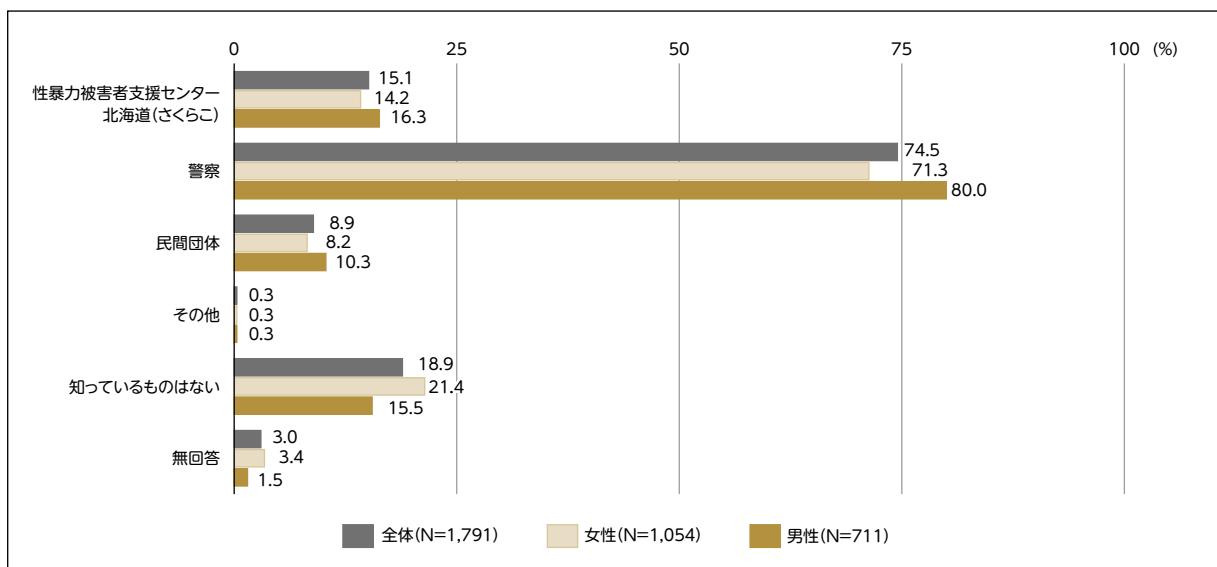


図23「性暴力被害の相談窓口の認知度」(複数回答)(出典:R3市調査)

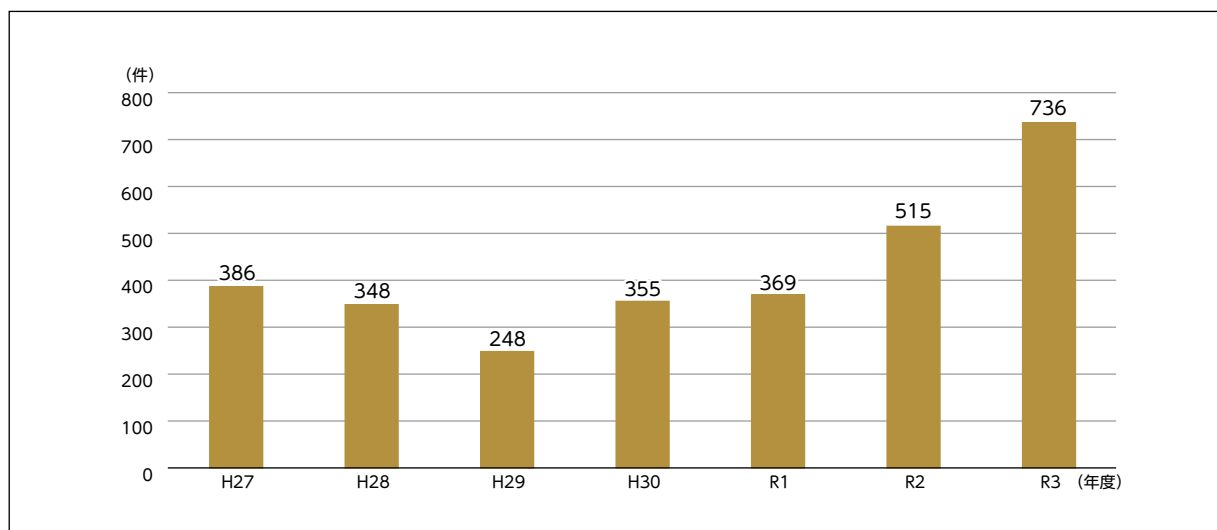


図24「性暴力被害者支援センター北海道 SACRACH(さくらこ)の相談件数」(出典:札幌市市民文化局資料)

## 施策の柱 ① 暴力を許さない社会づくりの推進

- DVや性暴力などあらゆる暴力の防止に向けて、DV等に関する正しい知識・現状を、様々な媒体を利用して、関係部局と連携しながら効果的に周知や啓発を行います。
- DVを未然防止するため、若年層に向けた広報や啓発を実施します。

### 〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発	配偶者暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを理解してもらうため、パンフレットや各種広報媒体を活用した普及啓発を行います。また、男女共同参画活動団体との共催による講演会の実施など男女共同参画センターにおける普及啓発活動を進めます。	市民文化局 男女共同参画室
DV・性暴力根絶のための啓発事業	配偶者・パートナー等に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、区民の理解を深め意識を高めることを目的に、パネル展を開催します。	区市民部
DV防止講座の実施	若者の交際相手からの暴力(デートDV)について正しく理解してもらうために、学校や教育委員会と連携した学生向けのDV防止講座を実施します。	市民文化局 男女共同参画室
性に関する指導の充実	「性に関する指導の手引」を活用した指導の充実を図ります。また、産婦人科医師や助産師による講師を学校に派遣して、生命の誕生やデートDV等に関する講演を行い、学校における性に関する指導の充実を図ります。	教育委員会 学校教育部

## 施策の柱 ② DVに関する総合的な支援体制の強化

- 札幌市配偶者暴力相談センターや区役所等関係機関と連携しながら、相談体制の充実、被害者の支援に取り組みます。
- DV被害者が加害者の追跡から逃れ、新たな生活を安心して始めるための支援を行います。
- 暴力の影響により心身の回復に時間を要する場合や、経済的生活基盤を確立できずに貧困に悩む被害者に対して、関係機関と連携し、総合的な支援を進めていきます。
- DVの認識が広がることに伴い、今後多様化する相談にも的確に対応し、必要な情報提供を行うため、被害者相談や支援等を行う関係機関との連携強化に取り組みます。

## 〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
配偶者暴力相談支援センター等の相談体制の充実	札幌市配偶者暴力相談センター等における相談業務を実施し、支援機能の充実に努めるとともに、配偶者暴力相談状況の検証を行い、相談体制の強化、相談内容に合わせた適切な情報提供や助言を行います。	市民文化局 男女共同参画室
自立に向けた適切な情報提供及び各種支援	安全な住居の確保や離婚、子どもの養育、就業など様々な問題に直面する被害者に対し、適切な情報提供や助言を行います。	市民文化局 男女共同参画室
ひとり親家庭への経済的支援の推進	DV被害者がひとり親家庭等になった場合に、その経済的自立を促すため、母子父子寡婦福祉資金貸付制度、児童扶養手当及び児童手当制度の情報を提供し、支給等を行います。	子ども未来局 子育て支援部
配偶者暴力関係機関との連携協力の強化	「配偶者からの暴力関係機関会議」の構成員の拡充など機能の充実に努めるとともに、情報交換やワーキンググループにおける個別事例の検討により、被害者や子どもへの適切な対応のための連携強化に努めます。	市民文化局 男女共同参画室

### 施策の柱 ③ DV被害者の子どもに対する各種支援の強化

- DVと児童虐待は密接な関係にあり、被害者やその子どもが、安心して生活できる環境を整えられるよう、学校や児童相談所等と連携し、切れ目のない対応を行います。

## 〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
スクールソーシャルワーカー活用事業	スクールソーシャルワーカーが、児童生徒を取り巻く環境(家庭、学校等)の問題に働きかけたり、関係機関等と連携するなどして、いじめや不登校、暴力行為、児童虐待などの解決に向けた支援を行います。	教育委員会 学校教育部
子ども安心ホットライン	児童虐待を未然に防ぐため、児童相談所に24時間365日の相談受付体制を整備し、緊急案件のほか、養育相談等にも対応します。	子ども未来局 児童相談所
児童相談所・区役所家庭児童相談室	18歳未満の児童に関する各種相談を行います。また、家庭児童相談室で子どもの福祉に関する身近な相談に対応します。	子ども未来局 児童相談所
要保護児童対策地域協議会との連携協力の強化	要保護児童対策地域協議会に参加し、必要な情報の共有や連携を行います。	市民文化局 男女共同参画室

## 施策の柱 ④ 性暴力に関する啓発と被害者の支援

- 潜在化しやすい性暴力の被害者が、躊躇することなく必要な支援が受けられるよう、若年層を中心に、相談窓口の周知啓発を実施します。

### 〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
女性のための性暴力被害相談	精神的ダメージが大きく、一人でその苦痛を抱え込むことが多い性暴力の被害者が相談しやすい環境を整えるため、専門相談員による相談を実施します。	市民文化局 男女共同参画室
性暴力に関する知識や相談窓口の普及啓発	重大な人権侵害行為である性暴力に関する正しい知識の普及と性暴力被害者のための相談窓口の周知のため、パンフレットや各種広報媒体などを活用し、普及啓発活動を進めます。	市民文化局 男女共同参画室

## 基本的方向 2 多様な性の在り方への理解の促進と支援

### 【現状と課題】

典型的とされていない性自認や性的指向を持つ、いわゆる性的マイノリティの方々は、近年の民間調査などで人口の8%前後の割合で存在しているとされていますが、多様な性の在り方について周囲の知識や理解は、いまだ十分に進んでいません。このため、性的マイノリティの方々は、そうしたことを背景とした周囲の言動などにより、家庭、学校、職場を始め日常生活の様々な場面において深刻な困難に直面しています。【図25・26】 また、周囲の理解が不十分であることが原因で、本人の了解を得ずに他人に性自認や性的指向を暴露する、いわゆる「アウトティング」による重大な人権侵害も生じています。



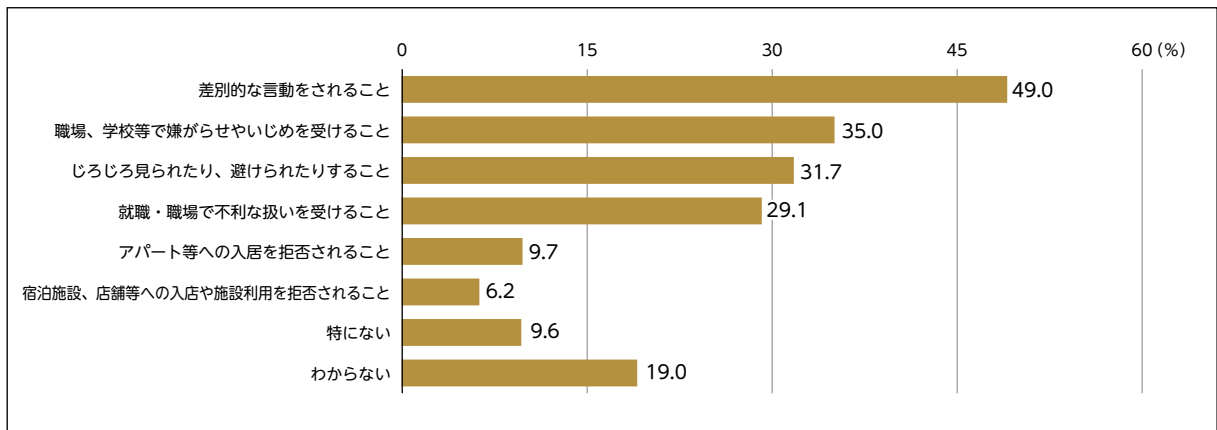


図25「性的指向に関し起きていると思う人権問題」(出典:内閣府「H29人権擁護に関する世論調査」)

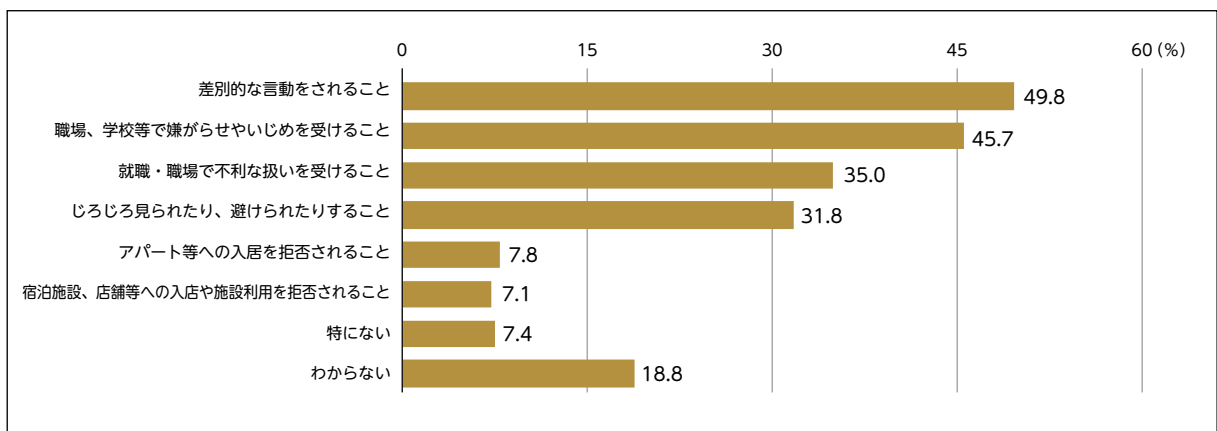


図26「性同一性障害者に関し起きていると思う人権問題」(出典:内閣府「H29人権擁護に関する世論調査」)

札幌市では、性的マイノリティの方々の支援として、一方又は双方が性的マイノリティの二人の気持ちを受け止める取組として、平成29年度(2017年度)に「札幌市パートナーシップ宣誓制度」を導入し、併せて相談支援として電話相談「LGBTほっとライン」を行ってきました。また、働く場における性的マイノリティの方々への理解や取組が進むよう「LGBTフレンドリー指標制度」を実施してきましたが、市民にとっての認知度は十分とはいえない状況です。【図27】

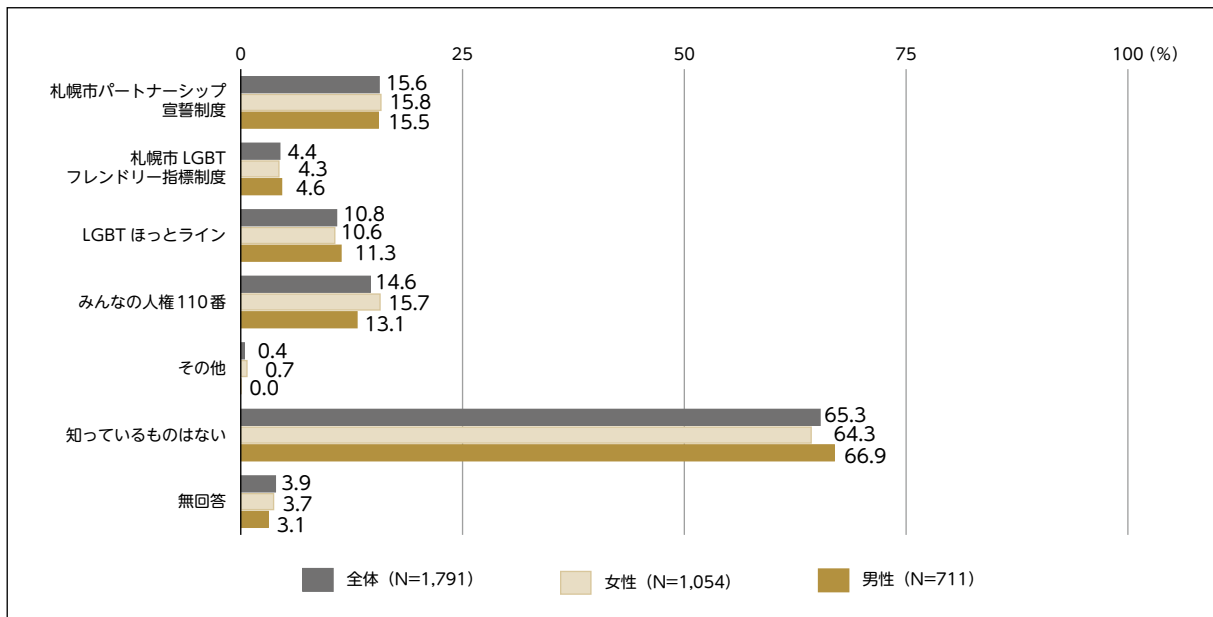


図27「性的少数者に関する制度や相談窓口の認知度」(複数回答)(出典:R3市調査)

また、性的マイノリティの方々に対する理解促進や支援のために、「職場や学校等における理解の促進」が必要と考える人が最も多く、誰もが生きがいと誇りを持つことができる社会の実現のためには、多様な性の在り方に対する理解が社会全体で広がっていくよう、取組を進めていく必要があります。【図28】

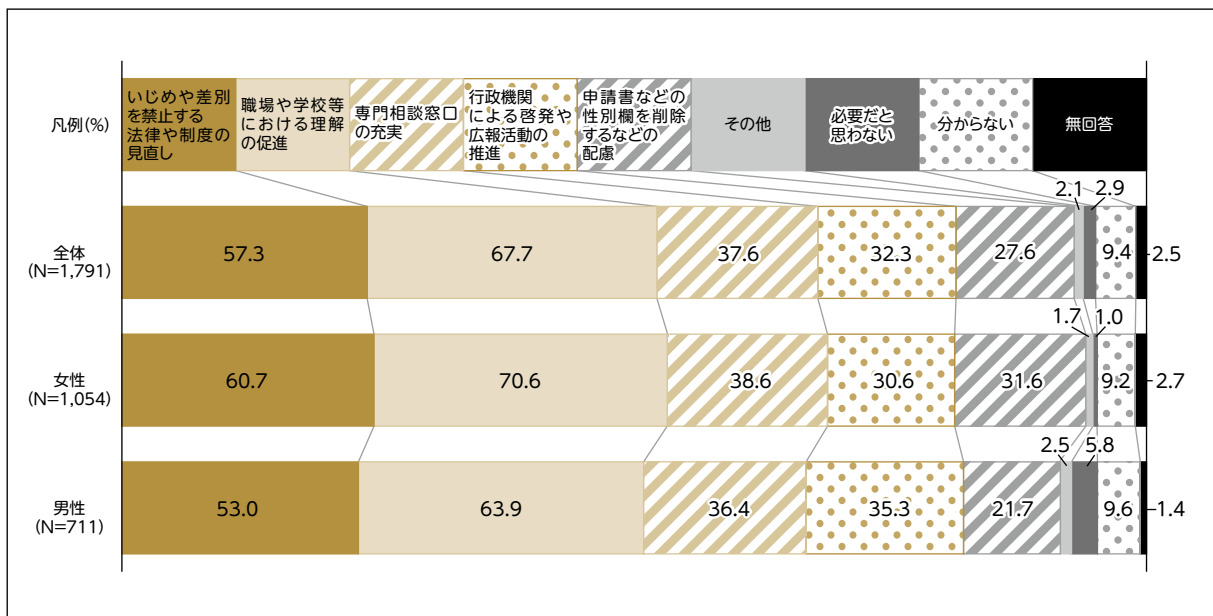


図28「性的少数者に対する理解の促進や支援のために必要なこと」(複数回答)(出典:R3市調査)

## 施策の柱 ① 市民や企業等に対する啓発

- 社会全体で、多様な性の在り方への理解が広がり、学校や働く場である企業などにおいて性的マイノリティの方々が安心して過ごせるよう、講演会等の実施など周知啓発に取り組みます。
- 市役所内において、多様な性の在り方への理解が進み、適切な市民対応ができるよう、引き続き職員に対して庁内研修を実施していきます。

### 〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
性的マイノリティの理解促進	性的マイノリティの理解促進を図るために、ホームページやリーフレットなどを活用して広報啓発を行います。	市民文化局 男女共同参画室
LGBTコーナーの設置	LGBTコーナーを設置し関連図書を展示することで、市民にLGBTに対する理解を深めてもらうとともに、当事者に対しては、情報提供に加え、図書館がLGBTフレンドリーな場所であることを周知します。	教育委員会 中央図書館
性的マイノリティに関する研修	職位に応じて必要な知識等を学ぶ研修において「性的マイノリティへの理解と配慮」に係る講義を実施し、職員の理解を促進します。	総務局 職員部
	基本的な知識の習得、市民対応や職場において必要な配慮のポイントについて学ぶ、職員向け研修を行います。	市民文化局 男女共同参画室
人間尊重の教育に関する研修	教職員を対象に、人間尊重の教育に関する研修（人権課題としての性的マイノリティを含む）を実施します。	教育委員会 学校教育部

## 施策の柱 ② 性の多様性を尊重するための支援・環境の推進

- パートナーシップ宣誓制度や相談事業などにより、性的マイノリティの方々の生きづらさの解消に向けた支援を行います。
- 社会全体で、多様な性の在り方への理解が広がり、性的マイノリティの方々が働きやすい環境整備を働きかけていくとともに、パートナーシップ宣誓制度を導入している自治体との連携や意見交換に積極的に取り組みます。

## 〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
札幌市パートナーシップ宣誓制度の運用	一方又は双方が性的マイノリティの二人が、互いを人生のパートナーとして約束した関係であることを宣誓する制度により、性的マイノリティの方の思いを受け止めるとともに、市民理解の増進及び人権尊重意識の醸成を図ります。	市民文化局 男女共同参画室
性的マイノリティ電話相談事業	性的マイノリティの方が抱える困難の解消につながるため、誰もが気軽に相談できる電話相談窓口を開設し、正しい知識の普及啓発を図ります。	市民文化局 男女共同参画室
札幌市LGBTフレンドリー指標制度の運用	性的マイノリティに関する企業での取組や対応を促すため、取組状況に応じて、LGBTフレンドリー企業として登録をします。登録企業の情報について、積極的に広報啓発を行います。	市民文化局 男女共同参画室

### 基本的方向3 困難や不安を抱える女性への支援

#### 【現状と課題】

女性は日常生活や社会生活を営むに当たり、女性であることで様々な困難を抱えることが多いとされ、そうした女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた支援を受けられることが重要です。

令和2年度(2020年度)の女性の自殺者数が全国で増加したことについては、その背景に潜む経済的困難、生活不安やストレス、DV被害等様々な問題が、コロナ禍で深刻化した可能性がある」と指摘されています。【図29】

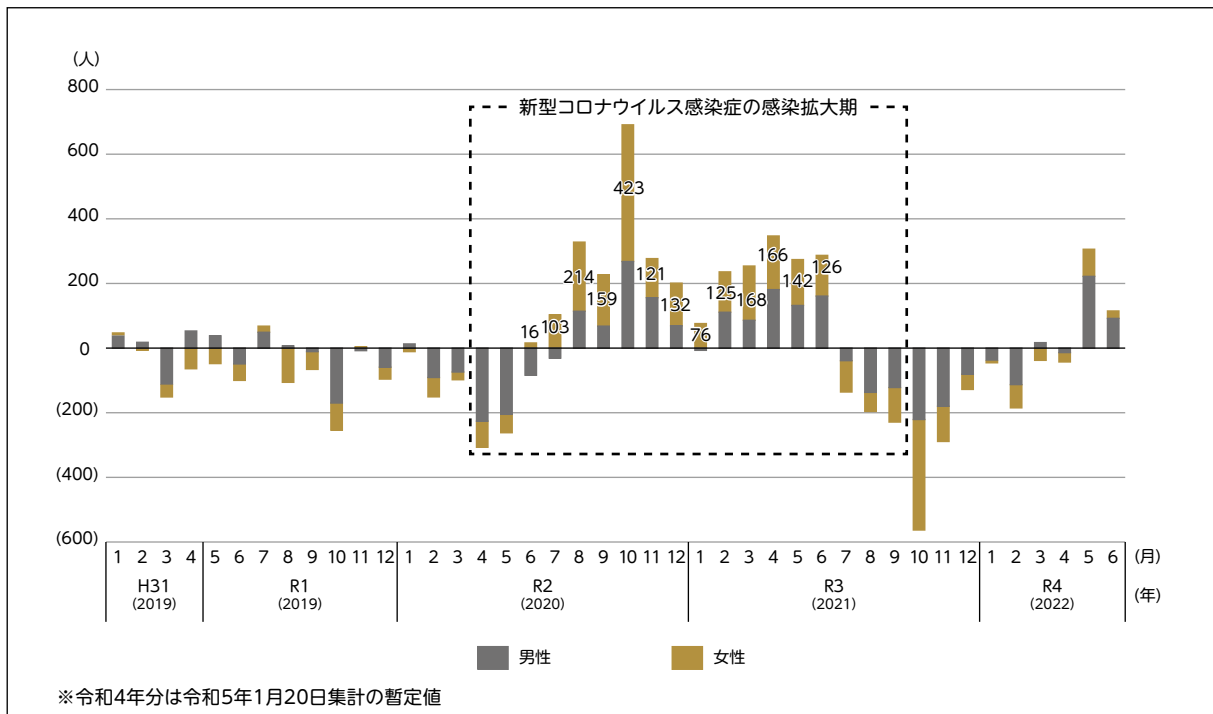


図29「全国の自殺者数の前年同月差の推移(男女別)」(出典:警視庁統計「自殺者数」)

国においては、昭和31年(1956年)に制定された「売春防止法」等を根拠として、婦人保護事業が行われてきましたが、生活困窮やDV、性暴力被害、家庭関係破綻など女性をめぐる問題が多様化するとともに複雑化し、複合化してきたこと、新型コロナウイルス感染症によりこれらの問題がより浮き彫りになってきたことを受けて、新たな支援の枠組みが要請され、令和4年(2022年)5月に「困難女性支援法」が成立し、令和6年度(2024年度)に施行予定となっています。とりわけ政令指定都市の中で女性の人口比率が最も高い札幌市においては、困難や不安を抱える女性への支援は重要な市政課題の一つであるという認識の下、法律において求められている「市町村基本計画」の策定を見込み、取組を進めていく必要があります。

また、高度経済成長期に形作られた現在の社会保障制度・税制の多くは改変されてきていますが、女性を取り巻く家族の姿も変化し、人生も多様化する現代においては、制度等の恩恵を十分に受けられない人がいます。こうしたことから、女性の視点を踏まえた制度等の検討に加え、若年女性や単身中高齢女性、母子世帯などを始め、貧困等生活上の様々な困難や不安を抱える女性に寄り添った相談など、多様で切れ目のない支援が求められています。

札幌市の女性の就業状況を見ると、就業者数や有業率は徐々に増加しているものの、全国平均よりも低い水準となっており、その就業者の半数以上は、雇用や収入が不安定な非正規雇用労働者です。また、男女間の賃金格差については、札幌市は全国平均と同水準ですが、男性が女性の約1.7倍と格差は大きくなっています。【図30・31・32】

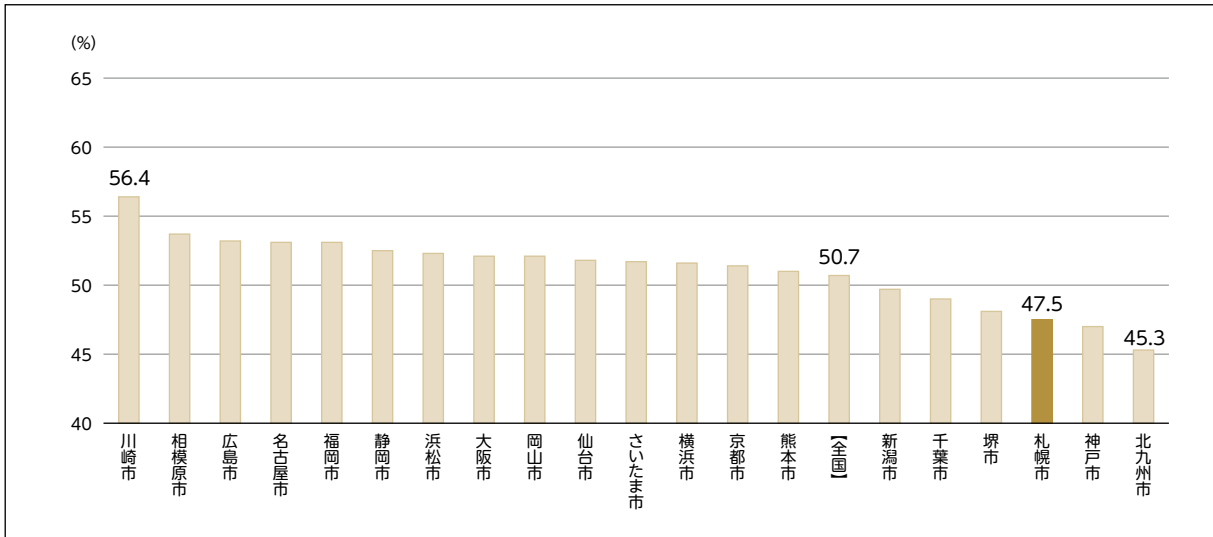


図30「女性の有業率(政令指定都市と全国)」(出典:総務省「H29就業構造基本調査」)

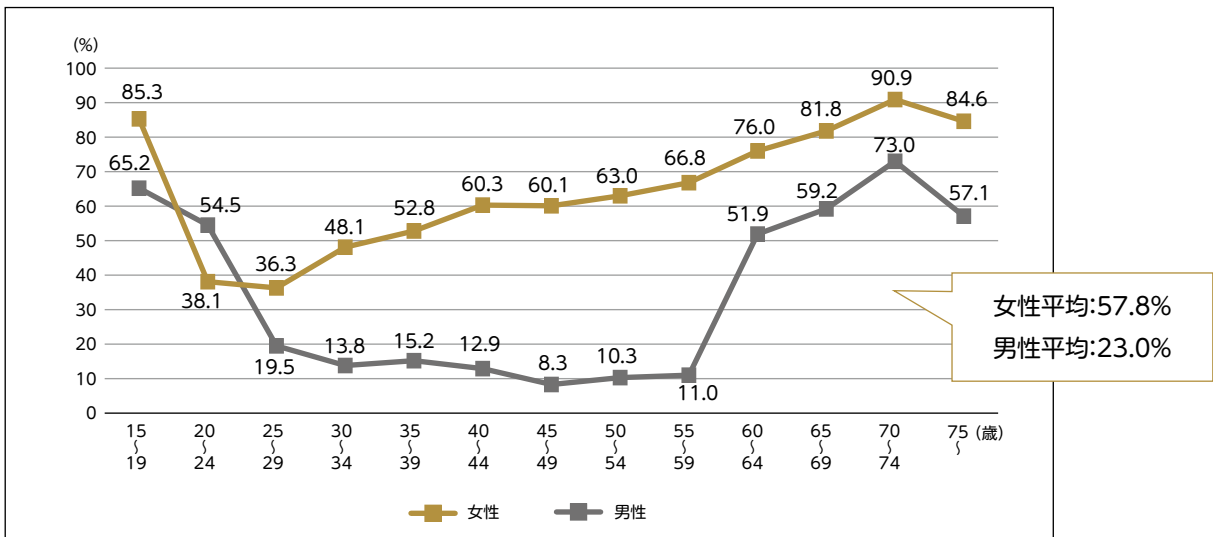


図31「雇用者に占める男女別の非正規の職員・従業員比率(札幌市)」(出典:総務省「H29就業構造基本調査」)

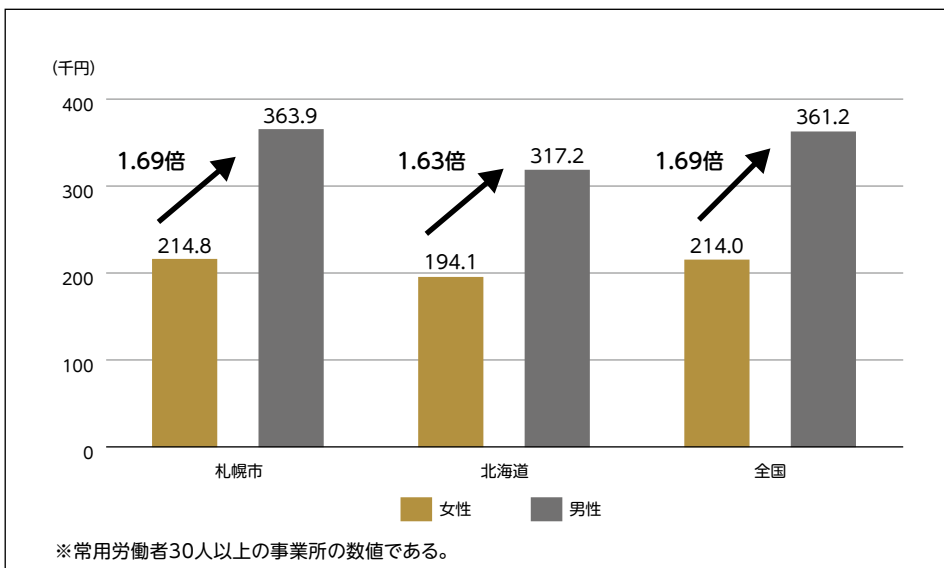


図32「男女の賃金格差(札幌市・北海道・全国)」  
出典  
札幌市:札幌市まちづくり政策局「R3毎月勤労統計調査」  
北海道・全国:厚生労働省「R3毎月勤労統計調査」

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大は、非正規雇用労働者を中心に深刻な影響を与え、女性の就業状況は更に厳しいものとなりました。加えて、収入面で不安や悩みを抱えやすいひとり親家庭、特に母子家庭においては、父子家庭と比べて雇用形態が非正規雇用の割合が高く、解雇や減収により生活の困窮につながりやすい状況にあります。【図33】

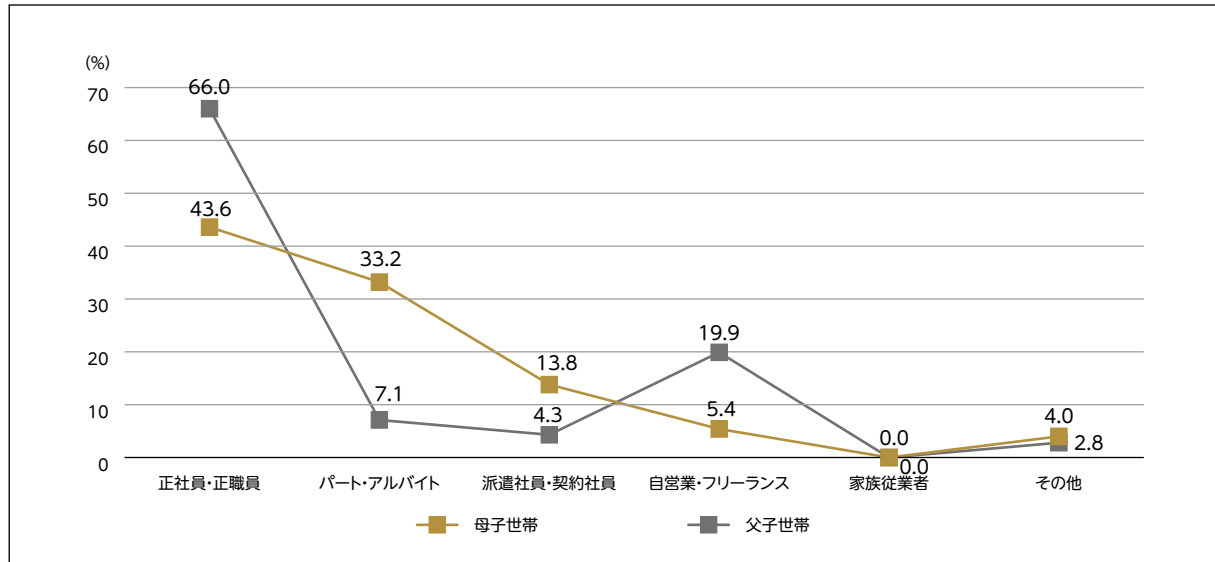


図33「母子世帯・父子世帯の就業状況(従業員上の地位)」  
(出典:札幌市子ども未来局「R4ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート調査」)

また、アイヌ民族であること、性自認や性的指向に関すること、障がいがあること、外国人やルーツが外国であること等を理由とした社会的困難を抱えている場合、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、女性は更に複合的な困難を抱えることがあります。このため、様々な属性の人々についての正しい理解を深め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進める必要があります。

## 施策の柱 ① 貧困等生活上の困難を抱える女性への支援

- 様々な理由により、生活に不安を抱える女性に対し、民間支援団体等と連携したアウトリーチ型の支援や相談窓口における相談及び面談を行うなど、それぞれの家庭の事情に応じた支援を実施します。

## 〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
困難を抱える女性支援事業	孤独・孤立し不安を抱える女性に対する支援を行うため、悩みを語ることができる場を創設するほか、相談窓口を開設し、孤独・孤立状態の解消を図ります。	市民文化局 男女共同参画室
生活困窮者自立相談支援事業	生活保護に至る前の段階での自立支援を実施するため、生活困窮者からの相談を幅広く受け入れる相談窓口を設置し、就労の支援その他の自立に関する問題について、情報提供、支援計画の作成、支援計画に基づく就労支援などの支援を行います。	保健福祉局 総務部
困難を抱える若年女性支援事業	暴力被害や性的搾取を含めた身体的・心理的な被害に遭っている又は遭う可能性のある10代後半から20代の思春期・若年期の女性を対象とした、アウトリーチ型支援等を実施します。	子ども未来局 子ども育成部
ひとり親家庭支援センターにおける特別相談・土日夜間相談業務	ひとり親家庭等の様々な問題に対応するため、ひとり親家庭支援センターにおいて弁護士による法律相談や臨床心理士による診療相談を行うほか、夜間、休日に行う相談業務を推進します。	子ども未来局 子育て支援部

## 施策の柱 ② 安定した就業機会の確保に向けた支援

- ひとり親家庭を始め経済的な困難を抱える女性が、自立した生活が送れるよう、正規雇用転換等ニーズに応じた相談や就労支援に取り組みます。

## 〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
就業サポートセンター等事業(再掲)	再就職を目指す方を対象に、再就職支援セミナー、個別カウンセリング、職業紹介を一体として行います。また、労働・職場環境が厳しくなる中、面談又は電話による相談に応じるとともに、専門の相談機関を紹介するなど、問題解決に向けて助言を行います。	経済観光局 産業振興部
ひとり親家庭等就業支援事業の充実	ひとり親家庭等の就労による自立促進のため、就労に関する各種相談、求人情報の提供、希望する雇用条件等を登録した方への就職斡旋、母子・父子自立支援プログラムの推進、セミナー開催、知識や技能を習得する各種講習会の開催等により就業支援を実施します。	子ども未来局 子育て支援部



## 施策の柱 ③ 女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々への対応

- アイヌ民族であること、性自認や性的指向に関すること、障がいがあること、外国人やルーツが外国であること等に加えて、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々に対する相談体制の充実に取り組みます。

### 〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
アイヌ生活相談員の配置	アイヌ民族の生活実態の把握や、各種生活相談に対応するため、アイヌ生活相談員を配置します。	市民文化局 市民生活部
困難を抱える女性支援事業 (再掲)	孤独・孤立し不安を抱える女性に対する支援を行うため、悩みを語ることができる場を創設するほか、相談窓口を開設し、孤独・孤立状態の解消を図ります。	市民文化局 男女共同参画室
性的マイノリティ電話相談事業 (再掲)	性的マイノリティの方が抱える困難の解消につなげるため、誰もが気軽に相談できる電話相談窓口を開設し、正しい知識の普及啓発を図ります。	市民文化局 男女共同参画室
さっぽろ外国人相談窓口の運営	外国人生活者を対象として、行政手続きや暮らしに関する情報提供や相談対応を多言語で一元的に実施します。	総務局 国際部

## 基本的方向 4 生涯を通じた女性の健康支援

### 【現状と課題】

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、互いの人権として尊重することは、男女共同参画社会を実現するための大前提となる考え方です。特に女性は、思春期、妊娠・出産期、更年期といったライフステージに応じて心身の状態が大きく変化するという特性を持っており、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」<sup>13</sup>の視点を含め、身体に関する正しい理解とそれを基にした健康維持管理が重要です。

特に札幌市は、全国に比べ、10代の人工妊娠中絶率が全国平均よりも高い水準にあることから、予防対策として若年層へ向けた性に関する正しい知識の普及啓発などが求められています。【図34】

<sup>13</sup> 【リプロダクティブ・ヘルス/ライツ】単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること(リプロダクティブ・ヘルス)。また、全てのカップルと個人が、子どもの数や出産するときなどについて責任を持って自由に決定ができ、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びにリプロダクティブ・ヘルスを得る権利のこと(リプロダクティブ・ライツ)。

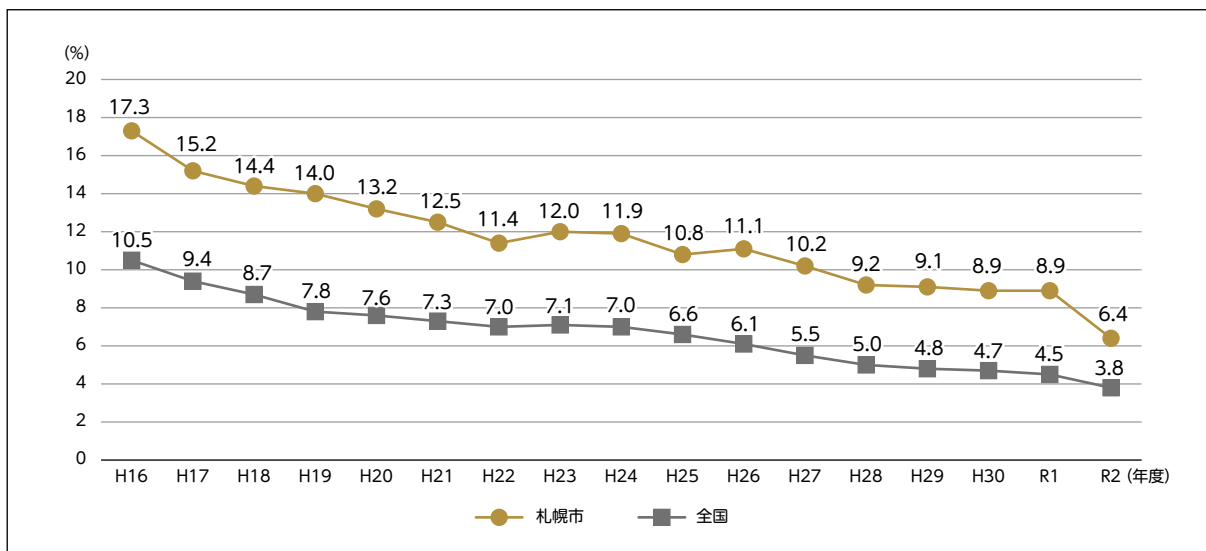


図34「10代の人工妊娠中絶率(女子人口千対)の推移」

(出典 札幌市:札幌市保健福祉局「札幌市衛生年報」、全国:厚生労働省「衛生行政報告例」)

また、近年では、生涯出産数の減少による月経回数の増加、晩婚化等による初産年齢の上昇、平均寿命の伸長などに伴い、女性の健康に関わる問題は大きく変化しています。

こうした健康課題に向き合いながら、人生100年時代といわれる今を、生涯にわたり健康で過ごせるように健康寿命を延伸していくためには、ライフステージごとの課題に応じた情報の提供や支援が必要です。【図35】

さらに、女性の活躍推進の観点から見ても、女性が健康であることはその基盤になるものです。生理や更年期障害など、女性特有又は女性に多いとされる健康課題が、職場や社会における女性活躍の妨げにならないよう、女性に対する支援と同時に、職場の同僚等女性を取り巻く周囲の正しい理解の促進も求められています。

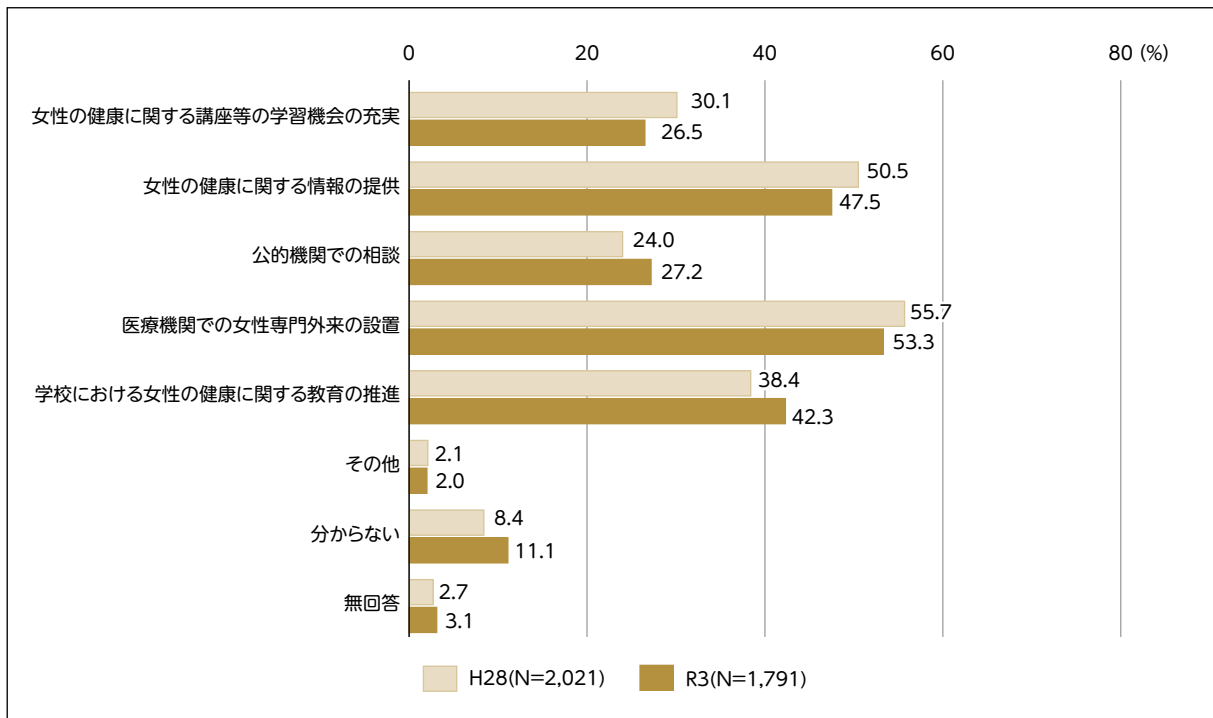


図35「女性の生涯にわたる健康づくりへの支援策」(複数回答)(出典:R3市調査)

## 施策の柱 ① 女性の生理と妊娠等に関する知識の普及と理解の促進

- 男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、互いの人権として尊重できるよう、思春期から若年世代に対する性に関する正しい知識の普及啓発に取り組みます。
- 妊娠・出産に関わる機能の重要性や、妊娠・出産・避妊を選択する女性の権利、働く女性を取り巻く女性特有の健康課題等について、男女双方の理解促進に取り組みます。

### 〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
思春期から若者世代を対象とした性に関する正しい知識の普及啓発	10～20代の人工妊娠中絶及び性感染症の罹患・反復防止のため、医療機関と保健センターが連携し正しい避妊方法や性感染症予防のための相談・指導を行います。	保健福祉局 保健所
健康支援事業	性と生殖に関する健康と権利について意識の普及を目的に、講座・セミナー等を実施します。	市民文化局 男女共同参画室
性に関する指導の充実(再掲)	「性に関する指導の手引」を活用した指導の充実を図ります。また、産婦人科医師や助産師による講師を学校に派遣して、生命の誕生やデートDV等に関する講演を行い、学校における性に関する指導の充実を図ります。	教育委員会 学校教育部

## 施策の柱 ② ライフステージに応じた女性の健康づくりの推進

- 思春期、妊娠・出産期、更年期などライフステージに応じた正しい情報の提供や支援を行います。
- 健康診査体制の強化及び健康づくりに向けた様々な取組を行い、健康保持の支援を行います。

### 〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
妊娠期からの相談支援の充実	安心・安全な妊娠・出産及び児童虐待予防のために、母子健康手帳交付時に妊婦と面接し、妊婦の不安を軽減するとともに、リスクアセスメントを実施することで、ハイリスク妊婦を早期に把握し、継続的な支援を行います。	保健福祉局 保健所
母子訪問指導事業の推進	保健師や母子保健訪問指導員の訪問により、妊娠・出産・育児などに関する正しい知識の普及啓発とともに、乳児及び妊産婦の心身の状況や養育環境の把握を行うなど、育児相談・保健指導を実施します。	保健福祉局 保健所
女性のフレッシュ健診	職場等で健康診断を受ける機会のない18～39歳までの家庭の主婦、自営業の女性等を対象とし、札幌市中央健康づくりセンターで健康診査を実施します。	保健福祉局 保健所

## 第4章 プランの推進にあたって

### 1 計画の推進について

男女共同参画さっぽろプランを着実に推進していくために、庁内関係部署はもちろん、札幌市男女共同参画センターとも積極的に連携を図りながら事業を進めていきます。

#### (1) 札幌市男女共同参画センター

札幌市は、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現に寄与するため、男女共同参画の推進に関する活動の総合的な拠点施設として、札幌市男女共同参画センターを平成15年(2003年)9月に設置しました。

男女共同参画センターでは、ホールや研修室、健康スタジオ、音楽スタジオ、料理実習室等の各種貸室の提供のほか、設置目的の達成に向け「学習支援・人材育成機能」「健康支援機能」「就労・起業支援機能」「調査・研究機能」「情報収集・提供、広報・啓発機能」「交流創出・ネットワーク支援機能」「相談機能」という重要な7つの機能を備え、男女共同参画に関する各種講座実施や市民の自主的な活動及び交流の支援、ジェンダーに関わる様々な相談支援など、多岐にわたる事業を実施します。

また、男女共同参画に関するイベントや団体、関係図書など、各種情報の収集・提供・発信の充実に取り組みます。

男女共同参画センターは、市民のニーズと時代の変化に応じた様々な事業を効果的・効率的に展開し、活動拠点としての機能を更に充実させていくことで、男女共同参画課と共に、札幌市の男女共同参画を強力に推進します。

#### (2) 札幌市男女共同参画審議会 <札幌市男女共同参画推進条例 第20条>

市長の附属機関として、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策に関する事項について調査審議するなど、札幌市の取組について外部委員が審議する場です。



札幌市男女共同参画センター

【所在地】

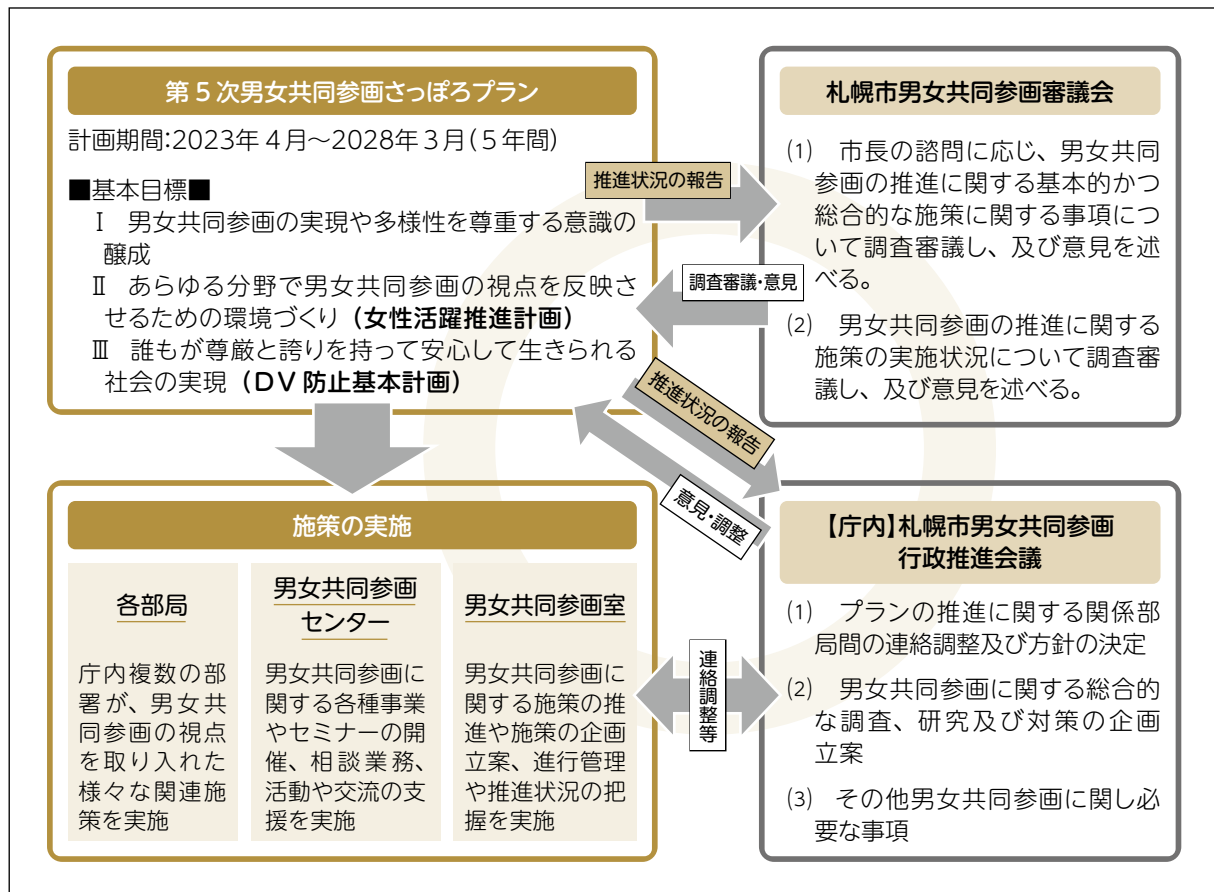
〒060-0808

札幌市北区北8条西3丁目札幌エルプラザ内

### (3) 札幌市男女共同参画行政推進会議

札幌市における男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、行政内部関係部局の連携を図るために、副市長、関係局長を構成員とする庁内会議です。

#### <推進体制について>



## 2 男女共同参画さっぽろプランの進捗状況の評価と公表

札幌市では、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に進めていくために、計画に基づく施策の進捗状況を明らかにする年次報告書を作成するとともに自己評価を行い、その結果を札幌市男女共同参画審議会に報告し、市民に公表します。 <札幌市男女共同参画推進条例 第9条>

## 3 男女共同参画さっぽろプランの見直し

今後、社会情勢の変化や国の施策などにより、プランへの反映を必要とする場合は、札幌市男女共同参画審議会の審議を経て、必要に応じて市民意見等を把握した上で、見直しを行うこととします。



付属資料



## ◆ 関連事業

第5次男女共同参画さっぽろプランに基づき実施予定の事業は以下のとおりです。

施策体系順一覧

局	部	事業名	事業番号	基本目標	基本的方向	施策の柱
市民文化局	男女共同参画室	子ども向け男女共同参画意識啓発事業	1	I	1	①
市民文化局	男女共同参画室	子ども・若者への男女共同参画啓発事業	2	I	1	①
市民文化局	男女共同参画室	生涯学習情報の提供	3	I	1	①
市民文化局	男女共同参画室	男女共同参画に関する各種啓発資料の充実	4	I	1	①
市民文化局	男女共同参画室	男女共同参画に関する啓発事業の開催	5	I	1	①
市民文化局	男女共同参画室	男女共同参画に関する講座の推進	6	I	1	①
中央区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業	7	I	1	①
中央区	市民部	中央区みんなの講演会	8	I	1	①
北区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	9	I	1	①
東区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	10	I	1	①
白石区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	11	I	1	①
厚別区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	12	I	1	①
豊平区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	13	I	1	①
清田区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	14	I	1	①
南区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	15	I	1	①
西区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	16	I	1	①
手稲区	市民部	男女共同参画等に関する学習事業の実施	17	I	1	①
手稲区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	18	I	1	①
教育委員会	生涯学習部	さっぽろ市民カレッジ	19	I	1	①
教育委員会	学校教育部	人間尊重の教育	20	I	1	①
市民文化局	男女共同参画室	公的な催事における託児の実施	21	I	1	②
市民文化局	男女共同参画室	国際社会と連動した情報発信	22	I	1	②
市民文化局	男女共同参画室	男女共同参画活動団体とのネットワーク構築・強化	23	I	1	②
市民文化局	男女共同参画室	男女共同参画活動団体への支援	24	I	1	②
東区	市民部	各種女性団体・グループへの支援	25	I	1	②
厚別区	市民部	各種女性団体・グループへの支援	26	I	1	②
豊平区	市民部	各種女性団体・グループへの支援	27	I	1	②
南区	市民部	各種サークル等の交流事業の支援	28	I	1	②
南区	市民部	各種女性スポーツ団体・グループへの支援	29	I	1	②
手稲区	市民部	各種市民団体・グループへの支援	30	I	1	②
市民文化局	男女共同参画室	男女共同参画センター相談事業の推進	31	I	1	③
市民文化局	男女共同参画室	テクノロジー分野における男女格差の解消	32	I	1	③
市民文化局	男女共同参画室	ホームページや情報システムによる情報収集・提供	33	I	1	③
総務局	職員部	札幌市女性職員の登用促進と職域拡大	34	II	1	①
市民文化局	男女共同参画室	意思決定過程への女性の参画の推進	35	II	1	①
市民文化局	男女共同参画室	女性の人材発掘とデータの収集・整備	36	II	1	①
市民文化局	男女共同参画室	審議会等委員への女性の登用促進	37	II	1	①
人事委員会事務局	人事委員会事務局	市職員の昇任意欲を喚起する取組	38	II	1	①
総務局	職員部	市職員のセクシュアルハラスメント等の防止に関する啓発	39	II	1	②
市民文化局	男女共同参画室	男女が共に活躍するための意識啓発	40	II	1	②
市民文化局	男女共同参画室	女性の継続就業に関する啓発	41	II	1	②

施策体系順一覧

局	部	事業名	事業番号	基本目標	基本的方向	施策の柱
市民文化局	男女共同参画室	札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証制度の運用	42	Ⅱ	1	③
市民文化局	男女共同参画室	ワーク・ライフ支援事業	43	Ⅱ	1	③
子ども未来局	子ども育成部	育児休業取得助成事業	44	Ⅱ	1	③
経済観光局	産業振興部	札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業の認証を取得した中小企業への融資	45	Ⅱ	1	③
経済観光局	産業振興部	働き方改革推進事業	46	Ⅱ	1	③
建設局	土木部	建設産業活性化推進事業	47	Ⅱ	1	③
市民文化局	男女共同参画室	家庭責任の分担意識に係る啓発	48	Ⅱ	2	①
保健福祉局	保健所	男性料理教室	49	Ⅱ	2	①
保健福祉局	保健所	マタニティ教室	50	Ⅱ	2	①
保健福祉局	保健所	ワーキング・マタニティスクール	51	Ⅱ	2	①
保健福祉局	保健所	若い世代の食育事業「本気(まじ)めしプロジェクト」	52	Ⅱ	2	①
子ども未来局	子育て支援部	父親による子育て推進事業	53	Ⅱ	2	①
保健福祉局	高齢保健福祉部	介護に関する情報の効果的な提供	54	Ⅱ	2	②
保健福祉局	高齢保健福祉部	地域包括支援センターを核とした高齢者の相談支援体制の充実	55	Ⅱ	2	②
子ども未来局	子ども育成部	児童クラブにおける長期休業期間中の昼食提供	56	Ⅱ	2	②
子ども未来局	子ども育成部	留守家庭児童対策事業の促進	57	Ⅱ	2	②
子ども未来局	子育て支援部	一時預かり事業	58	Ⅱ	2	②
子ども未来局	子育て支援部	家庭的保育事業(保育ママ)	59	Ⅱ	2	②
子ども未来局	子育て支援部	休日保育事業	60	Ⅱ	2	②
子ども未来局	子育て支援部	区保育・子育て支援センター事業	61	Ⅱ	2	②
子ども未来局	子育て支援部	子育てサロン事業	62	Ⅱ	2	②
子ども未来局	子育て支援部	時間外保育事業	63	Ⅱ	2	②
子ども未来局	子育て支援部	事業所内保育事業	64	Ⅱ	2	②
子ども未来局	子育て支援部	小規模保育事業	65	Ⅱ	2	②
子ども未来局	子育て支援部	助産施設の提供	66	Ⅱ	2	②
子ども未来局	子育て支援部	私立保育所の整備	67	Ⅱ	2	②
子ども未来局	子育て支援部	地域型保育事業所の整備	68	Ⅱ	2	②
子ども未来局	子育て支援部	地域子育て支援推進事業	69	Ⅱ	2	②
子ども未来局	子育て支援部	認定こども園の整備	70	Ⅱ	2	②
子ども未来局	子育て支援部	ひとり親家庭等日常生活支援事業	71	Ⅱ	2	②
子ども未来局	子育て支援部	病後児デイサービス事業	72	Ⅱ	2	②
子ども未来局	子育て支援部	ファミリー・サポート・センター事業	73	Ⅱ	2	②
子ども未来局	子育て支援部	保育士等支援事業	74	Ⅱ	2	②
子ども未来局	子育て支援部	保育人材確保緊急対策事業	75	Ⅱ	2	②
子ども未来局	子育て支援部	夜間保育事業	76	Ⅱ	2	②
都市局	市街地整備部	市営住宅への優先入居の推進	77	Ⅱ	2	②
経済観光局	産業振興部	就業サポートセンター等事業	78	Ⅱ	3	①
経済観光局	産業振興部	女性の多様な働き方支援窓口運営事業	79	Ⅱ	3	①
市民文化局	男女共同参画室	女性のためのコワーキングスペース事業	80	Ⅱ	3	②
経済観光局	産業振興部	女性の起業に対する支援	81	Ⅱ	3	②
市民文化局	市民自治推進室	未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業	82	Ⅱ	4	①
市民文化局	男女共同参画室	男女共同参画の視点に立った災害対応のためのネットワーク事業	83	Ⅱ	4	②
市民文化局	男女共同参画室	男女共同参画の視点を取り入れた災害対策	84	Ⅱ	4	②
市民文化局	男女共同参画室	DV防止講座の実施	85	Ⅲ	1	①
市民文化局	男女共同参画室	配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発	86	Ⅲ	1	①
市民文化局	男女共同参画室	配偶者暴力に関する調査研究の推進	87	Ⅲ	1	①

施策体系順一覧

局	部	事業名	事業番号	基本目標	基本的方向	施策の柱
中央区	市民部	DV・性暴力根絶のための啓発事業	88	Ⅲ	1	①
東区	市民部	配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発	89	Ⅲ	1	①
白石区	市民部	配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発	90	Ⅲ	1	①
厚別区	市民部	配偶者暴力根絶のための区民への啓発推進	91	Ⅲ	1	①
豊平区	市民部	配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発	92	Ⅲ	1	①
清田区	市民部	女性に対する暴力根絶のための市民への普及啓発	93	Ⅲ	1	①
南区	市民部	女性に対する暴力根絶のための市民への普及啓発	94	Ⅲ	1	①
手稲区	市民部	配偶者等からの暴力根絶を目指した啓発事業の開催	95	Ⅲ	1	①
教育委員会	学校教育部	性に関する指導の充実	96	Ⅲ	1	①
デジタル戦略推進局	スマートシティ推進部	住民基本台帳事務における支援措置	97	Ⅲ	1	②
デジタル戦略推進局	スマートシティ推進部	被害者の情報管理の徹底	98	Ⅲ	1	②
市民文化局	男女共同参画室	安心できる迅速な一時保護体制づくり	99	Ⅲ	1	②
市民文化局	男女共同参画室	カウンセリング事業	100	Ⅲ	1	②
市民文化局	男女共同参画室	市職員庁内研修の強化	101	Ⅲ	1	②
市民文化局	男女共同参画室	障がい者相談支援事業所との連携	102	Ⅲ	1	②
市民文化局	男女共同参画室	自立に向けた適切な情報提供及び各種支援	103	Ⅲ	1	②
市民文化局	男女共同参画室	相談等に携わる職員への研修等の充実	104	Ⅲ	1	②
市民文化局	男女共同参画室	地域包括支援センターとの連携	105	Ⅲ	1	②
市民文化局	男女共同参画室	配偶者暴力関係機関との連携協力の強化	106	Ⅲ	1	②
市民文化局	男女共同参画室	配偶者暴力相談支援センター等の相談体制の充実	107	Ⅲ	1	②
市民文化局	男女共同参画室	配偶者暴力の早期発見のための啓発促進	108	Ⅲ	1	②
保健福祉局	高齢保健福祉部	民生委員による巡回相談	109	Ⅲ	1	②
子ども未来局	子育て支援部	ひとり親家庭への経済的支援の推進	110	Ⅲ	1	②
子ども未来局	子育て支援部	母子緊急一時保護事業	111	Ⅲ	1	②
子ども未来局	子育て支援部	ひとり親・婦人相談の推進	112	Ⅲ	1	②
子ども未来局	児童相談所	子育て短期支援事業	113	Ⅲ	1	②
都市局	市街地整備部	配偶者暴力被害者の市営住宅への優先入居の推進	114	Ⅲ	1	②
市民文化局	男女共同参画室	要保護児童対策地域協議会との連携協力の強化	115	Ⅲ	1	③
保健福祉局	総務部	札幌まなびのサポート事業	116	Ⅲ	1	③
子ども未来局	児童相談所	子ども安心ホットライン	117	Ⅲ	1	③
子ども未来局	児童相談所	児童相談所・区役所家庭児童相談室	118	Ⅲ	1	③
教育委員会	学校教育部	スクールカウンセラー活用事業	119	Ⅲ	1	③
教育委員会	学校教育部	スクールソーシャルワーカー活用事業	120	Ⅲ	1	③
市民文化局	地域振興部	犯罪被害者等支援制度	121	Ⅲ	1	④
市民文化局	男女共同参画室	女性のための性暴力被害相談	122	Ⅲ	1	④
市民文化局	男女共同参画室	性暴力に関する知識や相談窓口の普及啓発	123	Ⅲ	1	④
総務局	職員部	性的マイノリティに関する研修	124	Ⅲ	2	①
市民文化局	男女共同参画室	性的マイノリティに関する研修	125	Ⅲ	2	①
市民文化局	男女共同参画室	性的マイノリティの理解促進	126	Ⅲ	2	①
教育委員会	学校教育部	人間尊重の教育に関する研修	127	Ⅲ	2	①
教育委員会	中央図書館	LGBTコーナーの設置	128	Ⅲ	2	①
市民文化局	男女共同参画室	札幌市LGBTフレンドリー指標制度の運用	129	Ⅲ	2	②
市民文化局	男女共同参画室	札幌市パートナーシップ宣誓制度の運用	130	Ⅲ	2	②
市民文化局	男女共同参画室	性的マイノリティ電話相談事業	131	Ⅲ	2	②
市民文化局	男女共同参画室	困難を抱える女性支援事業	132	Ⅲ	3	①
保健福祉局	総務部	生活困窮者自立相談支援事業	133	Ⅲ	3	①

施策体系順一覧

局	部	事業名	事業番号	基本目標	基本的方向	施策の柱
保健福祉局	保険医療部	ひとり親家庭等医療費助成事業	134	Ⅲ	3	①
子ども未来局	子ども育成部	困難を抱える若年女性支援事業	135	Ⅲ	3	①
子ども未来局	子育て支援部	ひとり親家庭学習支援ボランティア事業	136	Ⅲ	3	①
子ども未来局	子育て支援部	ひとり親家庭支援センターにおける特別相談・土日夜間相談業務	137	Ⅲ	3	①
子ども未来局	子育て支援部	ひとり親家庭等養育費確保支援事業	138	Ⅲ	3	①
子ども未来局	子育て支援部	保育所の優先入所	139	Ⅲ	3	①
子ども未来局	子育て支援部	母子生活支援施設の運営	140	Ⅲ	3	①
子ども未来局	子育て支援部	母子生活支援施設を活用した女性支援事業	141	Ⅲ	3	①
子ども未来局	子育て支援部	母子父子寡婦福祉資金の貸付	142	Ⅲ	3	①
子ども未来局	子育て支援部	ひとり親・婦人相談の推進(再掲)	112	Ⅲ	3	①
子ども未来局	子育て支援部	養育費相談の推進	143	Ⅲ	3	①
子ども未来局	子育て支援部	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金事業	144	Ⅲ	3	②
子ども未来局	子育て支援部	ひとり親家庭自立支援給付金事業	145	Ⅲ	3	②
子ども未来局	子育て支援部	ひとり親家庭等就業支援事業の充実	146	Ⅲ	3	②
経済観光局	産業振興部	就業サポートセンター等事業(再掲)	78	Ⅲ	3	②
総務局	国際部	さっぽろ外国人相談窓口の運営	147	Ⅲ	3	③
市民文化局	市民生活部	アイヌ生活相談員の配置	148	Ⅲ	3	③
市民文化局	男女共同参画室	性的マイノリティ電話相談事業(再掲)	131	Ⅲ	3	③
市民文化局	男女共同参画室	困難を抱える女性支援事業(再掲)	132	Ⅲ	3	③
子ども未来局	子ども育成部	困難を抱える若年女性支援事業(再掲)	135	Ⅲ	3	③
市民文化局	男女共同参画室	健康支援事業	149	Ⅲ	4	①
保健福祉局	保健所	思春期から若者世代を対象とした性に関する正しい知識の普及啓発	150	Ⅲ	4	①
教育委員会	学校教育部	性に関する指導の充実(再掲)	96	Ⅲ	4	①
保健福祉局	保健所	産婦人科救急コーディネート事業	151	Ⅲ	4	②
保健福祉局	保健所	女性のフレッシュ健診	152	Ⅲ	4	②
保健福祉局	保健所	妊娠期からの相談支援の充実	153	Ⅲ	4	②
保健福祉局	保健所	母子訪問指導事業の推進	154	Ⅲ	4	②

機構順一覧

局	部	事業名	事業番号	基本目標	基本的方向	施策の柱
総務局	国際部	さっぽろ外国人相談窓口の運営	147	Ⅲ	3	③
	職員部	札幌市女性職員の登用促進と職域拡大	34	Ⅱ	1	①
		市職員のセクシュアルハラスメント等の防止に関する啓発	39	Ⅱ	1	②
		性的マイノリティに関する研修	124	Ⅲ	2	①
デジタル戦略推進局	スマートシティ推進部	住民基本台帳事務における支援措置	97	Ⅲ	1	②
		被害者の情報管理の徹底	98	Ⅲ	1	②
市民文化局	地域振興部	犯罪被害者等支援制度	121	Ⅲ	1	④
	市民生活部	アイヌ生活相談員の配置	148	Ⅲ	3	③
	市民自治推進室	未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業	82	Ⅱ	4	①
	男女共同参画室	子ども向け男女共同参画意識啓発事業	1	Ⅰ	1	①
		子ども・若者への男女共同参画啓発事業	2	Ⅰ	1	①
		生涯学習情報の提供	3	Ⅰ	1	①
		男女共同参画に関する各種啓発資料の充実	4	Ⅰ	1	①
		男女共同参画に関する啓発事業の開催	5	Ⅰ	1	①
		男女共同参画に関する講座の推進	6	Ⅰ	1	①
		公的な催事における託児の実施	21	Ⅰ	1	②
		国際社会と連動した情報発信	22	Ⅰ	1	②
		男女共同参画活動団体とのネットワーク構築・強化	23	Ⅰ	1	②
		男女共同参画活動団体への支援	24	Ⅰ	1	②
		男女共同参画センター相談事業の推進	31	Ⅰ	1	③
		テクノロジー分野における男女格差の解消	32	Ⅰ	1	③
		ホームページや情報システムによる情報収集・提供	33	Ⅰ	1	③
		意思決定過程への女性の参画の推進	35	Ⅱ	1	①
		女性の人材発掘とデータの収集・整備	36	Ⅱ	1	①
		審議会等委員への女性の登用促進	37	Ⅱ	1	①
		男女が共に活躍するための意識啓発	40	Ⅱ	1	②
		女性の継続就業に関する啓発	41	Ⅱ	1	②
		札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証制度の運用	42	Ⅱ	1	③
		ワーク・ライフ支援事業	43	Ⅱ	1	③
		家庭責任の分担意識に係る啓発	48	Ⅱ	2	①
		女性のためのコワーキングスペース事業	80	Ⅱ	3	②
		男女共同参画の視点に立った災害対応のためのネットワーク事業	83	Ⅱ	4	②
		男女共同参画の視点を取り入れた災害対策	84	Ⅱ	4	②
		DV防止講座の実施	85	Ⅲ	1	①
		配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発	86	Ⅲ	1	①
		配偶者暴力に関する調査研究の推進	87	Ⅲ	1	①
		安心できる迅速な一時保護体制づくり	99	Ⅲ	1	②
		カウンセリング事業	100	Ⅲ	1	②
		市職員庁内研修の強化	101	Ⅲ	1	②
	障がい者相談支援事業所との連携	102	Ⅲ	1	②	
自立に向けた適切な情報提供及び各種支援	103	Ⅲ	1	②		
相談等に携わる職員への研修等の充実	104	Ⅲ	1	②		
地域包括支援センターとの連携	105	Ⅲ	1	②		
配偶者暴力関係機関との連携協力の強化	106	Ⅲ	1	②		
配偶者暴力相談支援センター等の相談体制の充実	107	Ⅲ	1	②		

機構順一覧

局	部	事業名	事業番号	基本目標	基本的方向	施策の柱
市民文化局	男女共同参画室	配偶者暴力の早期発見のための啓発促進	108	Ⅲ	1	②
		要保護児童対策地域協議会との連携協力の強化	115	Ⅲ	1	③
		女性のための性暴力被害相談	122	Ⅲ	1	④
		性暴力に関する知識や相談窓口の普及啓発	123	Ⅲ	1	④
		性的マイノリティに関する研修	125	Ⅲ	2	①
		性的マイノリティの理解促進	126	Ⅲ	2	①
		札幌市LGBTフレンドリー指標制度の運用	129	Ⅲ	2	②
		札幌市パートナーシップ宣誓制度の運用	130	Ⅲ	2	②
		性的マイノリティ電話相談事業	131	Ⅲ	2	②
		困難を抱える女性支援事業	132	Ⅲ	3	①
		性的マイノリティ電話相談事業(再掲)	131	Ⅲ	3	③
		困難を抱える女性支援事業(再掲)	132	Ⅲ	3	③
		健康支援事業	149	Ⅲ	4	①
保健福祉局	総務部	札幌まなびのサポート事業	116	Ⅲ	1	③
		生活困窮者自立相談支援事業	133	Ⅲ	3	①
	高齢保健福祉部	介護に関する情報の効果的な提供	54	Ⅱ	2	②
		地域包括支援センターを核とした高齢者の相談支援体制の充実	55	Ⅱ	2	②
		民生委員による巡回相談	109	Ⅲ	1	②
	保険医療部	ひとり親家庭等医療費助成事業	134	Ⅲ	3	①
	保健所	男性料理教室	49	Ⅱ	2	①
		マタニティ教室	50	Ⅱ	2	①
		ワーキング・マタニティスクール	51	Ⅱ	2	①
		若い世代の食育事業「本気(まじ)めしプロジェクト」	52	Ⅱ	2	①
		思春期から若者世代を対象とした性に関する正しい知識の普及啓発	150	Ⅲ	4	①
		産婦人科救急コーディネート事業	151	Ⅲ	4	②
		女性のフレッシュ健診	152	Ⅲ	4	②
妊娠期からの相談支援の充実		153	Ⅲ	4	②	
母子訪問指導事業の推進		154	Ⅲ	4	②	
子ども未来局	子ども育成部	育児休業取得助成事業	44	Ⅱ	1	③
		児童クラブにおける長期休業期間中の昼食提供	56	Ⅱ	2	②
		留守家庭児童対策事業の促進	57	Ⅱ	2	②
		困難を抱える若年女性支援事業	135	Ⅲ	3	①
		困難を抱える若年女性支援事業(再掲)	135	Ⅲ	3	③
	子育て支援部	父親による子育て推進事業	53	Ⅱ	2	①
		一時預かり事業	58	Ⅱ	2	②
		家庭的保育事業(保育ママ)	59	Ⅱ	2	②
		休日保育事業	60	Ⅱ	2	②
		区保育・子育て支援センター事業	61	Ⅱ	2	②
		子育てサロン事業	62	Ⅱ	2	②
		時間外保育事業	63	Ⅱ	2	②
		事業所内保育事業	64	Ⅱ	2	②
		小規模保育事業	65	Ⅱ	2	②
		助産施設の提供	66	Ⅱ	2	②
		私立保育所の整備	67	Ⅱ	2	②
		地域型保育事業所の整備	68	Ⅱ	2	②

機構順一覧

局	部	事業名	事業番号	基本目標	基本的方向	施策の柱
子ども未来局	子育て支援部	地域子育て支援推進事業	69	Ⅱ	2	②
		認定こども園の整備	70	Ⅱ	2	②
		ひとり親家庭等日常生活支援事業	71	Ⅱ	2	②
		病後児デイサービス事業	72	Ⅱ	2	②
		ファミリー・サポート・センター事業	73	Ⅱ	2	②
		保育士等支援事業	74	Ⅱ	2	②
		保育人材確保緊急対策事業	75	Ⅱ	2	②
		夜間保育事業	76	Ⅱ	2	②
		ひとり親家庭への経済的支援の推進	110	Ⅲ	1	②
		母子緊急一時保護事業	111	Ⅲ	1	②
		ひとり親・婦人相談の推進	112	Ⅲ	1	②
		ひとり親家庭学習支援ボランティア事業	136	Ⅲ	3	①
		ひとり親家庭支援センターにおける特別相談・土日夜間相談業務	137	Ⅲ	3	①
		ひとり親家庭等養育費確保支援事業	138	Ⅲ	3	①
		保育所の優先入所	139	Ⅲ	3	①
		母子生活支援施設の運営	140	Ⅲ	3	①
		母子生活支援施設を活用した女性支援事業	141	Ⅲ	3	①
		母子父子寡婦福祉資金の貸付	142	Ⅲ	3	①
	ひとり親・婦人相談の推進(再掲)	112	Ⅲ	3	①	
	養育費相談の推進	143	Ⅲ	3	①	
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金事業	144	Ⅲ	3	②		
ひとり親家庭自立支援給付金事業	145	Ⅲ	3	②		
ひとり親家庭等就業支援事業の充実	146	Ⅲ	3	②		
児童相談所	子育て短期支援事業	113	Ⅲ	1	②	
	子ども安心ホットライン	117	Ⅲ	1	③	
	児童相談所・区役所家庭児童相談室	118	Ⅲ	1	③	
経済観光局	産業振興部	札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業の認証を取得した中小企業への融資	45	Ⅱ	1	③
		働き方改革推進事業	46	Ⅱ	1	③
		就業サポートセンター等事業	78	Ⅱ	3	①
		女性の多様な働き方支援窓口運営事業	79	Ⅱ	3	①
		女性の起業に対する支援	81	Ⅱ	3	②
		就業サポートセンター等事業(再掲)	78	Ⅲ	3	②
建設局	土木部	建設産業活性化推進事業	47	Ⅱ	1	③
都市局	市街地整備部	市営住宅への優先入居の推進	77	Ⅱ	2	②
		配偶者暴力被害者の市営住宅への優先入居の推進	114	Ⅲ	1	②
中央区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業	7	Ⅰ	1	①
		中央区みんなの講演会	8	Ⅰ	1	①
		DV・性暴力根絶のための啓発事業	88	Ⅲ	1	①
北区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	9	Ⅰ	1	①
東区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	10	Ⅰ	1	①
		各種女性団体・グループへの支援	25	Ⅰ	1	②
		配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発	89	Ⅲ	1	①
白石区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	11	Ⅰ	1	①
		配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発	90	Ⅲ	1	①

機構順一覧

局	部	事業名	事業番号	基本目標	基本的方向	施策の柱
厚別区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	12	I	1	①
		各種女性団体・グループへの支援	26	I	1	②
		配偶者暴力根絶のための区民への啓発推進	91	Ⅲ	1	①
豊平区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	13	I	1	①
		各種女性団体・グループへの支援	27	I	1	②
		配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発	92	Ⅲ	1	①
清田区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	14	I	1	①
		女性に対する暴力根絶のための市民への普及啓発	93	Ⅲ	1	①
南区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	15	I	1	①
		各種サークル等の交流事業の支援	28	I	1	②
		各種女性スポーツ団体・グループへの支援	29	I	1	②
		女性に対する暴力根絶のための市民への普及啓発	94	Ⅲ	1	①
西区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	16	I	1	①
手稲区	市民部	男女共同参画等に関する学習事業の実施	17	I	1	①
		男女共同参画に関する啓発事業の開催	18	I	1	①
		各種市民団体・グループへの支援	30	I	1	②
		配偶者等からの暴力根絶を目指した啓発事業の開催	95	Ⅲ	1	①
教育委員会	生涯学習部	さっぽろ市民カレッジ	19	I	1	①
	学校教育部	人間尊重の教育	20	I	1	①
		性に関する指導の充実	96	Ⅲ	1	①
		スクールカウンセラー活用事業	119	Ⅲ	1	③
		スクールソーシャルワーカー活用事業	120	Ⅲ	1	③
		人間尊重の教育に関する研修	127	Ⅲ	2	①
	性に関する指導の充実(再掲)	96	Ⅲ	4	①	
中央図書館	LGBTコーナーの設置	128	Ⅲ	2	①	
人事委員会事務局	人事委員会事務局	市職員の昇任意欲を喚起する取組	38	Ⅱ	1	①



## 【基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成】

事業番号	1	2	3
担当局・区	市民文化局	市民文化局	市民文化局
担当部・室	男女共同参画室	男女共同参画室	男女共同参画室
基本的方向 —施策の柱	1-①	1-①	1-①
事業名	子ども向け男女共同参画意識啓発事業	子ども・若者への男女共同参画啓発事業	生涯学習情報の提供
事業概要	子どもたちが男女共同参画の理念を理解した上で自己形成ができるよう、子どもの頃からの男女共同参画への理解促進に取り組みます。	未来の男女共同参画社会の担い手である子ども・若者に対し、それぞれの年代や環境に合ったアプローチで、子ども・若者特有の課題を取り扱うなど工夫し、意識啓発を図ります。	男女共同参画に関する自主的活動を促進するため、男女共同参画センターなどにおいて、多種多様な情報を広く市民に提供します。

事業番号	4	5	6
担当局・区	市民文化局	市民文化局	市民文化局
担当部・室	男女共同参画室	男女共同参画室	男女共同参画室
基本的方向 —施策の柱	1-①	1-①	1-①
事業名	男女共同参画に関する各種啓発資料の充実	男女共同参画に関する啓発事業の開催	男女共同参画に関する講座の推進
事業概要	男女の固定的な性別役割分担意識や女性への偏見を是正し、男女共同参画への理解を深めるとともに啓発広報の充実を目指します。	男女共同参画について市民の理解を深めるため、パネル展や講演会、ワークショップ等の各種啓発事業を行います。	男女共同参画に関する問題を様々な角度から見つめ直し、理解と関心を深めてもらうとともに、男女共同参画についての取組を促すための講座などを開催します。

事業番号	7	8	9
担当局・区	中央区	中央区	北区
担当部・室	市民部	市民部	市民部
基本的方向 —施策の柱	1-①	1-①	1-①
事業名	男女共同参画に関する啓発事業	中央区みんなの講演会	男女共同参画に関する啓発事業の開催
事業概要	「男女共同参画社会」実現に向けて、区民の理解を深めるとともに意識啓発を行うことを目的に、パネル展を行います。	「男女共同参画社会」実現に向けて、区民の理解を深めることを目的に、講演及び区内の各住民組織(女性部)の活動発表やパネル展を開催します。	男女共同参画に関する啓発ポスターや懸垂幕を掲出し、区民の男女共同参画に関する意識を高めることを目指します。

## 【基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成】

事業番号	10	11	12
担当局・区	東区	白石区	厚別区
担当部・室	市民部	市民部	市民部
基本的方向 —施策の柱	1-①	1-①	1-①
事業名	男女共同参画に関する啓発事業の開催	男女共同参画に関する啓発事業の開催	男女共同参画に関する啓発事業の開催
事業概要	女性団体を中心とした実行委員会のチャリティーバザー実施支援及び男女共同参画に関する理解を深める講演会を共催実施します。	男女共同参画への理解を推進するため、パネル展を開催し、広報・啓発活動の充実を目指します。	男女の固定的な性別役割分担意識や女性への偏見を是正し、男女共同参画への理解を深めるとともに啓発広報の充実を目指します。

事業番号	13	14	15
担当局・区	豊平区	清田区	南区
担当部・室	市民部	市民部	市民部
基本的方向 —施策の柱	1-①	1-①	1-①
事業名	男女共同参画に関する啓発事業の開催	男女共同参画に関する啓発事業の開催	男女共同参画に関する啓発事業の開催
事業概要	男女の固定的な性別役割分担意識や女性への偏見を是正し、市民の男女共同参画への理解を深めるため、広報・啓発活動を実施します。	男女の固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と多様性を尊重する社会の実現に向けて、男女共同参画への理解を深めるための啓発活動を展開します。	男女の固定的な性別役割意識にとらわれず、個性と多様性を尊重する社会の実現に向けて、男女共同参画への理解を深めるとともに啓発広報の充実を目指します。

事業番号	16	17	18
担当局・区	西区	手稲区	手稲区
担当部・室	市民部	市民部	市民部
基本的方向 —施策の柱	1-①	1-①	1-①
事業名	男女共同参画に関する啓発事業の開催	男女共同参画等に関する学習事業の実施	男女共同参画に関する啓発事業の開催
事業概要	男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の一環として、男女共同参画をテーマとしたパネル展等を開催します。	男女共同参画等について市民の理解を深めるため、市民団体「ジェンダーフリーていね」との共催によりパネル展や公開学習会等の各種事業を実施します。	男女共同参画について市民の理解を深めるため、市民団体「ジェンダーフリーていね」との共催によりパネル展や公開学習会などの各種事業を実施するとともに、懸垂幕の掲示や啓発物品の配布を行います。

## 【基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成】

事業番号	19	20	21
担当局・区	教育委員会	教育委員会	市民文化局
担当部・室	生涯学習部	学校教育部	男女共同参画室
基本的方向 —施策の柱	1-①	1-①	1-②
事業名	さっぽろ市民カレッジ	人間尊重の教育	公的な催事における託児の実施
事業概要	市民の自己充実や生きがいづくりを支援し、学習の成果を地域社会の発展などにつなげるため、生涯学習センターを拠点として、市民の多様な学習ニーズに対応する学習機会を提供する。当該事業の中で、起業やビジネススキルアップ、社会技能の向上に資する講座を開講し、多様な生き方の選択や社会進出を支援します。	「人間尊重の教育」のガイドラインに基づき、一人一人が自分が大切にされていると実感できる学校づくりについて、教職員の意識向上、校種間の連携による取組、子ども自身の振り返りの手だての構築を図ります。	乳幼児を持つ親が札幌市の主催する講座や催事に参加できるようにするため、一時的な託児を実施するよう努めます。

事業番号	22	23	24
担当局・区	市民文化局	市民文化局	市民文化局
担当部・室	男女共同参画室	男女共同参画室	男女共同参画室
基本的方向 —施策の柱	1-②	1-②	1-②
事業名	国際社会と連動した情報発信	男女共同参画活動団体とのネットワーク構築・強化	男女共同参画活動団体への支援
事業概要	国際社会と連動しながらジェンダー平等を推進することを目的に、国際社会の潮流や各国の情報を発信し、グローバルな視点で私たちの社会を見つめます。	男女共同参画に関する活動を行う市内外の団体、機関とネットワークを構築し、情報交換・意見交換、各種事業の連携を図ります。	男女共同参画に関わる活動を行う市民活動団体の活動支援を行います。また、団体が男女共同参画の視点を持ちながら活動を継続していくために必要な団体運営や資金調達に関する研修の実施や情報提供を行います。

事業番号	25	26	27
担当局・区	東区	厚別区	豊平区
担当部・室	市民部	市民部	市民部
基本的方向 —施策の柱	1-②	1-②	1-②
事業名	各種女性団体・グループへの支援	各種女性団体・グループへの支援	各種女性団体・グループへの支援
事業概要	東区内の女性団体主催の体育大会に対して後援を行い、開催場所の確保及び必要物品の提供等の支援を実施します。	女性団体・グループ等に対して活動の場を提供し、自主的な活動への支援を行います。	豊平区内の女性団体主催の体育大会に対して後援を行い、開催場所及び必要物品の提供などの支援を実施します。

## 【基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成】

事業番号	28	29	30
担当局・区	南区	南区	手稲区
担当部・室	市民部	市民部	市民部
基本的方向 —施策の柱	1-②	1-②	1-②
事業名	各種サークル等の交流事業の支援	各種女性スポーツ団体・グループへの支援	各種市民団体・グループへの支援
事業概要	区内において、社会貢献活動を行う女性団体の交流事業を支援します。	南区内の女性スポーツ団体の主催大会に対して共催・後援するとともに、必要物品提供等の支援を行います。 ※各団体とも主幹は関係団体。	市民団体・グループの自主的な活動に対し、活動場所や必要物品等を提供します。

事業番号	31	32	33
担当局・区	市民文化局	市民文化局	市民文化局
担当部・室	男女共同参画室	男女共同参画室	男女共同参画室
基本的方向 —施策の柱	1-③	1-③	1-③
事業名	男女共同参画センター相談事業の推進	テクノロジー分野における男女格差の解消	ホームページや情報システムによる情報収集・提供
事業概要	家庭や社会の中で生じる様々な問題に対して、各種相談を通し、相談者自らが解決できる力をつけるよう適切なアドバイスを行います。	情報化社会の中で男女が共に自立した生活ができるよう、テクノロジー分野における男女格差の解消につながるような情報提供や学習機会の提供を行います。	市民のニーズに応じた男女共同参画に関する情報を適時適切に提供するため、ホームページの充実を図るほか、男女共同参画センターの情報システムにより男女共同参画に関する団体やイベント情報を収集・発信します。

## 【基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり】

事業番号	34	35	36
担当局・区	総務局	市民文化局	市民文化局
担当部・室	職員部	男女共同参画室	男女共同参画室
基本的方向 -施策の柱	1-①	1-①	1-①
事業名	札幌市女性職員の登用促進と職域拡大	意思決定過程への女性の参画の推進	女性の人材発掘とデータの収集・整備
事業概要	市女性職員の積極的な登用や職域拡大に努めます。	審議会等委員の外部団体への推薦依頼において、女性委員の登用について積極的に働きかけます。	社会活動のあらゆる分野における女性の人材を広く発掘し、審議会等への登用促進に活用します。

事業番号	37	38	39
担当局・区	市民文化局	人事委員会事務局	総務局
担当部・室	男女共同参画室	人事委員会事務局	職員部
基本的方向 -施策の柱	1-①	1-①	1-②
事業名	審議会等委員への女性の登用促進	市職員の昇任意欲を喚起する取組	市職員のセクシュアルハラスメント等の防止に関する啓発
事業概要	市政における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、審議会等への女性の登用の目標を40%とし、この目標値の早期達成を目指します。	男女を問わず多様で有能な人材の登用が組織の活性化や市民サービスの向上につながることから、市職員の昇任意欲を喚起する取組を推進します。	職場におけるセクシュアルハラスメントや妊娠、出産、育児等に関するハラスメント行為の防止に向けて、今後も各種研修や服務通知等を通じて、職員全体に対する意識啓発を行います。

事業番号	40	41	42
担当局・区	市民文化局	市民文化局	市民文化局
担当部・室	男女共同参画室	男女共同参画室	男女共同参画室
基本的方向 -施策の柱	1-②	1-②	1-③
事業名	男女が共に活躍するための意識啓発	女性の継続就業に関する啓発	札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証制度の運用
事業概要	男女が共に働きやすい社会を目指し、札幌市の女性を取り巻く環境の実情や、様々な活躍の形を共有することに加え、女性に限らず、男性や企業、学生などが様々な立場から課題解決の方向性や方策を見出す場として、官民協働のフォーラム等を開催します。	男女双方の労働者が仕事と家庭の両立を進められるよう男女雇用機会均等法や育児介護休業法の一層の周知徹底を図るほか、制度・仕組みづくりやマネジメントについての学習機会を提供するなど、女性が継続して働き続けられるような啓発を行います。	ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進に積極的に取り組む企業を独自の基準で認証する「札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証制度」の運用を行い、多様な支援を実施するほか、認証取得企業の広報啓発を行います。

## 【基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり】

事業番号	43	44	45
担当局・区	市民文化局	子ども未来局	経済観光局
担当部・室	男女共同参画室	子ども育成部	産業振興部
基本的方向 —施策の柱	1-③	1-③	1-③
事業名	ワーク・ライフ支援事業	育児休業取得助成事業	札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業の認証を取得した中小企業への融資
事業概要	企業や組織におけるダイバーシティ推進や女性活躍推進、男性の育休取得促進などを企業に働きかけます。また、起業、副業など、柔軟な働き方を支援し、新しい価値を創造するビジネスの創出を促進します。	仕事と子育ての両立支援に取り組む企業を応援するため、ワーク・ライフ・バランスplus認証企業を対象に、一定の要件を満たした企業への助成を行います。	一般中小企業振興資金の「札幌みらい資金」において、札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業の認証を取得した中小企業に対して金融支援を行います。

事業番号	46	47	48
担当局・区	経済観光局	建設局	市民文化局
担当部・室	産業振興部	土木部	男女共同参画室
基本的方向 —施策の柱	1-③	1-③	2-①
事業名	働き方改革推進事業	建設産業活性化推進事業	家庭責任の分担意識に係る啓発
事業概要	テレワークの活用等による働き方改革の促進により、個々のライフスタイルに応じた多様な働き方が可能な社会を実現するとともに、職場における労働環境の改善を図ることで企業の人材確保・定着を支援します。	建設産業における女性活躍の推進に向け、女性からの改善を望む声が多い、女性用のトイレや更衣室の設置及び作業服などの装備品整備を行う企業に対する助成を行います。	男女共同参画社会の実現のために、男性に対し、家庭内での家事・育児・介護などの意識を深めることを目的に各種啓発を行います。

事業番号	49	50	51
担当局・区	保健福祉局	保健福祉局	保健福祉局
担当部・室	保健所	保健所	保健所
基本的方向 —施策の柱	2-①	2-①	2-①
事業名	男性料理教室	マタニティ教室	ワーキング・マタニティスクール
事業概要	健康に関する食生活を学びながら調理の実践を促し、地域の自主活動グループ等へ参画していくこと等を目的として、「男性の料理教室」の開催や、男性料理グループの活動支援を行います。	核家族化や共働き世帯の増加に伴い、夫婦で協力して育児ができるよう、初めてのお産を迎える妊婦とその夫を対象に、育児に関する講話と実習を各区保健センターで実施します。	勤労している初妊婦及び配偶者に対し、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及啓発や育児と仕事の両立を支援するために、妊娠中の健康管理や育児に関する講話、交流の機会等を提供します。

## 【基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり】

事業番号	52	53	54
担当局・区	保健福祉局	子ども未来局	保健福祉局
担当部・室	保健所	子育て支援部	高齢保健福祉部
基本的方向 —施策の柱	2-①	2-①	2-②
事業名	若い世代の食育事業「本気(まじ)めしプロジェクト」	父親による子育て推進事業	介護に関する情報の効果的な提供
事業概要	男女が協力して食事づくりに参加できるように、高校生、大学生、専門学校生、20代の若い世代を対象に、野菜摂取や朝食の必要性及び共食の大切さなど、健康的な食事について学ぶ機会を提供します。	父親の積極的な子育てを推進するために、父親の子育て参加に関する意識改革・啓発や子育てに取り組む意欲を向上させるための情報発信等を行います。	介護サービスや支援を必要としている方に関係する情報が行き届くよう、介護保険制度や介護保険サービスに関して、パンフレットやホームページによる周知を行い、また、介護保険制度改正時には説明会を開催するなど、効果的な情報提供に努めます。

事業番号	55	56	57
担当局・区	保健福祉局	子ども未来局	子ども未来局
担当部・室	高齢保健福祉部	子ども育成部	子ども育成部
基本的方向 —施策の柱	2-②	2-②	2-②
事業名	地域包括支援センターを核とした高齢者の相談支援体制の充実	児童クラブにおける長期休業期間中の昼食提供	留守家庭児童対策事業の促進
事業概要	高齢者を始めとする市民からの相談や、医療・介護・住民組織など関係機関からの相談への対応、介護離職を防止する観点から仕事と介護の両立不安等に対する相談体制の強化を行うなど、高齢者の健康と福祉の向上、権利擁護、介護者支援、ケアマネジャー支援など、地域包括ケアの充実に努めます。	共働きの負担軽減及び女性の活躍支援のため、長期休業期間に児童クラブにて昼食を提供します。	放課後帰宅しても保護者が就労等により不在である小学校児童の安全を確保し、健全に育成するために児童会館で開設する「児童クラブ」と、民間児童育成会及び届出のあった放課後児童健全育成事業所により事業を推進します。

事業番号	58	59	60
担当局・区	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局
担当部・室	子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部
基本的方向 —施策の柱	2-②	2-②	2-②
事業名	一時預かり事業	家庭的保育事業(保育ママ)	休日保育事業
事業概要	保護者の短時就労や傷病、リフレッシュなど一時的に保育が必要ときに保育所や幼稚園等において保育を実施します。	保育ママの居宅において、補助者とともに、保育の必要性の認定を受けた3歳未満の乳幼児の保育を実施します。	就労形態の多様化に伴い、休日における保育に常態的に欠ける乳幼児を対象に休日保育を実施します。

## 【基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり】

事業番号	61	62	63
担当局・区	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局
担当部・室	子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部
基本的方向 —施策の柱	2-②	2-②	2-②
事業名	区保育・子育て支援センター事業	子育てサロン事業	時間外保育事業
事業概要	安心して子どもを生み育てられる環境づくりのため、従来の保育所機能に加え、子育てサロンを始めとする様々な子育て支援機能を有する施設を整備し、子育て家庭に対する支援を進めます。	NPO活動拠点等や児童会館を活用した地域子育て支援拠点事業を実施します。	保護者の就労形態の多様化等に伴う保育時間の延長に対応するため、保育所の自立的な延長保育への取組を促進します。

事業番号	64	65	66
担当局・区	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局
担当部・室	子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部
基本的方向 —施策の柱	2-②	2-②	2-②
事業名	事業所内保育事業	小規模保育事業	助産施設の提供
事業概要	主として従業員の子どもを対象とする施設に、地域の保育を必要とする子どもの枠を設け保育を実施します。	交通利便性の高い地域の賃貸物件等で、保育の必要性の認定を受けた3歳未満の乳幼児の保育を実施します。	保健上、必要があるにもかかわらず、経済的な理由により病院で入院助産を受けることができない妊産婦に対し助産を実施します。

事業番号	67	68	69
担当局・区	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局
担当部・室	子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部
基本的方向 —施策の柱	2-②	2-②	2-②
事業名	私立保育所の整備	地域型保育事業所の整備	地域子育て支援推進事業
事業概要	保育所の整備を促進するために必要な整備費を補助し、保育定員を拡大するとともに、老朽化した施設を更新して耐震性能を向上させ、安全な保育環境を確保します。	地域型保育事業所の整備を促進するために必要な整備費を補助し、低年齢児の保育定員を拡大します。	地域で安心して子育てができる環境づくりのため、就学前の子どもを育てている家庭を対象に交流の場の提供、講座の開催、相談、情報提供を行い、子育てに関する不安感や負担感の軽減を図るほか、関係機関のネットワークづくりを進めます。



## 【基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり】

事業番号	70	71	72
担当局・区	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局
担当部・室	子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部
基本的方向 一施策の柱	2-②	2-②	2-②
事業名	認定こども園の整備	ひとり親家庭等日常生活支援事業	病後児デイサービス事業
事業概要	幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園の整備を促進するため、必要な整備費を補助し、保育定員を拡大するとともに、老朽化した施設を更新して耐震性能を向上させ、安全な教育・保育環境を確保します。	ひとり親家庭等が、疾病などの事由により一時的に生活援助が必要な場合若しくは生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合、又は乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しており就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等、生活援助が必要な家庭に家庭生活支援員を派遣します。	子育てと就労の両立を支援するため、病後回復期にあって集団保育が困難な児童を、勤務の都合等により、家庭で保育できない保護者に代わり、病院等に付設した施設で一時的に預かる事業を推進します。

事業番号	73	74	75
担当局・区	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局
担当部・室	子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部
基本的方向 一施策の柱	2-②	2-②	2-②
事業名	ファミリー・サポート・センター事業	保育士等支援事業	保育人材確保緊急対策事業
事業概要	子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と援助をしたい人(提供会員)が会員組織をつくり、子育て家庭を支援する仕組みです。保育所の送り迎えなどを行い、地域で子育て家庭を支えます。急な発病や緊急を要する子どもの預かり等も行います。	潜在保育士の復職や求職と求人とのマッチング等を行う「保育士・保育所支援センター」の運営、合同面接会や高校生保育職場体験の実施、保育士資格を取得する際に要する費用の補助などにより保育人材の確保支援を行います。	一定の期間を勤続した保育士に一時金を給付する「保育人材確保に向けた一時金給付事業」、中高生やその保護者を対象とした「保育人材イメージアップ事業」等の実施により、保育人材確保の支援を行います。

事業番号	76	77	78
担当局・区	子ども未来局	都市局	経済観光局
担当部・室	子育て支援部	市街地整備部	産業振興部
基本的方向 一施策の柱	2-②	2-②	3-①
事業名	夜間保育事業	市営住宅への優先入居の推進	就業サポートセンター等事業
事業概要	保護者の就労時間の多様化により、夜間の保育を必要とする保護者のために、夜間保育を実施します。	安心して子供を産み育てられる居住環境づくりの一環として、東区の東雁来団地で入居対象を子育て世帯に限定した募集を行います。また、一部の市営住宅について、ひとり親世帯、多子世帯、小学校卒業前の子供がいる世帯が優先入居できる若年層世帯の特定申込枠を設定し、子育て世帯に配慮した募集を行います。なお、全ての市営住宅の入居者募集では、応募者多数の場合の抽選に際し、ひとり親世帯や多子世帯の方等の当選確率が高まるように優遇措置を行います。	再就職を目指す方を対象に、再就職支援セミナー、個別カウンセリング、職業紹介を一体として行います。また、労働・職場環境が厳しくなる中、面談又は電話による相談に応じるとともに、専門の相談機関を紹介するなど、問題解決に向けて助言を行います。

## 【基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり】

事業番号	79	80	81
担当局・区	経済観光局	市民文化局	経済観光局
担当部・室	産業振興部	男女共同参画室	産業振興部
基本的方向 —施策の柱	3-①	3-②	3-②
事業名	女性の多様な働き方支援窓口運営事業	女性のためのワーキングスペース事業	女性の起業に対する支援
事業概要	仕事と子育ての両立に不安を感じて就職活動を始めることができずにいる女性や、出産後も働き続けたいと希望する女性に対し、キャリアアカウンセラーによる支援を行います。	起業を含めた柔軟な働き方を支援することを目的に、ワーキングスペースを運営します。	女性中小企業診断士による相談窓口を開設し、女性の起業や経営に関する相談を受けることにより支援します。

事業番号	82	83	84
担当局・区	市民文化局	市民文化局	市民文化局
担当部・室	市民自治推進室	男女共同参画室	男女共同参画室
基本的方向 —施策の柱	4-①	4-②	4-②
事業名	未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業	男女共同参画の視点に立った災害対応のためのネットワーク事業	男女共同参画の視点を取り入れた災害対策
事業概要	区や地域の特性を生かした笑顔があふれる地域づくりを推進するため、男女共同参画の促進を含めた様々な地域の主体的なまちづくり活動に対し、区への予算措置による支援を行います。	「災害時における男女共同参画センター等の相互支援ネットワーク(相互支援ネット)」を活用し、男女共同参画の視点に立った災害対応について全国の男女共同参画関連施設や女性支援団体等と情報共有を行います。	避難所運営研修や男女共同参画意識啓発の機会を捉えて、男女共同参画の視点での災害対応について考える機会を創出し、平常時からの意識醸成を図ります。

## 【基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現】

事業番号	85	86	87
担当局・区	市民文化局	市民文化局	市民文化局
担当部・室	男女共同参画室	男女共同参画室	男女共同参画室
基本的方向 —施策の柱	1-①	1-①	1-①
事業名	DV防止講座の実施	配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発	配偶者暴力に関する調査研究の推進
事業概要	若者の交際相手からの暴力(デートDV)について正しく理解してもらうために、学校や教育委員会と連携した学生向けのDV未然防止講座を実施します。	配偶者暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを理解してもらうため、パンフレットや各種広報媒体を活用した普及啓発を行います。また、男女共同参画活動団体との共催による講演会の実施など男女共同参画センターにおける普及啓発活動を進めます。	被害者の視点に立った施策や効果的な対策の推進や加害者対策について、国内の動向を注視し情報収集に努めることが必要であるため、調査研究等の情報の収集に努め、施策への反映について検討します。

事業番号	88	89	90
担当局・区	中央区	東区	白石区
担当部・室	市民部	市民部	市民部
基本的方向 —施策の柱	1-①	1-①	1-①
事業名	DV・性暴力根絶のための啓発事業	配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発	配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発
事業概要	配偶者・パートナー等に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、区民の理解を深め、意識を高めることを目的に、パネル展を行います。	配偶者暴力根絶及び男女共同参画に関して意識の啓発を図るためパネル展を実施します。	性暴力について偏見を持たず、正しい理解を持ってもらうため、「女性に対する暴力をなくす運動」のパネル展を開催し意識啓発を図ります。

事業番号	91	92	93
担当局・区	厚別区	豊平区	清田区
担当部・室	市民部	市民部	市民部
基本的方向 —施策の柱	1-①	1-①	1-①
事業名	配偶者暴力根絶のための区民への啓発推進	配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発	女性に対する暴力根絶のための市民への普及啓発
事業概要	DVの知識を、区民に深く理解してもらうため、パンフレットの配布や関係ポスターを使用しながら啓発活動の推進を進めます。	配偶者暴力根絶を目指し、市民の意識を高めるため、広報・啓発活動を実施します。	女性に対する暴力の根絶を目指し、市民の理解を深めるための啓発活動を展開します。

## 【基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現】

事業番号	94	95	96
担当局・区	南区	手稲区	教育委員会
担当部・室	市民部	市民部	学校教育部
基本的方向 —施策の柱	1-①	1-①	1-①
事業名	女性に対する暴力根絶のための市民への普及啓発	配偶者等からの暴力根絶を目指した啓発事業の開催	性に関する指導の充実
事業概要	女性の人権尊重に向けた意識啓発を行うため、パンフレットの配布や関係ポスターを使用しながら啓発活動を推進します。	配偶者等からの暴力について市民の理解を深めるため、市民団体「ジェンダーフリーていね」との共催によりパネル展や公開学習会などの各種事業を実施します。	子どもの発達の段階や実態に応じた性に関する指導が、学校の教育活動全体を通じて推進されるよう、「性に関する指導の手引」を活用した指導の充実を図ります。また、産婦人科医師や助産師による講師を学校に派遣して、生命の誕生やデートDV等に関する講演を行い、学校における性に関する指導の充実を図ります。

事業番号	97	98	99
担当局・区	デジタル戦略推進局	デジタル戦略推進局	市民文化局
担当部・室	スマートシティ推進部	スマートシティ推進部	男女共同参画室
基本的方向 —施策の柱	1-②	1-②	1-②
事業名	住民基本台帳事務における支援措置	被害者の情報管理の徹底	安心できる迅速な一時保護体制づくり
事業概要	住民票の写し・戸籍の附票の写し等の交付や住民基本台帳の一部の写しの閲覧において、DV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護のための措置を行います。	被害者の情報保護のため、住民基本台帳からの情報に基づいて事務処理を行う部局との連携に努めます。また、住民基本台帳の閲覧等の制限対象となっている方に関する情報管理について、更なる徹底を図ります。	加害者からの被害者に対する更なる暴力を防ぐため、公的施設を補完する民間シェルターに対し助成を行うほか、相談機関に対し、被害者を安全かつ迅速に一時保護施設に保護するための適切な情報提供を行います。

事業番号	100	101	102
担当局・区	市民文化局	市民文化局	市民文化局
担当部・室	男女共同参画室	男女共同参画室	男女共同参画室
基本的方向 —施策の柱	1-②	1-②	1-②
事業名	カウンセリング事業	市職員庁内研修の強化	障がい者相談支援事業所との連携
事業概要	DV被害者の心身の健康を回復させるため、臨床心理士による心理学的指導などを行います。	DVに関する特性の理解、被害者の安全確保、及び二次的被害の防止を図るため、DV被害者と接する職場の職員に対し、DVの実情と対策についての研修を行います。	障がいのある人やその家族の地域生活を支えるために、相談事業を行う障がい者相談支援事業所と連携し、障がいのあるDV被害者の保護に努めます。

## 【基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現】

事業番号	103	104	105
担当局・区	市民文化局	市民文化局	市民文化局
担当部・室	男女共同参画室	男女共同参画室	男女共同参画室
基本的方向 —施策の柱	1-②	1-②	1-②
事業名	自立に向けた適切な情報提供及び各種支援	相談等に携わる職員への研修等の充実	地域包括支援センターとの連携
事業概要	安全な住居の確保や離婚、子どもの養育、就業など様々な問題に直面する被害者に対し、適切な情報提供や助言を行います。	配偶者暴力に関する特性の理解、被害者の安全確保、被害者の状況や心身状態への配慮のため相談員に対し、相談技術の向上を図る研修等を実施します。	高齢者やその家族が必要なサービスを受けることができるように、介護や福祉等に関する様々な相談に応じる地域包括支援センターと連携し、高齢DV被害者の保護に努めます。

事業番号	106	107	108
担当局・区	市民文化局	市民文化局	市民文化局
担当部・室	男女共同参画室	男女共同参画室	男女共同参画室
基本的方向 —施策の柱	1-②	1-②	1-②
事業名	配偶者暴力関係機関との連携協力の強化	配偶者暴力相談支援センター等の相談体制の充実	配偶者暴力の早期発見のための啓発促進
事業概要	「配偶者からの暴力関係機関会議」の構成員の拡充など機能の充実を図るとともに、情報交換やワーキンググループにおける個別事例の検討により、被害者や子どもへの適切な対応のための連携強化に努めます。	札幌市配偶者暴力相談センター等における相談業務を実施し、支援機能の充実に努めるとともに、配偶者暴力相談状況の検証を行い、相談体制の充実、相談内容に合わせた適切な情報提供や助言を行います。	配偶者暴力被害の深刻化の防止には、配偶者暴力を早期に発見し、警察や支援センターなどへの通報や相談を促す必要があるため、配偶者暴力を発見しやすい立場にある関係機関に対して啓発を進め、通報や相談の必要性について周知を図ります。

事業番号	109	110	111
担当局・区	保健福祉局	子ども未来局	子ども未来局
担当部・室	高齢保健福祉部	子育て支援部	子育て支援部
基本的方向 —施策の柱	1-②	1-②	1-②
事業名	民生委員による巡回相談	ひとり親家庭への経済的支援の推進	母子緊急一時保護事業
事業概要	民生委員がひとり暮らしの高齢者等のご家庭を定期的に訪問し、様々な相談に応じるとともに、安否確認や見守りを行います。	DV被害者がひとり親家庭等になった場合に、その経済的自立を促すため、母子父子寡婦福祉資金貸付制度、児童扶養手当及び児童手当制度の情報を提供し、支給等を行います。	夫の暴力等を受けた女性及びその方の監護する児童の緊急時における安全確保を図るために避難場所を提供し、必要な支援を行います。

## 【基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現】

事業番号	112	113	114
担当局・区	子ども未来局	子ども未来局	都市局
担当部・室	子育て支援部	児童相談所	市街地整備部
基本的方向 —施策の柱	1-②	1-②	1-②
事業名	ひとり親・婦人相談の推進	子育て短期支援事業	配偶者暴力被害者の市営住宅への優先入居の推進
事業概要	ひとり親家庭等に対する母子父子寡婦福祉資金の貸付や生活全般に関する相談、DV被害者に対する適切な情報提供や助言を行います。	児童を養育している家庭の保護者が、疾病等の社会的な事由により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において児童を一時的に養育します。	配偶者暴力被害者の居住の安定を図り、その自立を支援するために、市営住宅の入居者募集に際し、一定の要件を満たす配偶者暴力被害者については、当選確率が高まるよう優遇措置を行います。

事業番号	115	116	117
担当局・区	市民文化局	保健福祉局	子ども未来局
担当部・室	男女共同参画室	総務部	児童相談所
基本的方向 —施策の柱	1-③	1-③	1-③
事業名	要保護児童対策地域協議会との連携協力の強化	札幌まなびのサポート事業	子ども安心ホットライン
事業概要	要保護児童対策地域協議会に参加し、必要な情報の共有や連携を行います。	生活困窮世帯の中学生に対し、学習習慣の定着を図り高校進学を実現するとともに、自己肯定感を持てるような居場所の提供を目的とした学習支援を行います。	児童虐待を未然に防ぐため、児童相談所に24時間365日の相談受付体制を整備し、緊急案件のほか、養育相談等にも対応します。

事業番号	118	119	120
担当局・区	子ども未来局	教育委員会	教育委員会
担当部・室	児童相談所	学校教育部	学校教育部
基本的方向 —施策の柱	1-③	1-③	1-③
事業名	児童相談所・区役所家庭児童相談室	スクールカウンセラー活用事業	スクールソーシャルワーカー活用事業
事業概要	18歳未満の児童に関する各種相談を行います。また、家庭児童相談室で子どもの福祉に関する身近な相談に対応します。	スクールカウンセラーの専門性を生かして、不安や悩みを抱えている児童生徒やその保護者に対する相談支援を行います。また、各校の相談対応力を向上させるため、スクールカウンセラーが、児童生徒への関わり方についての教職員への助言などを行います。	スクールソーシャルワーカーが、児童生徒を取り巻く環境(家庭、学校等)の問題に働きかけたり、関係機関等と連携するなどして、いじめや不登校、暴力行為、児童虐待などの解決に向けた支援を行います。

## 【基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現】

事業番号	121	122	123
担当局・区	市民文化局	市民文化局	市民文化局
担当部・室	地域振興部	男女共同参画室	男女共同参画室
基本的方向 —施策の柱	1-④	1-④	1-④
事業名	犯罪被害者等支援制度	女性のための性暴力被害相談	性暴力に関する知識や相談窓口の普及啓発
事業概要	犯罪被害者が犯罪被害直後に被る経済的負担の軽減や精神的被害の回復を図るため、支援金の支給の他、家事や介護の支援費用、住居の転居費用、精神医療に要した費用などを助成します。	精神的ダメージが大きく、一人でその苦痛を抱え込むことが多い性暴力の被害者が相談しやすい環境を整えるため、専門相談員による相談を実施します。	重大な人権侵害行為である性暴力に関する正しい知識の普及と性暴力被害者のための相談窓口の周知のため、パンフレットや各種広報媒体などを活用し、普及啓発活動を進めます。

事業番号	124	125	126
担当局・区	総務局	市民文化局	市民文化局
担当部・室	職員部	男女共同参画室	男女共同参画室
基本的方向 —施策の柱	2-①	2-①	2-①
事業名	性的マイノリティに関する研修	性的マイノリティに関する研修	性的マイノリティの理解促進
事業概要	職位に応じて必要な知識等を学ぶ研修において「性的マイノリティへの理解と配慮」に係る講義を実施し、職員の理解を促進します。	基本的な知識の習得、市民対応や職場において必要な配慮のポイントについて学ぶ、職員向け研修を行います。	性的マイノリティの理解促進を図るために、ホームページやリーフレットなどを活用して広報啓発を行います。

事業番号	127	128	129
担当局・区	教育委員会	教育委員会	市民文化局
担当部・室	学校教育部	中央図書館	男女共同参画室
基本的方向 —施策の柱	2-①	2-①	2-②
事業名	人間尊重の教育に関する研修	LGBTコーナーの設置	札幌市LGBTフレンドリー指標制度の運用
事業概要	教職員を対象に、人間尊重の教育に関する研修(人権課題としての性的マイノリティを含む)を実施します。	LGBTコーナーを設置し関連図書を展示することで、市民にLGBTに対する理解を深めてもらうとともに、当事者に対しては、情報提供に加え、図書館がLGBTフレンドリーな場所であることを周知します。	性的マイノリティに関する企業での取組や対応を促すため、取組状況に応じて、LGBTフレンドリー企業として登録をします。登録企業の情報について、積極的に広報啓発を行います。

## 【基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現】

事業番号	130	131	132
担当局・区	市民文化局	市民文化局	市民文化局
担当部・室	男女共同参画室	男女共同参画室	男女共同参画室
基本的方向 -施策の柱	2-②	2-②	3-①
事業名	札幌市パートナーシップ宣誓制度の運用	性的マイノリティ電話相談事業	困難を抱える女性支援事業
事業概要	一方又は双方が性的マイノリティの二人が、互いを人生のパートナーとして約束した関係であることを宣誓する制度により、性的マイノリティの方の思いを受け止めるとともに、市民理解の増進及び人権尊重意識の醸成を図ります。	性的マイノリティの方が抱える困難の解消につなげるため、誰もが気軽に相談できる電話相談窓口を開設し、正しい知識の普及啓発を図ります。	孤独・孤立し不安を抱える女性に対する支援を行うため、悩みを語ることができる場を創設するほか、相談窓口を開設し、孤独・孤立状態の解消を図ります。

事業番号	133	134	135
担当局・区	保健福祉局	保健福祉局	子ども未来局
担当部・室	総務部	保険医療部	子ども育成部
基本的方向 -施策の柱	3-①	3-①	3-①
事業名	生活困窮者自立相談支援事業	ひとり親家庭等医療費助成事業	困難を抱える若年女性支援事業
事業概要	生活保護に至る前の段階での自立支援を実施するため、生活困窮者からの相談を幅広く受け入れる相談窓口を設置し、就労の支援その他の自立に関する問題について、情報提供、支援計画の作成、支援計画に基づく就労支援などの支援を行います。	ひとり親家庭等の親及び子の保健の向上や福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成します。	暴力被害や性的搾取を含めた身体的・心理的な被害に遭っている又は遭う可能性のある10代後半から20代の思春期・若年期の女性を対象とした、アウトリーチ型支援等を実施します。

事業番号	136	137	138
担当局・区	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局
担当部・室	子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部
基本的方向 -施策の柱	3-①	3-①	3-①
事業名	ひとり親家庭学習支援ボランティア事業	ひとり親家庭支援センターにおける特別相談・土日夜間相談業務	ひとり親家庭等養育費確保支援事業
事業概要	ひとり親家庭の児童に対する学習支援を行い、学習習慣を身に付けさせ基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を通じひとり親家庭の不安感を解消し、ひとり親家庭の自立を促進するため、学習支援ボランティア事業を実施します。	ひとり親家庭等の様々な問題に対応するため、ひとり親家庭支援センターにおいて弁護士による法律相談や臨床心理士による診療相談を行うほか、夜間、休日に行う相談業務を推進します。	ひとり親家庭等の子どもの養育費の取決めや確保を支援するため、公正証書の作成、調停等に要する費用の一部を補助します。



## 【基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現】

事業番号	139	140	141
担当局・区	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局
担当部・室	子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部
基本的方向 一施策の柱	3-①	3-①	3-①
事業名	保育所の優先入所	母子生活支援施設の運営	母子生活支援施設を活用した女性支援事業
事業概要	ひとり親家庭の仕事と家庭の両立を支援するため、就職活動中や就職確定後の保育所入所の優遇制度を継続します。	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情がある女子が、生活、住宅、就職等の解決困難な問題を持っているため、児童の福祉に欠ける場合に、その女子と児童を保護するとともに、自立促進のための生活を支援し、相談、指導等を行います。	DV被害などにより不安を抱える母子や産前産後の母子に対する支援体制強化のため、母子生活支援施設への職員配置の強化や、妊娠期から出産後までの継続した支援を実施する産前産後母子支援事業を実施します。

事業番号	142	112	143
担当局・区	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局
担当部・室	子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部
基本的方向 一施策の柱	3-①	3-①	3-①
事業名	母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親・婦人相談の推進(再掲)	養育費相談の推進
事業概要	母子家庭、父子家庭、寡婦に経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るために事業や修学などの各種資金の貸付を行います。	ひとり親家庭等に対する母子父子寡婦福祉資金の貸付や生活全般に関する相談、DV被害者に対する適切な情報提供や助言を行います。	養育費に関する情報提供を図るため、各区の母子・婦人相談員、ひとり親家庭支援センターでの一般相談、弁護士等による特別相談などの制度の周知を進めます。

事業番号	144	145	146
担当局・区	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局
担当部・室	子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部
基本的方向 一施策の柱	3-②	3-②	3-②
事業名	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金事業	ひとり親家庭自立支援給付金事業	ひとり親家庭等就業支援事業の充実
事業概要	高等職業訓練促進給付金を受給していて、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、修学を容易にすることにより、資格取得を促進するため、入学準備金と就職準備金の貸付を行います。	①自立支援教育訓練給付金事業 ひとり親家庭の親の資格取得を支援するため、市の指定講座の受講終了後に、給付金を支給します。 ②高等職業訓練促進給付金事業 ひとり親家庭の親が一定要件を満たす養成機関に通う際に、生活の負担軽減のため、給付金を支給します。 ③ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ひとり親家庭の親又は子の学び直しを支援するため、高等学校卒業程度認定試験の対策講座の受講費用などを支援します。	ひとり親家庭等の就労による自立促進のため、就労に関する各種相談、求人情報の提供、希望する雇用条件等を登録した方への就職斡旋、母子・父子自立支援プログラムの推進、セミナー開催、知識や技能を習得する各種講習会の開催等により就業支援を実施します。

## 【基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現】

事業番号	78	147	148
担当局・区	経済観光局	総務局	市民文化局
担当部・室	産業振興部	国際部	市民生活部
基本的方向 —施策の柱	3-②	3-③	3-③
事業名	就業サポートセンター等事業(再掲)	さっぽろ外国人相談窓口の運営	アイヌ生活相談員の配置
事業概要	再就職を目指す方を対象に、再就職支援セミナー、個別カウンセリング、職業紹介を一体として行います。また、労働・職場環境が厳しくなる中、面談又は電話による相談に応じるとともに、専門の相談機関を紹介するなど、問題解決に向けて助言を行います。	外国人生活者を対象として、行政手続きや暮らしに関する情報提供、相談対応を多言語で一元的に実施します。	アイヌ民族の生活実態の把握や、各種生活相談に対応するため、アイヌ生活相談員を配置します。

事業番号	131	132	135
担当局・区	市民文化局	市民文化局	子ども未来局
担当部・室	男女共同参画室	男女共同参画室	子ども育成部
基本的方向 —施策の柱	3-③	3-③	3-③
事業名	性的マイノリティ電話相談事業(再掲)	困難を抱える女性支援事業(再掲)	困難を抱える若年女性支援事業(再掲)
事業概要	性的マイノリティの方が抱える困難の解消につなげるため、誰もが気軽に相談できる電話相談窓口を開設し、正しい知識の普及啓発を図ります。	孤独・孤立し不安を抱える女性に対する支援を行うため、悩みを語ることができる場を創設するほか、相談窓口を開設し、孤独・孤立状態の解消を図ります。	暴力被害や性的搾取を含めた身体的・心理的な被害に遭っている又は遭う可能性のある10代後半から20代の思春期・若年期の女性を対象とした、アウトリーチ型支援等を実施します。

事業番号	149	150	96
担当局・区	市民文化局	保健福祉局	教育委員会
担当部・室	男女共同参画室	保健所	学校教育部
基本的方向 —施策の柱	4-①	4-①	4-①
事業名	健康支援事業	思春期から若者世代を対象とした性に関する正しい知識の普及啓発	性に関する指導の充実(再掲)
事業概要	性と生殖に関する健康と権利について意識の普及を目的に、講座・セミナー等を実施します。	10～20代の人工妊娠中絶及び性感染症の罹患・反復防止のため、医療機関と保健センターが連携し正しい避妊方法や性感染症予防のための相談・指導を行います。	子どもの発達の段階や実態に応じた性に関する指導が、学校の教育活動全体を通じて推進されるよう、「性に関する指導の手引」を活用した指導の充実を図ります。また、産婦人科医師や助産師による講師を学校に派遣して、生命の誕生やデートDV等に関する講演を行い、学校における性に関する指導の充実を図ります。

## 【基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現】

事業番号	151	152	153
担当局・区	保健福祉局	保健福祉局	保健福祉局
担当部・室	保健所	保健所	保健所
基本的方向 —施策の柱	4-②	4-②	4-②
事業名	産婦人科救急コーディネート事業	女性のフレッシュ健診	妊娠期からの相談支援の充実
事業概要	産婦人科救急医療機関への搬送依頼に迅速に対応するため、空きベッド状況を確認し搬送コーディネートを「産婦人科救急情報オペレート業務」及び産婦人科疾患に関する相談を受けることで相談者の不安を解消する「産婦人科救急相談電話」を実施します。	職場等で健康診断を受ける機会のない18～39歳までの家庭の主婦、自営業の女性等を対象とし、札幌市中央健康づくりセンターで健康診査を実施します。	安心・安全な妊娠・出産及び児童虐待予防のために、母子健康手帳交付時に妊婦と面接し、妊婦の不安を軽減するとともに、リスクアセスメントを実施することで、ハイリスク妊婦を早期に把握し、継続的な支援を行います。

事業番号	154
担当局・区	保健福祉局
担当部・室	保健所
基本的方向 —施策の柱	4-②
事業名	母子訪問指導事業の推進
事業概要	保健師や母子保健訪問指導員の訪問により、妊娠・出産・育児などに関する正しい知識の普及啓発とともに、乳児及び妊産婦の心身の状況や養育環境の把握を行うなど、育児相談・保健指導を実施します。

◆ 札幌市男女共同参画審議会委員名簿  
 (第10期 委嘱期間:令和3年4月1日～令和5年3月31日)

令和4年4月1日現在  
 (五十音順 敬称略)

氏名	所属等
梶井 祥子	札幌大谷大学社会学部教授
齋藤 寛子	公募委員
瀧澤 佳実	札幌市立福移中学校校長
多田 絵理子	弁護士
中村 しず香	公募委員
平井 照枝	しんぐるまざあず・ふぉーらむ北海道代表
藤村 侯仁	株式会社ネクスト・ワークスタイル代表取締役
前鼻 守	札幌市老人福祉施設協議会副会長
光崎 聡	連合北海道札幌地区連合会副事務局長
武藤 修	札幌商工会議所人材確保・活用委員長

## ◆ 諮問書

札共参第1016号

令和3年(2021年)11月5日

札幌市男女共同参画審議会  
会 長 梶井 祥子 様

札幌市長 秋元 克広

札幌市男女共同参画推進条例(平成14年10月7日条例第27号)第20条第2項第1号の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

### 記

#### 1 諮問事項

次期「男女共同参画さっぽろプラン」の基本的方向性について

#### 2 諮問理由

札幌市では、札幌市男女共同参画推進条例に基づき、平成15年度に「男女共同参画さっぽろプラン」を策定し、その後、3度の改訂を経て、平成30年度から「第4次男女共同参画さっぽろプラン」に沿って、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めています。

この間、札幌市では、誰もが活躍できる社会の実現に向け、ワーク・ライフ・バランスなどの取組を推進するとともに、互いの個性や多様性を認め合い、誰もが生きがいと誇りを持つことができるまちの実現を目指し、重点的に取り組む課題として、性的マイノリティの方々の理解促進に向けた取組も進めてまいりました。

しかし、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、特に女性に対して就業面や生活面などにおいて様々な形で深刻な影響を及ぼしています。これは、新型コロナウイルス感染症による直接的な影響のみならず、既に存在していた性別による固定的な役割分担意識に基づく構造的な問題がその一因となっていることなどが指摘されており、改めて男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進することの重要性が認識されているところです。

つきましては、現プランは令和4年度をもって計画期間が終了することから、引き続き、札幌市における男女共同参画を推進していくための基本計画となる、次期「男女共同参画さっぽろプラン」の基本的方向性について、貴審議会の意見を求めます。

## ◆ プラン策定に係る経過

### 1 審議会の開催経過等

札幌市男女共同参画審議会における「男女共同参画さっぽろプランの策定」に係る審議経過等は、下表のとおりです。

年 月	審 議 事 項	
令和3年 11月	令和3年度 第2回 札幌市男女共同参画審議会	・次期男女共同参画計画の基本的方向性についての諮問
令和4年 1月	令和3年度 第3回 札幌市男女共同参画審議会	・施策等に対する評価と課題について ・施策体系案・重点事項について
3月	令和3年度 第4回 札幌市男女共同参画審議会	・施策等に対する課題について ・施策体系案(基本目標・基本的方向・基本施策)について
5月	令和4年度 第1回 札幌市男女共同参画審議会	・施策等に対する課題について ・施策体系案(基本目標・基本的方向・基本施策)について
7月	令和4年度 第2回 札幌市男女共同参画審議会	・意見交換会報告 ・施策体系について ・答申本文(案)について
9月	令和4年度 第3回 札幌市男女共同参画審議会	・答申本文(案)について
10月	答 申	・第5次男女共同参画さっぽろプランの基本的方向性について

## 2 男女共同参画に関する市民意識調査の実施

調査目的	男女共同参画に関する市民の意識や実態、ニーズを把握し、今後札幌市が取り組むべき男女共同参画施策の基礎資料とするために実施。
調査内容	(1) 男女平等に関する意識について (2) ワーク・ライフ・バランスについて (3) 地域活動について (4) 暴力、セクシュアル・ハラスメント等について (5) 性の多様性について (6) 男女共同参画に関する施策について
調査の対象等	(1) 調査地域 札幌市全域 (2) 調査対象 18歳以上の市民 (3) 標本数 4,000 (4) 調査方法 郵送及びインターネットによる調査(配布は全て郵送) (5) 調査期間 令和3年7月22日～8月4日 (6) 抽出方法 等間隔無作為抽出
回収結果	有効回収数(率) 1,791(44.78%)

## 3 市民との意見交換会等

年 月	意見交換会等
令和4年 6月	女性活動団体等の方々との意見交換会
	性的マイノリティの方々との意見交換会
10月	障がい者によるまちづくりサポーターとの意見交換会

## 4 パブリックコメント

### (1) パブリックコメントの実施概要

- ① 意見募集期間  
令和4年(2022年)12月21日(水)から令和5年(2023年)1月25日(水)まで  
(36日間)
- ② 募集のお知らせ
  - ・広報さっぽろ令和5年(2023年)1月号掲載
  - ・札幌市公式ホームページ
- ③ 資料の配布・閲覧場所
  - ・札幌市役所本庁舎(2階行政情報課、13階男女共同参画課)
  - ・各区役所総務企画課広聴係
  - ・各まちづくりセンター
  - ・札幌市男女共同参画センター

### (2) 意見募集結果

- ① 意見提出者数 2人
- ② 意見件数 3件
- ③ 意見の提出方法

提出方法	FAX	電子メール	郵送	持参	合計
人数	1	1	0	0	2

### ④ 意見の件数及び内訳

区分	件数
第1章に関する意見	2
第2章に関する意見	0
第3章 基本目標Ⅰに関する意見	0
第3章 基本目標Ⅱに関する意見	0
第3章 基本目標Ⅲに関する意見	0
第4章に関する意見	0
その他	1
合計	3

### (3) 結果の公表

札幌市公式ホームページで、意見概要及び回答(考え方)を公表

<https://www.city.sapporo.jp/shimin/danjo/sankaku/keikaku/public.html>



## ◆ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障がいとなるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるものも問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自

決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

### 第1部

#### 第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

#### 第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

### 第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

### 第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

### 第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

### 第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

## 第2部

### 第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並

びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

### 第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

### 第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

## 第3部

### 第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

## 第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障がい、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
  - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
  - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
  - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

## 第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、

妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

## 第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

## 第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

## 第4部

## 第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一

の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかなを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

#### 第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
  - (a) 婚姻をする同一の権利
  - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
  - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
  - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
  - (f) 子の後見及び養育縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
  - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

#### 第5部

#### 第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、

かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

#### 第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務

総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障がい記載することができる。

#### 第19条

1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

#### 第20条

1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

#### 第21条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

#### 第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

### 第6部

#### 第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

#### 第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

#### 第25条

1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

#### 第26条

1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

#### 第27条

1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

#### 第28条

1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

#### 第29条

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

#### 第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

## ◆ 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号  
改正 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号  
同 11 年 12 月 22 日同第 160 号

### 目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条—第 12 条)

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する  
基本的施策 (第 13 条—第 20 条)

第 3 章 男女共同参画会議 (第 21 条—第 28 条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが、国際社会における取り組みとも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会の

あらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取り組みと密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念 (以下「基本理念」という。) にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策 (積極的改善措置を含む。以下同じ。) を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画

社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
  - 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
  - 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることが

できる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則(平成11年7月16日法律第102号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号



に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、  
第23条、第28条並びに第30条の規定 公布  
の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲  
げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その  
他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)  
の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を  
定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その  
日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほ  
か、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、  
別に法律で定める。

附則(平成11年12月22日法律第160号)抄  
(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、  
平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各  
号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行  
する。

一 第995条(核原料物質、核燃料物質及び原子  
炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附  
則の改正規定に係る部分に限る。)、第1305条、  
第1306条、第1324条第2項、第1326条第  
2項及び第1344条の規定 公布の日

# ◆ 札幌市男女共同参画推進条例

平成 14 年 10 月 7 日  
条例第 27 号

## 目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条—第 7 条)

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策  
(第 8 条—第 19 条)

第 3 章 札幌市男女共同参画審議会 (第 20 条)

第 4 章 雑則 (第 21 条)

附則

日本国憲法では、すべての国民の基本的人権の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女は、性別により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されないこととされている。

そして、国においては、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び男女共同参画社会基本法の制定等、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮し、利益を均等に享受することができる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが進んでいる。

また、札幌市においても、これまで、女性の自立と地位向上を図り、さらには、男女共同参画を推進するため、さまざまな施策を長期的、総合的に進めてきたところである。

しかし、社会全体では、男女の人権の尊重に関する認識がまだまだ十分であるとは言えず、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく制度・慣行や男女間の不平等な取扱いが依然として根強く残っていることから、男女平等の達成にはなお一層の努力が必要である。加えて、少子高齢化の進行、経済環境の変化や情報社会の進展等の社会情勢に対応する上でも、男女共同参画をより一層推進し、男女共同参画社会を実現することが緊要な課題となっている。

ここに札幌市は、男女共同参画を推進することにより、男女の人権が十分尊重され、豊かで活力のある社会を実現することが重要であるという認識の下、男女共同参画社会の実現を目指し、この条例を制定する。

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現

することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人に不快感を与え、その者の職場などの生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

### (基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的にも間接的にも性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として性別にとらわれることなく能力を發揮できる機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 社会における制度及び慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会のあらゆる分野における活動の選択に関して、男女が、制度及び慣行によって直接的又は間接的に差別されないよう配慮されること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策及び民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における共同責任を担い、かつ、職場、学校、地域その他の社会における家庭以外のあらゆる分野において活動を行うことができるよう配慮されること。

(5) 男女が互いの性に関する理解を深め、性に関する個人の意思が尊重されるとともに、女性の性と生殖に関する健康と権利が生涯にわたり尊重されること。

### (市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念 (以下「基本理念」という。) にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策 (積極的改善措置を含む。以下同じ。) を策定し、及び実施しなければならない。

### (市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する取り組み(積極的改善措置を含む。)を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、直接的にも間接的にも性別を理由とする差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為その他の男女共同参画を阻害する暴力的行為を行ってはならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、札幌市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、市民、事業者及び民間の団体(以下「市民等」という。)の意見を反映させることができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前三項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(推進体制の整備及び財政上の措置)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するための推進体制を整備するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施

するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(調査研究)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(審議会等における男女共同参画の推進)

第13条 市は、市が設置する審議会等の委員の委嘱等を行う場合には、男女の委員の数の均衡を図るよう努めなければならない。

(広報及び啓発)

第14条 市は、情報提供、広報活動等を通じて、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に関する市民等の理解を深めるよう適切な広報及び啓発を行うものとする。

(教育及び学習の振興)

第15条 市は、市立学校等において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

2 学校その他の民間の団体及び事業者は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るよう努めるものとし、市は、それに対する必要な支援を行うよう努めなければならない。

(市民等に対する支援等)

第16条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援し、又はそれと連携するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、別に条例で定めるところにより、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動の総合的な拠点施設を設置するものとする。

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第17条 市は、事業者に対し、雇用の分野において男女共同参画が推進されるように、情報提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の実態を把握するための調査について、協力を求めることができる。

(苦情等の申出)

第18条 市民等は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に対する苦情等があるとき、又は男女共同参画の推進を阻害すると認められるものがあるときは、その旨を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受ける相談窓口を設置するとともに、当該申出を受けたときは、関係機関と連携して適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国際的協調)

第19条 市は、男女共同参画の推進が国際社会における取り組みと密接な関係があることを考慮し、

男女共同参画の推進に当たっては、国際的連携を図るなど国際的協調に努めるものとする。

### 第3章 札幌市男女共同参画審議会

(札幌市男女共同参画審議会)

第20条 市長の附属機関として、札幌市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策に関する事項について調査審議し、及び意見を述べること。

(2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について調査審議し、及び意見を述べること。

3 審議会は、市長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。この場合において、委員の一部は、公募した市民の中から委嘱しなければならない。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

### 第4章 雑則

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

### 附則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。

(委員の任期に関する特例)

2 第20条第3項の規定によりこの条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

(札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

3 札幌市特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表その他の附属機関の委員の項中「中高層建築物紛争調整委員会委員」を「/中高層建築物紛争調整委員会委員/男女共同参画審議会委員/」に改める。

# ◆ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号  
最終改正 令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 基本方針等（第 5 条・第 6 条）
- 第 3 章 事業主行動計画等
  - 第 1 節 事業主行動計画策定指針（第 7 条）
  - 第 2 節 一般事業主行動計画等（第 8 条—第 18 条）
  - 第 3 節 特定事業主行動計画（第 19 条）
  - 第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表（第 20 条・第 21 条）
- 第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第 22 条—第 29 条）
- 第 5 章 雑則（第 30 条—第 33 条）
- 第 6 章 罰則（第 34 条—第 39 条）
- 附則

## 第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力

が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第 2 章 基本方針等

（基本方針）

第 5 条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するた

めの支援措置に関する事項

□ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第3章 事業主行動計画等

#### 第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が100人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第14条第1項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことが

できる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- 一 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- 二 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
  - 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
  - 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
  - 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
  - 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- 第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。
- （一般事業主に対する国の援助）
- 第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、

労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

### 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の表）

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が300人を超えるものに限る。）



は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第1項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第1項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する

者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（啓発活動）

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第29条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第5章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項若しくは第2項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第3項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

一 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

三 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第10条第2項（第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。（この法律の失効）

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則

を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則(平成29年3月31日法律第14号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第1条中雇用保険法第64条の次に一条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日二及び三 略

四 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定(「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。)、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第10条第10項第五号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第38条第3項の改正規定(「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。)、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第

26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成30年1月1日

(罰則に関する経過措置)

第34条 この法律(附則第1条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則(令和元年6月5日法律第24号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定 公布の日

二 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則(令和4年3月31日法律第12号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第2条中職業安定法第32条及び第32条の11第1項の改正規定並びに附則第28条の規定 公布の日

二 略

三 第1条中雇用保険法第10条の4第2項及び第58条第1項の改正規定、第2条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第48条」を「第47条の3」に改める部分に限る。)、同法第5条の2第1項の改正規定及び同法第4章中第48条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第3条の規定(職業能

力開発促進法第10条の3第一号の改正規定、同条に1項を加える改正規定、同法第15条の2第1項の改正規定及び同法第18条に1項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第5条、第6条及び第10条の規定、附則第11条中国国家公務員退職手当法第10条第10項の改正規定、附則第14条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第4条第2項及び第18条の改正規定並びに同法第33条の改正規定(「、第11条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第5条の5第1項」とあるのは「船員職業安定法第15条第1項」と)を削る部分を除く。)並びに附則第15条から第22条まで、第24条、第25条及び第27条の規定  
令和4年10月1日

(政令への委任)

第28条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (令和4年6月17日法律第68号) 抄  
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第509条の規定 公布の日

# ◆ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号  
最終改正 令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号

## 目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等（第 2 条の 2・第 2 条の 3）

第 2 章 配偶者暴力相談支援センター等（第 3 条—第 5 条）

第 3 章 被害者の保護（第 6 条—第 9 条の 2）

第 4 章 保護命令（第 10 条—第 22 条）

第 5 章 雑則（第 23 条—第 28 条）

第 5 章の 2 補則（第 28 条の 2）

第 6 章 罰則（第 29 条・第 30 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第 1 章 総則

（定義）

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第 28 条の 2 において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその

婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等（基本方針）

第 2 条の 2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第 5 項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第 1 項及び第 3 項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第 1 項の都道府県基本計画及び同条第 3 項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第 2 条の 3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の

ための施策の実施内容に関する事項

- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第2章 配偶者暴力相談支援センター等 （配偶者暴力相談支援センター）

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら

行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

## 第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻

が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
  - 二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

- 八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
- （管轄裁判所）
- 第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（保護命令の申立て）
- 第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければ



ならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第一号又は第2項から第4項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第10条第1項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第3条第3項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

- 2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、

その10分の5を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
  - 二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

#### 第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第二号、第12条第1項第一号から第四号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

#### 第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

#### 附則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第四号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成16年6月2日法律第64号）

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律によ

る改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成19年7月11日法律第113号）抄  
（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則（平成25年7月3日法律第72号）抄  
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附則（平成26年4月23日法律第28号）抄  
（施行期日）

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

附則（令和元年6月26日法律第46号）抄  
（施行期日）

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第4条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第8条 政府は、附則第1条第一号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及

び被害者の保護等に関する法律第6条第1項及び第2項の通報の対象となる同条第1項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第10条第1項から第4項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第1項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第1条第一号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（令和4年5月25日法律第52号）抄  
（施行期日）

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第3条、第5条及び第38条の規定 公布の日

（政令への委任）

第38条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和4年6月17日法律第68号）抄  
（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第509条の規定 公布の日

## ◆ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和4年5月25日法律第52号  
改正 令和4年6月15日法律第66号  
同4年6月17日同第68号

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 基本方針及び都道府県基本計画等（第7条・第8条）
- 第3章 女性相談支援センターによる支援等（第9条—第15条）
- 第4章 雑則（第16条—第22条）
- 第5章 罰則（第23条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

#### （基本理念）

第3条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第5条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第6条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第2条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

### 第2章 基本方針及び都道府県基本計画等

#### （基本方針）

第7条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政

機関の長に協議しなければならない。

- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第8条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

### 第3章 女性相談支援センターによる支援等 (女性相談支援センター)

第9条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第11条第1項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

- 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第12条第1項におい

て同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

- 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

- 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

- 6 女性相談支援センターには、第3項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

- 7 第3項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 9 第3項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第10条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第6条の3第18項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第23条第2項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しな

ければならない。

(女性相談支援員)

第11条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第20条第1項(第四号から第六号までを除く。)並びに第22条第1項及び第2項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第20条第2項及び第22条第2項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第12条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第13条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第14条 民生委員法(昭和23年法律第198号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和25年法律第204号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成7年法律第86号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第15条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第9条第7項又は第12条第2項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第4章 雑則

(教育及び啓発)

第16条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けられるようにするための教育及び啓発に努めるも

のとする。

(調査研究の推進)

第17条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第18条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第19条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第20条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用（次に掲げる費用を除く。）

二 女性相談支援センターが行う第9条第3項第二号の一時保護（同条第7項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第13条第1項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第13条第2項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第21条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の4分の3以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第13条第1項又は第2項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該

活動に要する費用（前条第1項第六号の委託及び同条第3項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第22条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

一 都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第20条第2項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第3項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第2項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第5章 罰則

第23条 第9条第8項又は第15条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第3条、第5条及び第38条の規定 公布の日

二 附則第34条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第36条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第2条 政府は、この法律の公布後3年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の



施行後3年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第3条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第7条第1項から第3項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第4項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第7条第1項から第3項までの規定により定められ、同条第4項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第10条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第11条 旧婦人補導院法第12条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第19条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第38条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和4年6月15日法律第66号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第7条、第8条及び第17条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第16条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第17条 附則第3条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（令和4年6月17日法律第68号）抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第509条の規定 公布の日

## ◆ 札幌市男女共同参画 審議会規則

平成 14 年 11 月 13 日  
規則第 53 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、札幌市男女共同参画推進条例  
(平成 14 年条例第 27 号。以下「条例」という。)

第 20 条第 7 項の規定に基づき、札幌市男女共同  
参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び  
運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の委嘱)

第 2 条 審議会の委員(以下この条及び次条におい  
て「委員」という。)のうち条例第 20 条第 3 項後  
段の規定により公募した市民の中から委嘱する委  
員(以下「公募委員」という。)以外の委員は、次  
に掲げる者のうちから委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) その他市長が適当と認める者

2 公募委員の公募方法、委員の選考基準その他委  
員の委嘱に関し必要な事項は、市長が別に定める。  
(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員  
の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき  
は、その職務を代理する。

4 会長及び副会長ともに事故があるときは、あら  
かじめ会長の指名する委員が、その職務を代理す  
る。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会は、審議会の委員の過半数が出席しなけ  
れば、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した審議会の委員の過半  
数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す  
るところによる。

(審議会への協力)

第 5 条 審議会は、必要があると認めるときは、調  
査審議する事項に関する意見若しくは説明を聴  
き、又は情報を収集するため、関係者に対し、審  
議会への出席、資料の提出その他必要な協力を求  
めることができる。

(部会)

第 6 条 審議会は、必要に応じて、部会を置くこと  
ができる。

2 部会は、審議会の議決により付議された事項に  
ついて調査審議し、その経過及び結果を審議会に  
報告する。

3 部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が  
これを指名する。

4 部会に部会長を置き、会長がこれを指名する。

5 部会長に事故があるときは、部会の委員のうち  
からあらかじめ部会長の指名する者が、その職務  
を代理する。

6 前二条の規定は、部会について準用する。この  
場合において、これらの規定中「審議会」とある  
のは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と  
読み替えるものとする。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、市民文化局において行う。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運  
営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定  
める。

附則

1 この規則は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

2 札幌市事務分掌規則(昭和 47 年規則第 23 号)  
の一部を次のように改正する。

別表 3 市民局生活文化部の款男女共同参画推進  
室の項男女共同参画課の節に次の一号を加える。

(4) 男女共同参画審議会の庶務に関すること。

附則(平成 17 年規則第 24 号)抄  
(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 28 年規則第 21 号)抄  
(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

**編集・発行**

札幌市市民文化局男女共同参画室男女共同参画課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

電話 011-211-2962 FAX 011-218-5164

e-mail danjo@city.sapporo.jp

令和5年(2023年)3月

市政等資料番号 01-D04-23-151



SAPPURO

